

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (奈良朝)
のありしならんか、恐くは之れ無かりしなるべし。

第三期 唐風模倣(寧樂)時代

(自孝德天皇大化元年紀元一千三百五十五年
至桓武天皇延暦十二年一千四百五十三年)

奈良時代の歴史的概見

神武天皇即位紀元一千二百年代に當り、我邦は内職官世襲の積弊其極に達し、氏族制度の秩序混亂し、外は高麗及漢土の交通繁く、儒佛の二教は、我國民の思想に新生面を開き、物質的文明の新現象を興へんとしたり。偶ま支那に劉唐新に起り、文物典章等百般の事物濼然として、開明文化の度、希臘と伯仲し、埃及、印度を凌駕せし程なりしかば、我君臣皆之を模倣せんことを務め、彼と交誼を結び、彼の開明を我に導き、之が爲に政令の大變遷を生ぜり。其主たるもの凡そ四あり、即ち法制、宗教、文學及び工業美術是れなり。

此期民人の農を恒業となすの俗は昔に渝らず。大化新政以來一三〇九百事法制立ち租稻の制束制、納租期、公私出舉法、田租の法、公廩等起れり。孝德天皇大化二年丙(紀元一三〇九)改新の詔ありて曰はく、

「凡そ田は長さ三十步、廣さ十二步を段とし、十段を町とし、段の租稻は二束二把町の租稻は二十二束とす。」(孝德紀)

奈良時代田制の古記録

租稻の制

束制

一把とは兩手を以て握る量カサを云ひ、一束とは十把を云ふ。

同、白雉三年壬(一三一三)更に制して曰はく、

「段の租稻一束半、町の租稻十五束とす。」(孝德紀)

文武天皇大寶元年辛(一三六一)制して曰はく、

「段の租稻は二束二把とし、町の租稻は廿二束とす。」(田令)

按、是の時、一束の稻を春て、米五升を得ること、定められたれば、米五升を以て、稻一束に擬することゝなれり。

又曰はく、

納租期
今を距る千二百一十一年前春米を京に運べり

「凡そ田租は、國土の收穫の早晩に准じて、九月中旬より起て輸せ、十一月の卅日より以前に納め畢へよ。」(田令)

又曰はく、

「凡そ稻粟を以て出舉せば、任に私契に依て官は理することを爲され、一年を以て斷カサリとせよ、利は一倍に過ることを得ざれ云々、若し家資盡たらば身を役せよ。」(雜令)

公私出舉法

米食と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (奈良朝)

按、出舉とは稻粟を出し貸して利を取るを云ふ、舉は取るなり。

同二年^{壬寅}(一三六二)

「諸國の大租、驛起稻及義倉の數の文を始めて辨官に送る。」^{文武紀}。

按、大租は大税にして、正税を分て出舉する稻の稱なり。

驛起稻とは驛家を修理せんが爲めに正税を分けて出舉する稻の稱なり。義倉とは、富めるを分けて賑はさんか爲めに、常に穀類を蓄積して其備をなすを云ふ。文とは、大租、驛起稻の數、幾何、義倉の貯蓄の粟幾何と記載する帳簿を云ふ。

同慶雲三年^{丙午}(一三六六)勅す。

「百姓食あれば萬條即ち成る、民の豐饒は、猶充倉に同じ、宜しく段の租は一東五

把、町の租は、十五束となすべし。」^{文武紀、類聚三、代格、田令、義解。}

按、從前の町ごさに二十二束を十五束に減じられたるに非らず、白雉三年の束制に復せられて束把の量を大にせるなり、大一束は、小一束四把三分の二に當る。

元正天皇養老元年^{丁巳}(一三七七)勅す。

「今より以後國郡宜しく苗簿を造る日は必ず其虚を捨て、租帳を造る時は、全く其實を取るべし云々。」^{類聚三代格。}

同三年^{己未}(一三七九)六月制す。

大租、驛起稻、義倉

田租の法

苗簿、租帳

税稻は穀と爲して取めしむ

公私出舉共に三分の利とす

租稻、擔夫の糧料

公廩

米を糶る者に位を授く

「穀の物たること年を経て腐らず、今より以後税及雜の稻は必ず穀と爲して收めよ。」^{元正紀。}

同六年^{壬戌}(一三八二)詔して曰はく、

「公私出舉(貸す)して利を取ることは十分の三とせよ。」^{元正紀。}

聖武天皇神龜元年^{甲子}(一三八四)七道諸國に令し。

「國の大小に依つて、税稻四萬束以上二十萬束以下を割取て、毎年出舉して其息利を取り云々、京に向ふ擔夫等の糧料に充てしむ。」^{聖武紀。}

同天平十七年^{乙酉}(一四〇五)制す。

「諸國の公廩、大國は四十萬束、上國は三十萬束、中國は二十萬束、下國は十萬束とす。」^{聖武紀、交替式。}

按、公廩は即ち公廩稻なり、この出舉(貸)の利は國廳の常用に供するなり。

稱徳天皇天平神護元年^{乙巳}(一四二五)勅す。

「天下諸國の郡司六位より已下、白丁に及ぶまで、米二百斛を糶らば位一階を敘せん、二百斛を加ふる毎に一階を進めて叙せん云々、又調司六位已下、雜任已下

の者は米二百斛を糶らば位一級を叙せん、一百五十斛を加ふる毎に一階を進めて叙せん云々、『稱徳紀』。

同神護景雲二年_中（一四二八）東海道巡察使紀廣名言す、

「春米を運ぶ者は元來糶を差して人別に糶を給ふ、而るに今糶分に馬を輸して獨り牽丁の糶を給ふ、竊弊せる百姓馬の輸すべき無し、望み謂ふ舊に依て人に運ばしめ、別に糶を給はん云々、餘道の春米諸國の糶料も、又東海道に准して施行す、『稱徳紀』。

春米を人に運ばしめ糶を給ふらん望み謂ふ

農政類編曰はく、春米とは白米を云ふと、然れども此頃の白米は現今の半搗米の如きものなるべしとのことは、前章に説ける所なり。

桓武天皇延暦十一年_中（一四五二）太政官符に、

古糶は成く糶さなせよと云

「諸國の古糶を糶にすべきことを務めず、望み請ふ年中の出舉は、雜用を除くの外は束把を遺さず、成く皆糶と爲せよと云へり、『交替式』。

而して歷朝の 天皇能く丕績を紹述し、農事を勸課獎勵し、民食を重んじて神祇を祭奉し給ひ、祈年新嘗等春緇秋嘗の設けあらざるなく、又百姓を愛撫賑濟せら

當時代農事を勸課獎勵せられしことの古記録

れ、皇々として求めて得ざるが如し。

其農事を勸課獎勵せられしことは、左に抄する古記録に依て見るべし。

孝德天皇大化二年_中、詔して曰はく、

「凡そ畿内より始めて四方の國農作の月に當ては、早く田を營むことを務め農

桑を催課しめよ云々、『孝徳紀』。

天武天皇四年_子（一三三六）詔して曰はく、

「軒冕之羣受代耕之祿、有秩之類无妨於民農、『天武紀』。

按天子の貴きと農夫の末相を執ると、其天職を奉て、人を治め、人を養ふの道、いづれか勞し、何れか佚すと別かたんやと也。

元正天皇靈龜元年_乙（一三七五）五月勅して曰はく、

「百姓を撫導し、農桑を勸課し、心に宇育を存し、能く飢寒を救ふことは、實に是れ國郡の善政なり云々、宜しく其産を催勸し、資産豊足する者を上等となす、催勸を加ふと雖へども衣食短乏の者を中等と爲す、田疇荒廢し百姓飢寒し、因て死亡を致す者を下等となす云々、『元正紀』。

勸農

一親月仁の詔

勸農の要

同年十月又詔して曰はく、

「國家の隆泰は要するに民を富すにあり、民を富すの本は務貨に従ふ故に男は耕耘を勸め、女は紡織を修むるときは家に衣食の饒ありて、人に廉耻の心を生ず、刑錯の化爰に興りて太平の風致すべし、凡そ厥の吏民豊勗めざらんや云々」
〔元正紀〕。

同養老三年^未己

「農桑を勸課すれば國阜に家給る、本を敦し末を棄て情に農桑を務めしむべし、若し田蠶修まらずば耕織廢業す、右百姓前件の善惡の状迹有らば狀に隨て擧罰し、狀を録して具さに通聞せよ、〔類聚三代格〕」。

同養老五年^辛西(一三八一)。

「天下の諸國をして力田の人を擧げしむ、〔元正紀〕」。

按、力田とは殊に耕作を勉強する者を云ふ。

同養老六年^壬未太政官奏して曰はく、

「食の本たること是れ民の天とする所なり、時に隨て策を設くるは治國の要政

同上

農桑を勸む

力田を擧ぐ

勸農、備荒

農桑を勸む

農桑は邦の本なり

當時の農は米を尊重し、雑穀の耕を減ぜざりしが如し

草木を勸め植ふしめて五穀を助けしむ

粟粟を栽培せしむ

なり、望み請ふ農を勸め、穀を積みて以て水旱に備へん云々、〔元正紀〕。

桓德天皇神護景雲元年^甲丁(二四二七)勸す、

「夫れ農は天下の本なり、吏は民の父母なり、農桑を勸課するに令に常制あり、比年諸國頻年登らず、唯天道の宜しきに乖くのみ、匪らず、抑も亦人事の怠慢也、天下に令して農桑を勸むるを事とすべし云々、〔桓德紀〕」。

桓武天皇延暦三年^甲子(一四四四)詔して曰はく、

「民は惟邦の本なり、本固ければ國寧し、民の資る所は農桑、是切なり云々、〔桓武紀〕」
されば、習慣の久しき諸國概むね水田を耕して稻米を得るに汲々し、陸田を墾して麥、桑等を植うるもの少きが故に、一朝旱凶に際しては餘穀なく、飢饉の慘を見ること屢々なるにより、歴世の天皇亦勸めて陸田の墾を獎勵せられたり。

持統天皇七年^巳丁(一三五六)詔して曰はく、

「桑、紵、梨、栗、蕪、菁等の草木を勸め植ふるしめて五穀を助けしむ、〔持統紀〕」。

元正天皇靈龜元年^乙卯(一三七五)十月詔して曰はく、

「今諸國の百姓産術を盡さず云々、秋稼若し罷なば多く飢饉を致さん云々、百姓

をして、粟を兼種せしむ。凡そ粟の物たるや久しきを支へて敗れず、諸穀の中に於て最も是精好なり云々。若し百姓粟を輸して稻に轉する者あらば之を聽せ。三代格。

同養老六年^{戊壬}（一三八二）太政官奏して曰はく、

「百姓荒野閑地に能く功力を加へて雜穀を收穫すること、三千石以上には勳六等を賜はん、一千石以上には身を終るまで使ふこと勿らしめん。是に八位以上を帯びたるものには勳一等を加へん云々。元正紀。」

同八年（一三八四）八月太政官符す畿内七道の諸國に、大小の麥を耕種する事。

「右は麥の用たる人に在て尤も切なり米乏きを救ふの要此に過たるは莫し云云。比年以來多くは耕種を歇き飢饉に至り艱辛良に深し云々。百姓を催して時を失はしむること勿れ云々。類聚三代格。」

又其民食米を重じ、曆朝神祇を祭奉し給ひしことは、

天武天皇四年^{子丙}

「六月大に旱す、使を四方に遣はして幣帛を捧げ、諸神祇に祈る。天武紀。」

多く雜穀を
作りにしもの
に勳
を與ふ

勳めて麥を植
ふしむ

此時代の歴朝
民食を重んじ
神祇を奉祭せ
られしことの
古記録

早災の爲め神
祇に班幣す

文武天皇元年^酉（一三五七）

「六月神祇に班幣す。文武紀。」

此年五月より天下災旱せるを以て此奉幣あり。

同大寶元年^{丑辛}

「仲春には祈年祭をすべし。神祇令。」

歳の災作らず時令を順底ならしめ、五穀の豐熟を祈るが故に祈年と云ふ。

又曰はく、

「孟夏には神衣祭、大忌祭をすべし。同上。」

神衣祭は神衣を織り作り、以て神明に供するなり。大忌祭は、山谷の水を變じて甘き水となし、苗稼を浸潤し、其稔を全くすることを得んと欲す、故に此祭あり。

又曰はく、

「季夏に月次祭を、孟秋には大忌祭をすべし。同上。」

又曰はく、

「季秋には神嘗祭をすべし。同上。」

神嘗祭は、最も早き新穀を、伊勢神宮に奉りて、秋季の祭を行ひたまふなり。

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (奈良朝)

祈年祭

神衣祭

大忌祭

月次祭

神嘗祭

相嘗祭

又曰はく、

「仲冬の上の卯の日には、相嘗祭をすべし。」(同上)。

天皇新穀を神に奉りて、相共にきこしめすなり。

又曰はく、

「仲冬の下卯の日に、大嘗祭をすべし。」(同上)。

大嘗祭は、天神地祇に新穀を奉りて祭らせたまふなり。

大嘗祭

又曰はく、

「季冬には、月次祭をすべし。」(同上)。

元明天皇和銅三年庚戌(一三七〇)。

「四月幣帛を諸社に奉り、雨を名山大川に祈る。」(元明紀)。

同七年甲寅(一三七四)六月詔して、

「幣帛を諸社に奉り、雨を名山大川に祈る。是に於て未だ數日を経ずして、澍雨滂沱たり、時人以て、聖徳感通の致す所と爲す。」(元明紀)。

聖武天皇天平四年甲申(一三九四)詔して曰はく、

雨を名山大川に祈る

亢旱、幣帛を神に致し天下に大赦す

雨を祈る

「春より亢旱し夏に至るまで雨ふらず、百川水を減じ、五穀稍凋めり云々、京及諸國の天神地祇、名山大川には幣帛を致さしめ、天下に大赦すべし。」(聖武紀)。

同十五年癸未(一四〇四)。

「春より夏に至て雨ふらず、幣帛を畿内の諸神社に奉りて雨を祈る。」(聖武紀)。

淳仁天皇天平寶字七年癸卯(一四二三)五月、

同八年甲辰(一四二四)。

稱徳天皇神護景雲二年甲戌(一四二九)。

「幣帛を畿内の群神に奉る、早すればなり。」(淳仁紀)。

光仁天皇寶龜六年乙卯(一四三五)。

「河内攝津の兩國に鼠ありて、五穀及草木を食めり、幣を諸國の群神に奉りて之を祈らしむ。」(光仁紀)。

桓武天皇延暦七年辰戌(一四四八)。

「雨を伊勢の神宮及七道の名神に祈らしむべしと、是夕大に雨ふる、其後雨多く遠近に周匝して遂に耕殖することを得たり。」(桓武紀)。

鼠、五穀を食む幣を神に奉りて祈る

五個月雨降らず天皇親ら雨を祈る

此時代の歴世天皇が百姓を愛撫賑濟せられしことを古記録

屯倉を罷む

義倉

同年

「去冬より雨ふらずして既に五箇月を経たり、灌漑已に竭て公私望を斷つ、天皇沐浴して庭に出て、親ら祈りたまひしに、頃くありて天闇く雲合て雨降ること、滂沱たり、群臣舞蹈して萬歳を稱ふ、因て五位以上に御衾及衣を賜ふ、咸な以爲らく聖德至誠にして祈禱の感ずる所なり」と、『桓武紀』。

又其歴世の 天皇が百姓を愛撫賑濟せられしこと枚舉に遑あらず、一茲に記載すべくもあらず、而して 孝德天皇の大化二年に至り、處々の屯倉を停め、更に義倉の制を行はせられ、和銅元年不動倉を定め、大寶より養老の間義倉を開て飢荒を救ふこと多きを觀、天平寶字の頃より常平倉、平準署等の設けありたり。

孝德天皇大化二年、改新の詔を宣す、其一に曰はく、

「昔在の天皇の立つる處々の屯倉を罷む、〔孝德紀〕。

文武天皇大寶元年辛丑、制して曰はく、
「凡一位以下及百姓雜色の人等皆戸の粟を取て以て義倉と爲よ、上々戸に二石、上中戸に一石六斗、上下戸に一石二斗、中上戸に一石、中々戸に八斗、中下戸に六

不動倉

常平倉

平準署

斗、下上戸に四斗、下中戸に二斗、下々戸に一斗、若し稻は二斗、大麥は一斗五升、小麦は二斗、大豆は二斗、小豆は一斗を各粟、米一斗に當てよ、皆田租と同時に收め畢へよ、〔賦役令〕。

元明天皇和銅元年申戊、大政官符す、

「大税は自今以後、別に不動の倉を定め、以て國貯の物と爲す云々。」

按、大税の中を分けて不動穀と爲し、糞りに動さるるものと爲して之を納めおくを云ふ、其倉を不動倉と云ふ、以て國貯の物となすなり。

淳仁天皇天平寶字三年癸巳、勅して曰はく、

「頃聞く三冬の間に至て市邊に餓人多しと、其由を尋問するに、皆云はく、諸國の調脚郷に還ることを得ずと、或は病に因て憂苦し、或は糧無くして飢寒すと、朕竊に茲を念ふに、情深く矜愍す、國の大小に隨て公廩を割出して、以て常平倉と爲し、時の貴賤に遂て糴糶して利を取り、普く還脚の飢苦を救ふべし、直に外國の民を需すのみに非ず、兼て京中の穀價を調へん、東海、東山、北陸の三道は左平準署之を掌る、山陰、山陽、南海、西海の四道は右平準署之を掌る、〔淳仁紀〕。

按、調脚とは調物を持って上京する人夫を云ふ、還脚とは其人夫の郷に還るを云ふ。

常平倉とは穀の價直の賤き時に買て積み置く倉を云ふ、然して其直の貴くなれる時に賤き直にて賣るなり。
平準署とは物價を平にすることを主る役所を云ふ。

此期に入りては、商業亦漸やく見る可きものあり、賣買授受の標準たる度量衡は天下に頒たれ、賣買の媒介たる錢貨は持統天皇以來鑄錢司を置き銀錢銅錢を鑄造せられたり、

元明天皇和銅五年壬子(一三六八)令して曰はく、

「諸國送る所の調庸等の物は錢を以て換へよ、錢五文を以て一常に准すべし。」
(元明紀)。

按、一常とは布一丈三尺を云ふ。

元正天皇養老六年壬戌(一三八二)。

「伊賀伊勢尾張近江越前丹波播磨紀伊等の國をして始めて錢調を輸さしむ。」
(元正紀)

按、錢調とは調物の代に錢を輸さしむるを云ふ。

然れども都會の地を除却しては、民人錢の利に馴れず、依然として、米布等の物品

奈良朝時代の商業

錢調

米六升を銀錢一文の價となし之を商貨の標準とせり

殊に當時、米六升を以て銀錢一文となし、之を標準とし、商貨を交換せり、故に朝廷屢々蓄錢をすゝめ、官位を與へて賞しければ、豪富のもの、貯蓄を専らとし、却て流通を阻害するに至れり。

「松の落葉」に云、

「古へは米をもて布にかへなご、總てのものと代へさせて事足しかば、米を貴び錢を嫌ひて、世の中に用ひざりし故に、天平寶字四年(一四二〇)錢文を鑄しこと初めて見ゆ、其後折々新錢を鑄玉ひては、度毎に一ツを舊き錢十に充つべしと仰せ事ありつるは、錢を貴くなさんとのみ圖らひしとぞ、推量らるゝ、去は賤しみて人の用ゐざればなり。」と

此時代の飲食のことは、崇佛の餘威にて、屢々肉食、屠殺、漁獵の禁令を布き、天武天皇は樞筭、築網を造置するを遏め、同四年庚詔して曰はく、「牛馬犬猿雞の肉を食ふこと莫れ、以外は禁する例にあらず、若し犯す者あらば之を罪せん。」(元武紀)と、聖武天皇は更に其禁を嚴にし、稱徳天皇は諸國より魚肉、蒜を進めつることを停めらる、去れど、梁肉を嗜まざるもの、何れの世にかはあらむ、僧侶すら尙ほ

此期には米を貴び錢を賤むる習俗なり

奈良朝時代は崇佛の爲め肉食を禁ぜり

肉食の禁令遂に行はれず

食事は朝夕の二餐にして蒸したる玄米の強飯を常食とす

轉米とは現今の半搗の如き下白米をいふ軍旅の食として糲あり

一種の鮫を嗜好す

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (奈良朝)

八〇

戒律を犯して、宍肉を食ふもの多ければ、地方の國郡に於ては、擅に禽鳥猪鹿を獵殺し、法を破りて屠殺を行ひ、殺生の禁斷の令、頻りに出て、而も久しく遵奉する者甚た少く、亦肉食の禁を云ふものあらず。(前章に掲げし香)

此時代の食事は朝夕二餐にして、常食の飯は玄米を蒸して食す、按ずるに上流社會に於ては、時に稗米(源順の和名抄に之其介與糲とあり、鹽尻に云ふ、臨林唱和集に)を用ひたるが如し、又屢々糲を用ふ、大寶の制兵士は一人毎に糲六斗(今の二斗四)二升(今の六)を給せらる、これ軍旅中の食物なり、又麥、黍、粟、蕎麥等を混食す、調味料には食鹽、豆醃、酢あり、肉類、蔬菜は、或は膾とし、或は羹とす、當時鮫を好む、其鮫は近世の如く飯に合せ酢を交へて製するものと異り、魚類を鹽につけて久しく貯へ置き、自然に酸味を生ずるを削りて食せしなり、其外食物の種類舉げて數ふ可らず、『日本風俗史』に云ふ、

當時の歌に、

「堅鹽を取つゝしろひ糟湯酒うちすゝろひて」

とあるは、堅鹽の片塊を下物となして、糟湯酒に舌鼓叩つ、貧民生活の有様を云ひ

奈良朝時代に於ける貴賤の食事の有様

たる也。

また、

「醬酢に、蒜搗き合せて、鯛願ふ、吾にな見せそ、水葱のあつもの」

とは、富貴の人の鯛の膾を美味として、水葱の煮物を食ふに足らずと云ふ意を表せるものなるべし(日本風俗史)。

何時の世にもある貧富貴賤のけじめは、食物の上にも様々に顯はれたりと覺しく。

孝徳天皇大化二年の詔に、

「農民には、美物と酒とを喫はしむべからず云々、(孝徳紀)。

文武天皇大寶元年辛丑(一三六一)令して曰はく、

「雜菜を以て防人の食に供せよ云々、(文武紀)。

桓武天皇延暦九年庚午(一四五〇)四月太政官符に、

「田夫に魚酒を喫ふことを禁制する事云々、(類聚三代格)とありたり。

當期に於て科擧にて著しく進歩せしは、醫學と醫術なり、前期以來、朝廷韓土より醫學士、採藥使を徵し、専ら韓方によりしが、此期に至り、善日、福因等を唐に遣はして、醫學

百姓に魚酒を禁ず

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (奈良朝)

八一

當時代の醫術

佛教旺盛の餘
僧にして醫を
兼ぬる者多し

今を距る千
七十八年前
抱瘡流行す

天平十六年
今より千六百
十九年前に
十四年に當
る

古への脚病
は脚氣病の
ことなり

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (奈良朝)

八二

ばしめしより漢方行はれ、本邦古來の法と、嚮きに渡りし韓方と、漸く共に衰へたり、大寶に醫令あり、而して奈良朝佛教の盛んなるに方りては、其弘道により、僧尼に依頼し、佛陀に祈禱し、以て疾病の治療を圖りしが故に、我醫術も之が影響を受けたるを跡ながら、且つ佛教主義に基き、京都に施藥院、悲田院を設け、饑病者、棄兒を療養し、爾來佛法の行はるゝこと、漸く盛んなるに従ひ、僧尼の呪符祈禱を以て災厄を祓除するに、兼て治病の事に干與すること益々其度を加ふるに至り、僧にして醫を兼れしもの此期に多し

さて脚氣病に就きては、『續日本紀』に、

『聖武天皇天平十六年閏正月天皇行幸難波宮、中畧是安積親王緣脚病、從櫻井頓宮還』

とあり、『緣脚病』とある語は簡短なるも、之を脚病としたる所、その病症の直接足部にあるを思はしむる點に於て、前章に記したる『允恭天皇紀』の『不能步行』、又『皇極天皇紀』の『患脚』よりも更に直接的なりと雖も、其何症なりしやの不明なるに至ては、前の二者と同様なりとす、而して『倭名類聚抄』に、脚病は脚氣病、一に『阿之乃介』

の事なりとあり、且つ後の物語、并に雙紙の類には、脚氣を、皆脚病と云へり、

河内全節の『本朝脚氣沿革考』に曰く、

『是れ我が史に、脚氣病の見へたる始めにして、此時の治病は、晋唐の治方を用ひしなるべし、其故は既に當時は、『小品方』、『集驗方』、『千金方』、『甲乙經』、『脈經』、『廣濟方』、『明堂經』、『鬼遺方』など渡來の後なれば也』

我邦從來の學者は、此時以前既に脚氣病の行はれし事を稱道するも、脚病とは單に足の病に過ぎざるものなる事は、後章に於て説明すべし、只其名稱のみに拘泥して、現今の脚氣と同一視するは、不可なることなるべし、此期の人々は猶ほ前期の如く、玄米及雜穀を常食とし、高貴の者も偶々時に稗米(半搗の如き精米を用ひしに過ぎざるを以て按ずれば、當時脚氣病の之れ無かりし事は推察し得べき也、

第四期 文弱華奢(平安)時代

自桓武天皇延暦十三年(紀元一千四百五十四年) 至近衛天皇久壽二年(同 一千八百十五年)

此時代は延暦年間、帝都の山城に移りしより、近衛天皇の崩ぜられたる迄にて、前期食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (平安朝)

奈良朝時代
は未だ脚氣病
無りしならん

に定められたる紀綱次第に壞れ行きて、源平の大亂を醸し遂に政權の武人に移りし間の史なり。當時藤原氏の一族全盛を極め攝政となり、關白となりて、大政を左右したるを以て、出身を求むるもの四方より集聚し、京師は繁昌を極むるも、地方の衰弊は益々加はる。而して貴顯諸紳は率以開雅を尙び、詩歌に従事し、衣は錦繡綾羅にあらざれば之れを服せず、膳は山海の珍味にあらざれば之に臨まず。浮華酒佚、形容を修飾して遊致を力む。故に背て故意に盛裝して自誦をひきし大臣の權謀も、寒夜御衣を脱せし天皇の聖謨も、儉勤の禁令も、成泰の封事も、泰平の潮流に乗じ酒々として奔る驚奢文弱の趨勢を挽回すること能はず。惡習陋風は京師を席捲し、國司衰へ莊園増加し、玩田收穫の事も行はれず、世運は再び衰相に變じ、菅原文時の封事は、終に空論横議にあらざりしに到れり。

當時は貴族的繁榮の世として、人々容儀裝飾に逸々たりしかば、美術工業の進歩は著大なる者ありき。然るに生業の方面如何と省みるに、農耕の業は前期の如き長足の進歩を見ずと雖も、初世は猶ほ治政の志篤き帝王大臣輩出して事に當りたりき。

此時代農事を勸課奨励せられしことは、左に抄出せる當時の古記録に徴して之を知る事を得べし。

桓武天皇延暦十五年丙(紀元一四五六)太政官符す。

「年料の白米を春しむべき事。右は大納言紀古佐美の宣を被ふるに、備はく、敕を奉るに、聞く諸國春く所の年料の白米、或は古稻を以て充て、或は使に米を春て納めしむ。民の弊を承ること、率ね皆是に由ると、朝委の情、豈斯の如くならんや。收納の日、即ち進ずる所の正税を以て春かしむべし。假令ば百束を擧ぐる戸は春く利十束とせん、然らば則ち百姓息ふこと有て、物も亦遺ること無らん。」(類聚三代格)。

按、年料とは諸司にて一年の間用かるべき料を云ふ。朝委とは朝廷の委任する所を云ふ。例之ば百束を擧げる戸は春く利十束とせんとは所謂る一割の利を與へんと云ふなり。物も亦遺ること無らんとは、古稻を以て春米に充つれば遺多きが故に、新稻を以て春米に充つれば遺ること無からんと云ふなり。

同十六年丁(一四五七)又敕す。

「糯穀を量り收むるに斗斛限り有り、年を経て除耗す。故に法令ありて例を立たり、今或は所司斗の外に更に耗分を加へ、糯は則ち一俵に付二升已上、穀も亦斛別に五升已上を輸し納む。百姓常に此の費を苦む、自今以後糯穀を檢收して數の外に更に耗分を加ふることを得るが如し、違犯あらば法に依て科處せん度。

量權衡先に定制あり、行用を平校することも五令條に具れり、然るに所司怠慢して曾て遵行せず、大小意に任せ、輕重人に由る、收納するに濫なること多くして、益害尤も甚し。自今以後此の弊を改て升尺等の類は大藏省に就て法に依て平校し、永く姦源を絶たん若し此の制に違はば嚴科に處すべし。又租稅調錢は出納限有り、僞を收め用に充つること色數一にあらざれば、姦吏の輩が官物を犯用して公文乘と名け憲章を憚らす心に貪濁を挾み、競て截留を事とし、田租を剩徴し、調錢、職寫田の直僞錢等の類を奸折すること有るに至り、賊汚多端なれども積習悛むること無し、科條を設けずば何を以て懲肅せん、其の來年正月以後若し犯す者あらば法に依て罪を科せん、犯す所輕きが如きも猶見任を解き、永く叙用せざれ、**類聚國史**。

按、公文乘とは國司が常賦外に名目を設けて餘分の物を取るを云ふ、截留とは國司が上納すべき物を割き分て留めなくを云ふ、職寫田とは事故ある百姓の田を没して京職に於て管理するを云ふ、僞錢とは僞役に立つべき民の故ありて出でざる者は代錢を出すを云ふ。

同延曆十八年卯(一四五九)

職寫田

木綿を植う

開墾の利を定む

「二人あり、小船に乗り參河國に漂着す、布を以て脊を覆ひ、犢鼻を着て袴を着す、左の肩に紺布を着る、形袈裟に似たり、年二十ばかりにして、身の長は五尺五寸、耳の長さは三寸餘なり、言語通せず、何れの國の人なるかを知らず、大唐の人等これを見て、僉曰はく崑崙人なりと、後に頗る中國の語を習ふ、自ら謂ふ天竺人と、常に一弦琴を彈ず、歌聲哀楚たり、其の資物を閱するに草實の如きもの有り、これを綿種と云ふ、**桓武紀類聚國史**。

嵯峨天皇弘仁二年卯(一四七二)敕す、

「野を占め田を開く徒が國に就き地を請ふ日、町段を顯さず、遠く四至を包ぬ、公を損じ民を妨ぐることを此より甚しきは莫し、自今以後宜しく町段を勘へ四至に依ること勿かるべし、又陸奥出羽の兩國は土地曠遠にして民居稀少なり、百姓浪人便に隨て開墾するに國司巡檢し隨て即ち公に收む、是を以て人民散走し、靜心あること無し、兩國の開田は、公驗なしと雖へども收公するを得ざるべし、**嵯峨紀**。

按、遠く四至を包ぬとは四至を曠遠に包れ有つを云ふ、例之は東は某の山を限り、西は

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (平安朝)

某の川を限りとして土地を廣く占有するなり、公驗（公儀の券文を云ふ、茲にては地券書を云ふなり、收公とは公儀へ取り上るるを云ふ。）

青麥を茹るを
聽す

同弘仁二年四月敕す、

「麥を茹て芻（ウヅク）と爲すことは禁制已に久し、今聞く京邑の百姓未秋の前これを沽て急に給く、其の得る所を計るに實を收むるより倍す、苟も民に利あらば何ぞ禁制を勞せん、自今以後永く賣買を聽さん、」（嵯峨紀）

同四年（癸巳）一四七三敕す

「國を治むる要は民を富ますにあり、民其の蓄へ有れば凶年は防ぐ、故に禹、水九年人飢食無く、湯、早七歳民業を失はず、今諸國の吏深く委寄に乖き、或は役を差すに時を失ひ、農要を妨廢し、或は専ら侵漁を事とし、撫字に心なし、此に因て黎元業を失ひ、飢饉自ら隨て災侵に縁るに非らずして常に民飢を告ぐ、仍て年々賑給して倉廩殆ど罄く、憊し災害あらば何を以てか相濟はん、不治の弊一に此に至る、自今以後、田業の損害及び疾疫等あるに非ざれば、輒く賑給を請ふことを得ざるべし、」（類聚國史）

農を勤め賑給
を制限す

按、禹、水九年人飢食なしとは、夏の禹王は宮室を卑くして力を溝洫（ツツ）に竭し、故に九年の洪水にも民飢うるものなかりしを云ふ、湯、早七歳民業を失はずとは、殷の湯王は民を視るに憐めるが如く常に心を用ひしかば、七歳の旱魃にも民業を營みしを云ふ、委寄とは委任寄託を云ふ、農要とは農時肝要の期節を云ふ、侵漁とは濫に奪ふを云ふ、撫字とは愛育するを云ふ。

同九年（壬戌）一四七八敕す、

「比者春雨降ること少くして草を枯すこと月に多し、百姓耕を輟めて播種すること能はず、宜しく弘仁九年四月の格に準じて王臣の田を問はず、水ある所には任に百姓をして耕作せしめ、種を降し遷し種うる後は、各其の主（シ）に歸せ、神寺の田は宜しく此に準ずべし、又水を漑（シ）き田を養ふことは賤を先にし、貴を後にす、但し事時を權るなり、例となすことを得ざれ、」（類聚三代格）

按、水有る處には任に百姓をして耕作せしめ種を降し種うる後は、各其の主（シ）に歸せしは、水有る田を苗代として種子を降し其の苗を遷し植て後は、其の主（シ）に歸せしを云ふなり。

同十一年（庚子）一四八〇太政官符す

「大、小麥を種うべき事、右は太政官去る天平神護二年九月の格を檢するに、備は

水ある處には
百姓をして任
に耕作せしむ

大小麥を種うべき事

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (平安朝) 九〇
く、大納言眞吉備宣す、救を奉るに、麥は(米)絶えたるを、繼ぎ、乏しきを救ふこと、穀の尤も良きものなり、天下諸國をして百姓に勸課して、大小の麥を種ふしむべし、即ち國郡司の格勤の者各々一人を勸して其の事に專當せしめ、其の專當の人の名は朝集使に附して申上せよと云へり、今大納言藤原冬嗣の宣を被ふるに、備はく、救を奉るに今聞く黎民の愚なる身を顧みず絶えあるに至て徒に飢饉に苦めり、或は耕種すと雖へども既に其の時を失ひ、空しく功力を費して還て實を得ず、是則ち國郡の官司格旨を愼ます、授時の方に乖けるなり、此にして政に従は、誰か善吏と謂ん、月令に曰はく、仲秋の月乃ち麥を種うるを勸む、時を失ふこと母かれ、其の時を失ふ有らば罪を行ふこと疑ふ無けん、自今以後八月より始めて勤て播種せしめ、時を失ふことを得ざるべし、自餘の事條は一に前格に依れ、若し乖き犯すこと有らば違救の罪を科せん、(類聚三代格政事要畧)。

按、授時には農耕の時節を失はざらしめんが爲めに官より民に告げ知らしむるを云ふ。

眞岑安世水車を造りて耕耘を便にす

淳和天皇天長六年(一四八九)太政官符す、

「水車を作るべき事、右は大納言良岑安世の宣を被ふるに、備はく、耕種の利は、水田を本と爲す、水田の難は尤も早損に在り、傳へ聞く唐國の風は、堰渠不便の處に多く、水車を構ふ、水無き地は斯を以て其の利を失はず、此間の民は素より此の備へ無く、動もすれば焦損に苦むと宜しく、民間に下し、仰せて、件の器を作り備へて、以て農業の資と爲すべし、其の手轉を以てし、足踏を以てし、牛に服けて廻らす等、各々便宜に隨へ、若し貧乏の輩ありて作り備ふるに堪へずば、國吏作りて給へ、用を経て破損せば、隨て修理せよ、その料は救急稻を用ゐよ、(類聚三代格)。

按、救急稻とは、凶年の急を救はんが爲に設け置く稻を云ふ。

同九年壬(一四九二)

「皇后雲林亭に幸して、農業の風を観る、扈從の五位以上に被を賜ひ、六位以下及

ひ田を殖うる男女に、祿を賜ふ、(日本紀畧)。

按、被とは、衣服を云ふ、祿とは、絹布を云ふ。

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (平安朝)

皇后農事の風を観る

仁明天皇承和八年壬西(一五〇二)閏九月太政官符す、

「稻を乾かす器を設くべき事、右は右大臣の宣を被ふるに備はく、國は民を以て本となし、民は食を以て本と爲す、是を以て春雨初めて降りて老弱畝に東に赴き、秋露稍々飛て丁壯穀を西に收む、茲の五穀を保ち彼の萬事を濟す、聞くか如きは諸國の百姓が稼穡を營む所偏に陽景を恃みて既に霖雨を忘る如し、雲影霽れ難く雨足歇まざるに逢へば、稻を中庭に置きてこれを見て且つ飢う、庶民の愚一に茲に至る、大和國宇陀郡の人は田中に木を構へ、稻穀を懸け曝す、其の穀の燦カくこと火炎に當るに似たり、俗に名けて稻機と云ふ、宜しく諸國に仰せて廣く此の器を備ふべし、専ら人を利するに縁る、疎略にすることを得ざれ、」
(類聚三代格)

稻を乾かす器を設く

稻機

力田に位を授く

清和天皇貞觀四年壬午(一五二二)

「和泉國和泉郡の人白丁川枯首吉守カレシヨシキウに位一階を叙す、力田を賞するなり、」(清和紀)

同六年甲申(一五二四)

耕田の禮を叙覽に供す

「太政大臣の東京染殿の花亭に幸す、太政大臣は伶人に樂を命じ、之に屬する者をして詩を賦せしむ、時に紀今守等郡司百姓を東の垣外に率て耕田の禮を行ひ、叙覽に供し、農民の事あるを知ろしめさんことを欲す、晨より暮に至りて罷む、」(清和紀)

按、染殿とは忠仁公の家を云ふ、或は清和院とも云ふ、此の院は正親町の南、京極の西にありしこと、拾芥抄に見えたり、東京とは左京を云ふ、耕田の禮とは神祭をして田を耕すを云ふ。

同八年戊丙(一五二六)

「太政大臣の東京染殿の第に幸す、東門に御して農夫田婦の田を耕すを覽たまふ、」(清和紀)

耕田を覽たまふ

陽成天皇元慶六年壬寅(一五四二)敕して

「因幡、出雲、兩國の正税三千斛を以て伯耆國に賜ひ百姓に班給して農事を勸めしむ、是より先き伯耆の國司言す、當國貞觀二年より元慶元年に至りて頻に登らざるに遭ひ、出舉減少す、請ふ隣國の穀を給し、民に農業を勸めしめんと、之に従ふ、」(陽成紀)

三千斛を百姓に班給す

力田者を檢録す

醍醐天皇延喜五年^丑(一五六五)制して曰く、

「凡そ天下の百姓親ら農業を勸めて雜穀を貯積し、孤獨を救濟し、戸口増長し、夫婦和順にして其の名郷里に聞ゆ、親疎相識らば長官は之を歴問訪審して、的かに虚實を知り、具に姓名年紀を録し、使に附て官に申し送れ、^二雜式^一。」

按、使使とは殊更に發せざる便を云ふ。

朱雀天皇承平元年^卯(一五九二)十二月太政官符す、

「五畿七道の諸國司先年の符旨に依て不堪佃田を開發すべき事、右は太政官去る延喜五年十一月諸國に下す符に備はく、戸婚律に凡そ部内の田疇荒蕪する者は十分を以て論じ、一分は答三十とし、一分に一等を加ふ云々、^一」

按、答とは答にて、違つ罪を云ふ。

後冷泉天皇康平三年^庚(一七二〇)

「天皇白河院に行幸し、仙院に朝覲す、便ち林池の勝槩を覽たまはんが爲めなり、更に東面に御し、麥隴田苗を覽たまう、^二康平紀^一。」

按、仙院とは大土皇后を云ふ、是は上東門院にて皇祖母なり、麥隴とは麥畑なり。

不堪佃田を開發すべし

麥隴田苗を覽たまふ

種田の式

當時代に於ける田制

勸學田

屯田

崇徳天皇大治四年^己(一七八九)

「八條殿に於て種田の式を行ふ、種女二十人なり、赤き水干に紺の帷、黃の生絹裳、檜笠を着て御前に伺ひ、雙び立てこれを種う云々、^二長秋紀^一。」

又當時代に於て田制を定められしことは左に抄せる古記録に依り之を見るべし。

桓武天皇延暦十三年^甲(紀元一四五四)詔して曰はく、

「古の王者は教學を先と爲す、去る天平寶字元年置く所の大學寮の田二十町、生徒稍々衆くして費に供するに足らず、更に越前國水田一百二町を加へ置き、通じて一百二十町名づけて勸學田と云はん、^二類聚國史、日本紀畧^一。」

同十五年^丙(一四五六)太政官符す、

「陸奥國の屯田の地子を輸すべき事、右は大納言紀古佐美の宣を被ふるに備はく、敕を奉るに屯田の地子は今より以後町別に稻二十束を輸さしむべし、^二類聚三代格^一。」

按、屯田とは兵士の爲めに定め置く所の田を云ふ、多く邊要の國に設けられたり。

牧田

同延暦十六年丁丑太政官符す。

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察（平安朝）

「信濃國の監牧に公麻田を賜ふべき事右は大納言神王の宣を被ふるに備はく、
敕を奉るに監牧司は正職にあらずと雖へども家を離れ任に赴き國司に同じ
きこと有り、埴原牧田六町を以て公麻田と爲すべし、」政事要畧。

按、牧田とは牧の費用に充てんが爲めに置く所の田を云ふ。

同十七年戊寅

「公麻を停止して一に正税に混じ正税の利を割て國儲及び國司の俸に置き、又
書生及び事力の數を定めて公麻田を停む、」類聚國史。

按、公麻田とは國府の費用に充てんが爲めに置く所の田を云ふ、又諸司にも公麻田あり
り司の費用に充つる田なり、此の條は國府の公麻田を云ふ。

同年又敕す。

職寫田

「姦吏が貪濁を挾み、職寫田の直を奸折す、積習悛むること無し、科條を設けずば
何を以てか懲肅せん、其の來年正月以後若し犯す者あらば法に依て罪を科せ
ん、犯す所輕きがごときも猶見任を解き永く叙用せざれ、」同上。
按、職寫田とは事故ある百姓の田を没して京職に於て管理するを云ふ。

出

公麻田息利を
徴するを禁ず

同十八年卯巳勅す。

「前に公麻を停止して正税に混合し、兼て舉數を減じて以て民の煩ひを省けり、
然るに諸國任中の未納と稱して公麻の息利を徴る、百姓弊を受け難苦實に深
し、自今以後宜しく徴ることを停むべし、若し違ふこと有らば隨て即ちこれを
科せよ、」同上。

按、任中の未納と稱して公麻の息利を徴ることは當時公麻田は停止してあれど、舊の公
麻田の息利の未納と云ひて百姓より利稻を收るを云ふ。

同年式部少輔和氣廣世言す。

「亡考清應常に云ふ、身厚祿を食みて公に益なし、兼て國造を忝くして民に徳な
し、願くは私墾田一百町を以て和氣磐梨赤坂邑久上道三野津高兒島等の八郡
卅餘郷の賑救分に擬せん、然れども一度に混じ置かば諸郷に及ぼし難からん、
若し班田に遭はば奏聞して此の墾田を以て口分に班田し、彼の郷の分田に量
換して名を置て賑救田と爲さん、其の地子に仍て季夏の月に飢人を賑給して、
民命を救ひ、以て國恩に報いん、隙駒駐らず、所願果さざりき、仍て先志を表すと
これを許す、」日本後紀。

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察（平安朝）

賑救田

按、和氣以下八郡は皆備前國の郡なり、備前八郡は總て五十餘郷なれども、清麿の墾田せし地は三十餘郷に係れるが故に八郡三十餘郷と云へるなり、郷とは民戸十戸以上ある地を云ふ、而して五十戸に止まるなり、若し五十戸あらんには其の五戸は隣郷に附す、當時一郷と云ふは大寶元年の制に一里とあるに同じ、村内人家の群をなしたる所を云ふ、郷中に人家の群をなしたるをさして某村と云ふ、是れ郷村の差別なり、

勅旨田

平城天皇大同元年^{丙戌}(一四六六)勅す、

「今聞く畿内の勅旨田、或は公水を分ち用ゐて新に開發するを得、或は元と瘦地を墾して遂に良田に換ふ加之ならず言を勅旨に託して遂に私田を開くと使を遣はして勸察すべし、若し王臣家此の類あるも亦同じく檢ぶべし。」(平城紀類聚國史)。

按、勅旨田とは勅旨によりて空閑地、荒廢地等を開墾したる田を云ふ、公水とは百姓の口分田等に灌ぐ用水を云ふ。

俣獨田

嵯峨天皇弘仁三年^{辰壬}(一四七二)勅す、

「攝津國に在る俣獨田、一百五十町宜しく國司をして耕種せしむべし、穫る所の苗子は毎年官に申し處分を被ふるを待て然して後にこれを用ふるよ、俣獨田は故大僧正行基法師が孤獨を矜まんが爲めに置く所なり。」(日本後紀)。

公營田

口分田

乘田

按、苗子とは稻穀を云ふ。

同十四年^{癸卯}(一四八三)太政官謹で奏す、

「太宰府管内の諸國をして公營田を佃らしむべき事合て九國の口分並に乘田は總計七萬六千五百八十七町にして、口分田は六萬五千六百七十七町、乘田は一萬九百十町なり、其の内一萬二千九十五町を割き取りて佃るべし、口分田は五千八百九十四町、乘田は六千二百一町なり、各邑に隨て地子を輸すべし、而るに府の解には總て租を輸すを申すと雖も、宜しく本色に依るべし、其の僭丁は六萬二百五十七人を役すべし、右は班田の歲百姓の口分及び乘田を擇び收め水旱不損の間は件に依て割き置き、公營田と號し、僭丁五人に率て一町を營ましむべし、給功並に食は一分、民間の如くし、正税を以て營料に宛て、秋收の後本倉に返納し、國毎に乘田あらしめん、若し年中に丁を益すことあらば、隨て亦割き加へん、村里の幹丁なる者を擇で各々正長とし、其の堪ふる所に置て一町以上を領せしめ、緣田の事は總て之を委任せん、若し風損、虫霜の害に遭はば、實に依て損を免さん、百姓の居に近づきて各々小院を建ば、穫る所の稻は田租と納

緣田

官との兩邑を除き以下は便ち此の院に納めて出納に易らしめん其獲る稻は五百五萬四千一百二十束、除くこと三百九十七萬三千六百九十九束、國別に數あり、此の内佃功一百四十五萬一千四百束、町別に百二十束とす、租料一十八萬一千四百二十五束、町別に十五束とす、調庸料一百五十萬七千七百九十束、人別に調甘束庸十束とす、僭丁食料七十二萬三千八十四束、人別に米二升とす、溝池官舎を修理する料一十萬束、國別に差あり、然して官に納るゝこと一百八萬四百廿一束とす、右は目録なり、今官に納むる數は論定の息利より起す、又田租納官の二色は糶と爲し、其の功は十束に率て一束を給ひ事を成し易らしめん、

〔政事要畧〕

按、公營田とは公儀にて支配し、僭丁をして佃らしむる田を云ふ、給功並に食は一分民間の如くし、給功も食料も一分民間に屬す所の尋常の給功と食料とを與ふるを云ふ、若し年中丁を益すことあらば、若し是を行ふ年限の中に丁男の數の増すことあらば、云ふなり、隨て亦割き加へんとは、僭丁男の増すに隨て、口分田と乘田とを割きて公營田に加へんと云ふなり、緣田とは其の緣邊の田を云ふ、田租とは口分田と乘田となり、輸すべき田租を云ふ、納官は官に納むべき稻にて公營料に充てたる官稻を云ふ、右は目録なり、是は豫算の目録なりと云ふなり、論定の息利とは豫算を以て論

定したる所の一百八萬四千二十一束の利を云ふ。

仁明天皇承和元年(一四九四)

〔兵部省請ふ所に依て、國造田二十町の地稅を以て永く親王以下五位以上二十人が内射を試習する資に充つ、仁明紀〕

按、國造田とは國造に給せし田を云ふ、文武天皇大寶二年詔して諸國の國造の氏を定めたまひし事あり、國造田は其の時定め置れし田なるべし、然るに年序を経て其の氏の斷えたるがあるも、其のまゝにして其の代を定めたまはざるは、其の田を受くる者なし、然れども猶其の田を造田と云ふ。

清和天皇貞觀八年(一五二六)上野國言す、

〔安倍眞行が百姓を催し勸めて田四百四十七町を開發す、太政官處分す、未だ班たざる間は地子田と爲よ、清和紀〕

按、地子田とは春民に田を貸して秋に至て稻を輸さしむるを云ふ。

陽成天皇元慶二年(一五三八)勅して五畿内の國に預告して曰はく、

〔校班の政は盈紀を期と爲す、然るに去る天長五年以來五十箇年此の事を行はず、遂に無身の輩をして尙ほ田疇を領し見役の人をして曾て潤益なからしむ、

國造田

地子田

校班の政

奸濫これが爲めに斷えず公私妨げ多き所以なり、靜に其の田を言ふに最も政理に乖けり、事前規に因脩して使を遣はして考覈すべし、然して王畿屢々空しく、民俗凋弊することを思ふに、それ此の如し、更に以て停留せり、夫時に因て方を設く成式ありと雖へども、經に反て道に合するも亦舊章を存するなり、宜しく牧宰に下知して此の般特に外國の例に准じて子細に校定し、實に依て言上すべし、若し申す所、虚を排し、隱没を致すこと有らば科するに違勅を以てして曾て寛容せず、(陽成紀)。

按、校班の政とは、口分田を班つ政を云ふ、並紀とは六年に盈つを云ふ、無身の輩とは死亡の者を云ふ、王畿とは畿内諸國を云ふ、屢々空しとは畿内の倉廩に積置く穀の少きを云ふ、停留とは使を派遣することを停めたるを云ふ、民の凋弊せるを察してなり、虚を排すとは虚言を排列ゆるを云ふ。

同三年己亥、是より先き、備後の國司申請す、貞觀十四年十一月官に進る、班田、授口帳に男一萬三千四百人と註す、而して民部省元慶二年四月國に下す符に、備はく、男一萬二千九百七十四人と既に三十人脱落す、授口帳の數に據て三十人の口分を加給せられんと之に従ふ、(同上)。

班田授口帳

按、班田授口帳とは口分田を班つ明細帳を云、

宇多天皇寬平三年(一五五二)太政官符す、

「京職に准じて計帳の手實を進る日、調物を貢らざる百姓は其の戸田を沒して國、寫田と爲すべき事、右は河内、國の解を得るに備はく、案内を検するに此の國の調錢の未進年を経て猥に積れり、是則ち百姓誣ひ詐て憲法に遵はざるが致す所なり、謹で戸令を按ずるに云はく、計帳を造ることは毎年六月三十日より以前に京國の官司所部の手實を貢さんと云へり、是に於て左右の京職是の法に唯據して手實を進る日、調錢を貢らしめ進らざる戸に至ては必ず戸田を沒して號けて職、寫と爲し以て公用に充てたり、而るに國の例として計帳の日、手實を進らず、調物を備ふると無く、只郡の書生をして計帳を勘造せしむ、勘會するに至て多く紙繆ありて、論物の輸貢已に違期を致せり、望み請ふ計帳の務を行ふ日且つ手實を進らしめ且つ調物を貢らしめん、若し進らざれば彼の戸田を沒して國、寫田と爲ん、然らば則ち輸貢期に叶ひ國吏累を免れん、謹で官裁を請ふと、右大臣宣す勅を奉るに請に依り五畿内も亦同くせよ、(類聚三代格)。

國寫田

見口の數に隨て口分田を授

按、國爲田とは事故ある百姓の田を没して國府にて管理する田を云ふ、手實とは毎年計帳を造る時戸主が自分記して上る人別書を云ふ、之を取り集めて一郷の分を清書したるも亦計帳と云ふ、一國を總括したるを大帳と云ふ。
醍醐天皇延喜十四年戊(一五七四)四月式部大輔三喜清行意見封事十二條を上る、其の三に曰はく、

「諸國に勅して見口の數に隨て口分田を授けんと請ふ事、右は臣伏して見るに諸國の大帳に載する所の百姓大半以上此れ身なき者なり、爰に國司偏に計帳に隨て口分田を宛て給ふ、即ち正税を班給し、調庸を徵納す、是に於て其の身ある者は纔に件の田を耕し、頗る租調を進る、其の身なき者は戸口一人私に件の田を沽り、曾て自ら耕さず、租税調庸に至ては遂に輸納の心なし、謹で案内を檢するに口分田を班つ所以は調庸を收め正税を舉んが爲めなり、而るに今已に其の田を奸し、終に厥の貢を闕く、牧宰空しく無用の田籍を懷き、豪富彌々并兼の地利を收む、唯々公損の深きのみにあらず、亦吏治の妨を成せり、今諸國をして見口を開實せしめて其の口分田を班給すべし、其の遺田は國司收めて公田と爲し、任に以て活却をせよ、若し地子を納めば以て無身の民の調庸租税に充

てよ、猶ほ遺れる所の稻は委して不動に納めよ、今略々其の應輸の數を計るに百姓の進つる所の調庸に三倍せん、公の爲めに利あり、民の爲めに煩ひなし、此皆國宰守り行て殊なる妨げ無かるべし、然れども事舊例に乖けり、恐くは民の憂ひ有らん、伏て望む諸國に勅して試みに施行せしめんことを、『本朝文粹』

按、身なき者とは無身の者を云ふ、所謂有名無實のものなり、正税を班給し、是は正税を出擊するを云ふ、其の田を奸すとは豪富の民が貧困の民の口分田を私に買ひ得て已が有と爲すを云ふ、口分田は元より賣買するを得ぬものなり、田令に身已に死たる者は田を公に遺すべしと見えたり、任に活却せよとは任に百姓に賣れと云ふなり、賣るとは地子田とするを云ふ、無身の民とは其の名は戸籍にありて其の人は無きを云ふ、所謂有名無實の民なり。

同年八月太政官符す、

「民部省諸國の雜田二千三百六十六町九段五十二歩を返し、其の地子稻を正税に混合すべし、其の田は無主采女田、國造田、管力婦女田、賜田、功田、唐人田、俘囚田、益田、闕郡司職田等なり、政事要畧。」

按、雜田とは雜色田を云ふ、采女田、國造田、管力婦女田の類皆是なり、采女田とは諸國より貢る所の采女の費用に充つる田を云ふ、國造田とは諸國の國造に給ひし田を云ふ、管力婦女田とは諸國より管力ある婦女を召して使ふ其の婦女の料に充てたる田

を云ふ。賜田とは別勅ありて其の地を指して賜ふ田を云ふ。功田とは勳功を賞して賜ふ田を云ふ。唐人田とは歸化の唐人に給ふ田を云ふ。俘田とは俘囚の者に給ふ田を云ふ。益田の□は木書に蟲損ありて文字詳ならず。關郡司職田とは郡司に充つべき職田を其の人闕けて無主となれる田を云ふ。以上各種の田は皆無主の田なり。

官田

同延長五年(一五八七)制して曰はく、

「凡そ官田は山城國に二十町、其の内宮、内省、營、八町、國、營、十二町あり、大和國に十六町、其の内省、營、九町、國、營、七町あり、河内國に十八町、其の内省、營、八町、國、營、十町あり、和泉國に二町、國、營、とす、攝津國に三十町、其の内省、營、十五町、國、營、十五町あり、其の營、種料の稻は町別に一百五十束、穫る所の稻五百束なり、國別に長官其の事を主當せよ、民部式。」

營種科

按、官田とは畿内の田を官に割き分ちて官省或は所在の國司をして營しむる田を云ふ。國營とは國應にて營むる田を云ふ。省營とは宮内省營を略して云ふ。營種科とは耕作費種代を併せて云ふ。

又制す。

「凡そ出羽國の放生田一町は乘田を割て永くこれに充てよ、同上。」

放生田

按、放生田とは放生の費用に充つる田を云ふ。放生とは生るを放つ義にて魚鳥獸の類

を放つを云ふ。

又制す。

「凡そ諸國の健兒は皆備役を免す、唯志摩、駿河、武藏、飛騨、上野、下野、佐渡、播磨、長門、阿波、讃岐等の國は備を免す、畿内は課役を免じ、其の食は畿内は桑田地子を用ゐ、餘は國營の健兒田を以て之に充つ、出羽國は出舉して之に給し、隱岐國は國造三町の地子を以て之に充てよ、同上。」

健兒田

按、健兒とは兵士の美稱なり、然れども常の兵士を美稱せしにはあらず、一種の兵士なり。備役とは歳役の外に役するを備と云ひ、歳役を役と云ふ。志摩以下の十國は備のみ免じて歳役には使ふなり。畿内は課役を免すとは、畿内は既に歳役を免ぜらる、故に今此に課役を免すと云ふ、即ち備を免するなり。

又制す。

「凡そ掃部寮に於て殖ゑる蘭田一町は、山城國便近の處に置き、其の營料は當國の正税三百束を以て毎年これに充つ、刈り收むる者は即ち本司の仕丁を用ゐよ、民部式。」

按、掃部寮は大藏省に屬す、本司とは掃部寮を云ふ。

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (平安朝)

不堪佃田

損田

朱雀天皇承平元年^卯(一五九二)十二月太政官符す。
『五畿七道の諸國司先年の符旨に依て不堪佃田を開發すべしと』政事要畧。
村上天皇天曆二年^戊(一六〇八)十一月太政官廿五箇國の損田の事を奏す。(日本
紀畧)

按、不堪田とは不作田の事なり。

後白河天皇保元元年^丙(一八一六)閏九月頭辨範家勅を奉りて定むる條に曰く、

『諸國司に下知して社寺院宮諸家莊園本免の外加納餘田并に庶民の濫行を停
止せしむべき事、右は件の庄園等に仰す、或は官省の符を載せ、或は勅免の地と
爲す者は、四至坪付券契等分明なり、而るに世は澆季に及び人は貪婪を好み、加
納と號し、出作と稱し、本免の外に公田を押領し、暗に率法を減じ、官物を對捍し、
蠶食の漸狼戾の基なり、兼て亦在廳官人國司が百姓を以て庄官に補し、寄人に
定め恣に名田を募り、課役を遁避す、郡縣の滅亡し、乃貢を擁怠すること職とし
て此に由る、庄園相共に加納を注し出で、濫行を停止し、國務に従はしめん、若し
庄家が事を左右に寄せ、理非を辨決せざる者は、國司狀を勒して早く言上を經

加納田

名田

て其の狀跡に隨ひ且つ庄號を停廢し、且つ庄司を召し捕りて檢非違使に下し、
宜しく糺彈せしむべし。』(人車記)

按、加納とは加納田を云ふ。社寺院宮諸家の莊園の本免の外に其の近傍の田を取りか
へたるを加納と云ふなり。餘田とは近世の見捨地の如き田地を云ふ。間田と云ふも亦
同じ。出作とは本莊を離れたる處の田地を占有して本莊より出て耕作する田を稱す
るを云ふ。公田とは公儀の田を云ふ。寄人とは庄屋の寄人を云ふ。庄屋に於て一庄の事
の成敗を議する者なり。名田とは領知する者の名を以て其の田地の名として例之ば
重安名田、永平名田と云ふの類なり。

其他尙ほ擧ぐれば之を擧ぐる事を得んも、以上にて該時代田制の如何なるもの
なりしやを知り得らるゝを以て茲に之を略せり。

又た當時の歷朝民食(米)を重んじて時々祭典を行はせ玉ひし事は、左に抄出せる
古記録に依りて之を見るべし。

嵯峨天皇弘仁五年^甲(一四七四)の勅に曰はく、

『畿内近江丹波等の國頃年屢々旱災を被ふる、而るに國司祈禱を事とせず、夫れ
能吏誠を致せば必ず感應あり、自今以後若し亢旱あらば官長潔齋して自ら甘
雨を禱り、務めて肅敬を致し、狎汗することを得ざれ云々。』(嵯峨紀)

官長雨を祈る

豊稔の祈禱

同七年丙申(一四七六)の勅に曰はく、

「風雨時なくす、田園害せらる、此則ち國宰祭祀を恭ツギざるが致す所なり、今聞く今茲青苗滋に茂れりと宜しく神道を敬て大に豊稔を致すべし、云々、〔類聚國史〕」

同十二年辛丑(一四八一)の勅に曰はく、

「今嘉穀穂を垂れて多稔方に熟せり、恐らくは風水災をなして其の傷害を致さんことを幣を名神に奉て以て秋稼を穫べし、〔類聚國史〕」

按、多稔方に熟せりとは稲の多く熟せるを云ふ。

淳和天皇天長元年庚辰(一四八四)

「幣帛を名神に奉て風雨の損を除かんことを祈る、〔類聚國史〕」

同十年癸丑(一四九三)の勅に曰はく、

「秋序に至りて洪水稼を敗り、大風物を害すること古來尙ほあり、宜しく天下の諸國をして幣を名神に奉りて豫め禳防して年穀を損すること勿からしむべし、〔仁明紀〕」

仁明天皇承和元年甲寅(一四九四)

幣帛を名神に奉て風雨の損を除かんことを祈る
名神に豊稔を祈る

同上

甘雨を祈る

「六月群神に奉幣して甘雨を祈る、又伊勢太神宮及び畿内七道の名神に幣を奉りて雨を祈る、旱するを以てなり、〔仁明紀〕」

同三年丙辰(一四九六)の勅に曰はく、

「方今時西成に屬して五穀穂を垂る如し、風雨序に愆ヒふこと有らば恐くは秋稼を損せん、五畿七道の諸國をして幣を名神に奉て災を未萌に禳はしむべし、云々、〔仁明紀〕」

嘉祥元年戊辰(一五〇八)六月の勅に曰はく、

「陰陽寮申して云はく、今茲秋雨害を爲すべしと云へり、若し豫防せずば恐らくは年穀を損せん、宜しく五畿内七道の諸國をして名神に奉幣し、以て雨害を防止すべし、〔仁明紀〕」

同三年庚午(一五〇〇)の勅に曰はく、

「遠江國角避比古神を以て官社に列す、云々是より先き彼の國より奏言す、此の神の社大湖を瞰臨す、湖水の既く所舉土利に頼る湖に一口ありて開塞常なし、湖口塞がるときは即ち民水害を被る、湖口開くときは即ち民豊穰を致す、或は

幣を名神に奉て災を未萌に禳はしむ

雨害を防止せんと名神に奉幣す

民の利の爲に
祈る

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (平安朝)

一一二

開き或は塞がる神實にこれを爲す請ふ崇典を加へて民の爲めに利を祈らんことをこれに従ふ(文德實錄)。

按、角避比古神社は遠江國濱名郡橋本村にあり、水門の閉塞を知らしめず神を稱して大明神と云ふ、今も江水に臨めり。

清和天皇貞觀元年(一五一九)十月、

風雨の災無きを祈る

「畿内畿外の諸國に使を遣はして天神地祇に班幣す去る九月風雨の災無きを祈る、誠に感激あり歳以て有年なり仍て之を養す(清和紀)。

「同年大雨あり備後權介藤原山蔭陰陽博士滋岳川人等を遣はして大和國吉野郡の高山に於て祭禮を修せしむ(全上)。

伊勢大神宮に
甘雨を祈る

同十一年(一五二九)六月使者を伊勢大神宮に遣はして奉幣すその告文に曰く、

「頃聞旱炎有りて百姓の農業焼損すべし皇大神の矜み賜ひ助け賜はむに依て此の災を除き滅さむと所念て此の狀を平げく聞し食て甘雨忽ち降しめ賜ひ

五穀豊登し天下饒足しめ賜ひ天皇の朝廷寶位動くこと無く常磐堅磐に夜守日守に護り幸へ賜へど恐み恐みも申賜はくと申す云々(三代實錄)。

同十六年(一五三四)伊勢國言す。

蝗の害を禱ん
こまを伊勢大
神宮に祈る

「蝗蟲あり稼を食す其の頭赤くして丹の如く背は青黒にして腹は斑駁なり大なる者は一寸五分小なる者は一寸種類繁聚一日に食する所四五町許なり其の一過する所は遺穗あること無しと玄蕃頭弘道王を伊勢大神宮に遣はして奉幣して災蝗の去んことを禱る此より以後蝗蟲或は蝶に化して飛び去り或は小蜂の爲めに刺殺されて一時に消盡せり(清和紀)。

按、蝗とは總て穀を食ふ蟲を云ふ、和名抄に「爾雅集注」を引て曰はく、苗心を食ふを螟と云ひ、葉を食ふを蠶と云ひ、節を食ふを蝻と云ひ、根を食ふを蝻と云ふと見えたり、然れども此の條に云へる蝗は蠶又は蝻の繁生横行して遂に蝶に化したるならん。

宇多天皇寛平五年(一五五三)の勅に曰はく、

「祈年月次新嘗の祭は國家の大事歳災起らず時令を順度ならしめんと欲するなり云々(宇多紀)。

祈年月次、新
嘗祭は國家の
大事

醍醐天皇昌泰元年(一五五八)

「五月雨を祈り十六社に奉幣す(日本紀畧) 同年七月雨を祈り二十二社に奉幣す(日本紀畧扶桑畧記裡書)。

諸社に奉幣し
て雨を祈る

同年八月諸卿參入し去る十四日より霖雨氣あり仍て臨時に諸社に奉幣す(

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (平安朝)

一一三

(扶桑略記)

同延喜十四年^{戊甲}(一五七四)五月式部大輔三善清行意見封事十二條を上る、其の
一に曰はく、

「水旱を消し、豊穰を求むべき事、右は臣伏して以れば、國は民を以て天と爲し、民
は食を以て天と爲す、民無くば何にか縁らん、食無くば何をか資けん、然らば則
ち安民の道、足食の要は唯に水旱殄ひなく、年穀登る事有るに在り云々、」(本朝
文粹)

圓融天皇永觀二年^甲(一六四四)

三合の厄に當
る故に豊稔を
祈る

「五月伊勢以下十四社に奉幣す、是則ち時雨下ること乏しく、年穀豊ならざる上、
今年三合の厄に當る、仍て御祈り有るなり、」(日本紀畧)

按、三合の厄とは、三神の合ふ年を云ふ、三神は大歳、大圓、害氣を云ふ、大歳天にあるを歳
星と云ひ、地に居るを大歳と云ふ、大陰天にあるを辰星と云ひ、地に居るを大陰と云ふ、
害氣は太一の使なり、四歳に一匝し、九歳に大歳、大陰と三合す、是れ三合の年なり、是歲
凶災ありと懼むなり。

一條天皇正曆二年^卯(一六五一)

祈雨の奉幣

「六月、炎天、日を送り、萬物色を變ず、之に依て祈雨の爲めに奉幣す、時に從來の十
六社に吉田、廣田、北野の三社を加へて官幣を奉獻す、」(二十二社註式)

同長徳二年^丙(一六五六)

諸社に奉幣す

「閏七月伊勢以下の諸社に奉幣す、天皇八省院に行幸す、」(日本紀畧)

按、此の年七月天下飢饉せるを以て此の奉幣ありしなり。

三條天皇長和五年^丙(一六七六)

「八月丹波國蝗蟲あり、去る天曆四年丹波播磨蝗蟲あり、之を禳はん爲めに、諸社
に奉幣せり、今年も亦これに依て諸社に奉幣す、」(小右記)

後一條天皇寛仁元年^{丁巳}(一六七七)

蝗蟲の害を禳
はん爲め諸社
に奉幣す

「八月二十一日、社に奉幣使を立らる、蝗蟲を禳はんが爲めなり、云々、」(系東記)

按、此に二十一社あるは二十二社の中、日吉社を除けるなり。

後朱雀天皇長久元年^{庚辰}(一六九〇)

「四月幣を二十一社に奉りて、旱災を禳ふ、」(扶桑略記)

白河天皇永保元年^{辛酉}(一七四二)

旱災を禳ふ

晴を祈る

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (平安朝)

『五月幣を丹生、貴布禰に奉りて、晴を祈る。』經信記。

堀河天皇嘉保元年^甲(一七五四)

雨を祈り輕囚を免す

『閏三年、旱に依て幣を丹生、貴布禰に奉り、又神祇官に於て雨を祈る。數日にして雨ふる。詔して輕囚を免す。』中右記。

鳥羽天皇天仁元年^壬(一七六八)

『八月、晴を丹生、貴布禰に祈る。』中古記、朝野群載。

崇徳天皇長承三年^甲(一七九四)

晴を祈る

『五六月、京師大水あり、晴を丹生、貴布禰に祈る。又幣を伊勢、稻荷、平野、祇園、北野に奉りて、晴を祈る。』中右記。

同保延元年^乙(一七九五)、式部大輔藤原敦光勸文を上つる。其文に曰く、

王者の八政には食を先とす

『去年風水の難あり、今年春夏飢饉する事。右は王者の八政には食を先と爲す。古人言へること有り、曰はく、寒ゆる者は尺玉を食らさずして短褐を思ひ、飢うる者は千金を顧みずして一食を美とす。兼年の食あらざるよりは、何ぞ荒飢の愁ひを免れん。夫衰弊の漸に來ること、山しあり。一には廟社を祀らざるに依てなり。』

云々、『續本朝文粹』。

按、兼年の食とは、唯一年の食のみならず、二年も三年も貯蓄のあるを云ふ。

高倉天皇承安四年^甲(一八三四)

龍神に理を責て雨を祈る

『春の比より天下旱魃して、夏の半に至り、江河流止りければ、土民耕作の煩を歎き、國土農業の勤を廢す。井水絶えければ、泉を掘て人は集る。清涼殿に於て恒例の最勝講を行はせられ、天下の旱魃を歎き、勸農の廢退を憂て、啓白に言を盡し、龍神に理を責て、雨を祈る。』古今著聞集、源平盛衰記。

安徳天皇養和元年^辛(一八四二)

『官幣使を廿二社に立らる。飢饉、疾疫に依てなり。』平家物語。

又當時の歷朝が百姓を愛撫し、賑濟せられし事は、左に抄せる古記録に依りて見るべし。

桓武天皇延暦十六年^丁(一四五七)勅す、

『相模、武藏、常陸、上野、下野、出雲等の國の歸降の夷俘は、德澤是憑めり、故に毎に撫恤を加へて歸望すること無からしむべし。時服、祿物、毎年これに賜へ、其の資

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (平安朝)

飢饉官幣使を立てらる

此時代の歴朝が百姓を愛撫賑濟せられしことの古記録

歸降の夷俘に時服祿物を賜ふ

糧罄絶せば事優恤すべし、時節の饗賜等の類に及ては國司に命じて且つ行ひ且つ申すべし、自餘須る所は先づ申して後に行へ(桓武紀)。

按、時服とは夏冬の服を云ふ、祿物とは布を給ふを云ふ。

平城天皇大同三年^子戊(一四六八)勅す

「聞く大同元年洪水害をなし餘弊未だ復せざるに去年以來疫病流行して横斃する者衆し、宜く大同元年水に損害せらるゝ七分以上の戸は擧する所の正税未納悉く免除すべし、」(類聚國史)。

同年詔して曰はく、

「畿内七道飢疫の諸國に今年の調威く免除すべし、仍て國司親ら郷邑を巡り醫業を營救し、兼て國分二寺をして大乘を轉讀せしむること一七箇日せよ、左右京も亦使者を遣はして賑給を加ふべし、」(平城紀類聚國史)。

嵯峨天皇弘仁五年^甲(一四七四)詔して曰はく、

「頃年以降春耕花を候て枝を濯ふの潤ひを愆らす、秩稼穎を垂れて畝に栖むの根を餘すべし、宜しく天下の國宰へ委ね明に檢校を加へ、官社に弊帛を奉り並

疫病流行正税未納悉く免除す

飢疫ある諸國の調威く免除し賑給を加ふ

鎌倉孤獨等自存する能はざ

るものに賑給す

に高年の僧尼及び耆老鰥寡孤獨自存すること能はざる者に施給すべし、」(嵯峨紀日本紀畧)。

按、春耕花を候て枝を濯ふの潤ひを愆らすとは、春杏花の開くるを候て耕作を始むれば、自ら春雨の滋潤樹枝濯ふの好時候を得るを云ふ、故に栖むの根とは民の食を云ふ。

同十年^己(一四七九)公卿奏して曰はく

「頻年稔らず百姓飢饉し食廩空しく盡て物の賑稟する無し、窮民飢に臨て必ず廉恥を忘れん、臣等伏して望むことは使を畿内に遣はして富豪の貯を實録し、困窮の徒に借貸し、秋收の時數に依て報せしめん、然らば則ち富める者は財を失ふ憂なく、貧しき者は命を全くする歡あらんと、これを許す。

同年山城美濃若狹能登出雲等の國飢る、勅す倉貯已に罄て物の賑贖する無し、借貸を加へて以て其の急を救ふべし、班給の法は賑給の例に准せよ、」(類聚國史)。

按、班給とはわかちたまふを云ふ、賑給の例とは物を賑し給ふを云ふ、班給も其の例に准せよとなり。

富豪の貯を困窮の徒に借貸せしむ

班給の法は賑給の例に准せしむ

同弘仁十一年庚子(二四八〇)詔して曰はく、

「上を損し下に益すれば民の悦ぶこと彊無し、カク施舍己を責むるは王政の貴ぶ所なり、頃者水旱適はず、年穀登らず、家に京抵の儲無く、戸々菜蔬の色あり、一日の餒乏は事三秋に等し、カク脊て言に之を思へば情は恤隠に深し、天下の百姓の負ふ所の租、税は未納の言上及び調庸の未進は左右京及び墾内は弘仁十年以前七道諸國は九年以前並に多少を論せず、咸く蠲除すべし、或は未言上にして追徴に由無き、並に去年貧民に借貸せし、逋負未報の者も亦之を免さん、カク神寺の稻も亦此に準せよ、府帑未だ充たず、國度遺多しと雖へども而れども子富みて父貧しきこと未だ之あらざるなり、務めて存優して朕が意に稱はしめよ、」(類聚國史)

水旱適はず年穀登らず百姓の租税及調庸を蠲除す

按、京抵の儲無くとは穀類を高く積置く程の儲の無きを云ふ、菜蔬の色ありとは飢えて顔色の青ざめたるを云ふ、府帑未だ充たずとは官庫の財乏しきを云ふ、國度遺多しとは國費の用度の給がざること多きを云ふ、存優とはいはりめぐむを云ふ。

同年太政官符す、

「路に在て飢病し、郷に達するに由無き並に自存すること能はざる百姓等を收

飢病し又自存する能はざる百姓を收養す

養すべき事、右は好恤の事載て令條に在り、國郡の官司理、遵行すべし、而るを收養、醫療未だ其の事を聞かず、大納言藤原冬嗣宣す、勅を奉るに、煦育の道理然るべからず、違法の吏は深く科責せしめん、更に下知して、勅して、醫養せしめ、彼の黎民をして、徒に非命を致さしむること勿かるべし、其の科は正税を量り用ゐよと云へり、其の年中用ゐる所の正税、大國は五百束より以下、上國は四百束より以下、中國は二百束より以下、下國は一百束より以下とし、即ち國郡の官司親ら訪察を加へよ、若し符旨に乖き、存治所を失ひ、他の爲めに告らるれば、法に依て罪を科せん、夫の専當の國郡司の名及び存濟する所の人数は、朝集使に附けよ、用ゐる所の正税は、税帳使に附けよ、兼て別卷を作り、年毎に言上せよ、但し、自存すること能はざる輩は一に令條に於てこれを行へ、法に違ひて、輒く正税を用ゐることを得ざれ、(類聚三代格)

按、朝集使とは地方の事務上につきて稟朝する使を云ふ、税帳使とは租税の帳簿を勘合する使を云ふ。

同十三年寅(二四八二)太政官符す、

「疫病の百姓を養治せる者は、出身を賜ひ、位階に叙すべき事、右は太宰府の解を

百姓の疫病を

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (平安朝)

養治する者は
出身を賜ひ位
階に叙す

得るに備はく、所管の九國、三島、疫病の氣方に發り、或は家を舉て病み臥し、看養に人なく、或ひは門を合せて死絶え、葬斂するものなしと、右大臣の宣を蒙ふるに備はく、勅を奉るに聞く、閭閻の間、疫病發るときは、移染を稱謂して曾て往來せず、近親の間も猶斯の忌あり、此に因て水漿の資、け口に適ふことを得ず、滋味の願ひ情に従ふこと能はず、百姓の夭折すること此に由らざるは無し、言に此を念ひて深く以て矜歎す、夫、死生命あり、脩短定めり、仁は酬いざる靡らんや、徳は必らず報あり、豈仁徳を行て還て其咎に罹らんや、黎民の愚遂に斯の惑を致せり、事に於て理然るべからず、宜しく府官に仰せて重ねて約束を加へ、勤めて醫療せしめ、彼の勢効を酬いしめよ、其の法は病者を養治せること、卅人以上は白丁は内考に入らしめよ、入色より初位に至るまで、十人毎に一階を加へよ、初位より八位以上に至るまで、廿人毎に一階を加へよ、外考より内考に入る者は半を減せよ、若し養治すること此の法に越る者は名を録して言上し、其の形跡を量て授くるに五位を以てせん、但し二等以上の親を養ふ者は此の限りに在らずと云へり、仍て專當の官に委ね、精しく採訪を加へよ、療養し訖らば則ち具

私に資物を輸
し飢たる百姓
を養ふ者は出
身を賜ひ位階
に叙す

同弘仁十三年太政官符す

録して言上すべし、仲秋に致らば總て停止に從へ、(享祿本、類聚三代格)

按、出身を賜ふとは、官衙に出仕を命ぜらるゝを云ふ、三島とは壹岐、對馬、多岐の三島を云ふ、門を合せてとは、家を舉てと云ふなり、閭閻とは村里の門巷を云ふ、府官とは國府の官吏を云ふ、白丁とは正丁のことなり、内考とは六年を経て黜陟ある官を云ふ、入色とは出仕の員に入る者を云ふ、外考とは十年を経て黜陟ある官を云ふ。

「私に資物を輸し、飢たる百姓を養ふ者は、出身を賜ひ、位階に叙すべき事、右は、案内を検するに去る天平寶字年中、頻年水旱し、百姓餓乏す、爰に勅あり、己が私物を出し、飢民を養ふ者は、仍て位階を加ふと、今右大臣の宣を被ふるに備はく、勅を奉るに聞く、大宰の管内、比年登らず、百姓屢々飢乏、或は死に至る者あり、夫事稽古に若へば、國則ち隆泰に、政故實に歸すれば、家用て康寧なり、是を以て唐帝光宅の績を致し、漢主晝一の歌を起す、眷て之を言ふに、准的とすべし、宜しく府官に仰て、彼の富室をして、此の飢民を養ひ、隨て勞効を酬ゆべし、其の法は、白丁稻一千束を輸す、束は内考に入れ、入色より初位に至るまでは、階毎に二百束、初位より八位以上に至るまでは、階毎に四百束、外考より内考に入る者は、半を減

せよ、若し費養此の法に越る者は名を録して言上し、其の形迹を量て授くるに五位を以てせんと云へり、仍て專當の官に仰せ精しく實録を加へ、相蒙はしむると、勿れ、存活已に畢らば其の人の交名并に輸す所の稻及び存治を被ふる人類を具録して言上せよ、但し養ふ所の限は仲秋に至て停めよ(全上)。

按、案内とは理由を記載せる書状を云ふ、事稽古に若へば、云々とは饒舞の政績を模範にし、洪高の號令畫一に出て人民の歌頌せしこと等を標準とするを云ふ、相蒙はしむること勿れとは、獲蒙せしむること勿れを云ふなり、交名とは其の人々の名を記載せる書を云ふ。

同弘仁十四年癸卯(一四七三)

「伊賀國の飢病の民を賑給す、同年長門國は錢を鑄る、その勞他國に異なり、連年旱疫して人民乏絶す、仍て當年の庸を免す、又美濃阿波の兩國言上する飢病の百姓に賑給す、又參河遠江の兩國頻年旱疫す並に當年の庸を免す、(類聚國史) 同年大政官奏して曰はく、

「是より先き參議小野峯守の表あり、其の表を按するに曰はく、洪水天に滔り大旱地を鏢すは自然の數にして大聖も免るゝこと無し、唯々堯湯の世には十年

飢病の民を賑
濟す

積蓄の要

賑恤數々加り
府庫稍罄く

窮弊の百姓を
賑給す

群神に幣し又
四役を罷めし
めて亢旱に雨
を祈る

法華經を轉讀
して疫旱の禍
を轉ぜしむ

の蓄ありて道殣の溝壑に棄捐するを聞かす、積蓄多きが故なり、方今頻年稔らず、且つ疫癘あり、賑恤數々加り、府庫稍々罄く、寛政頻に行へども民猶足らず、比屋饑炊の烟無く、連戸荒涼の門多し、斯に因て賦を薄くし、僭を省けば既に公用を闕く、變治あるに非れば、恐くは救濟し難からん云々、(政事要略)。

淳和天皇天長元年(一四八四)

「三月美濃國言す、百姓飢病せりと、詔して之を賑給せしむ、同年山城國の窮弊の百姓を賑給す、(類聚國史)。

同八年(一四九二)

「亢旱す、天皇深く之を憂ひて、幣を群神に奉り祈請したまふこと百端なり、時に皇后が天皇に勸めて、囚徒を録し、作役を罷めしたまひしに、未だ朝を終えざるに雨ふりしかば、天皇愈々皇后を重んじたまへり、(陽成紀)。

同九年勅す、

「去年秋、稼稔らず、諸國飢を告げ、今茲疫旱相仍り、人物夭折し加之ならず、往々大災あり、民或は所を失ふ、五畿七道諸國をして一七箇日經王を轉讀し、禍を轉じ

て福と爲さしむべし、**「類聚國史」**。

按、大災とは、風、旱、水、蝗等の災を云ふ、**經王**とは、法華經の事なり。

仁明天皇承和三年辰丙(一四九六)

課口三分の一を優復に従はしむ

「詔して尾張國の課口三分の一を特に優復に従はしむ、河流漲溢して民多く水害を被ふる故に此の恩を降せるなり、**「仁明紀」**。

按、課口三分の一とは尾張國内の課口を三分にして其の一を云ふ、優復に従はしむとは、租庸調并に免するを云ふ。

同五年勅す。

富豪の資を困窮の輩に借貸す

「使者を大和國に遣はして富豪の資を實録して困窮の輩に借貸し、秋收の時に至て員に依て報せしめよ、**「全上」**。

文德天皇仁壽元年辛未(八五一)使を五畿内に分赴し、水に病める者を賑給せしむ、同年詔して曰はく、

水に病める者を賑給す

「去夏人民或は坐して魚となり、今秋廬宅乍ら浦川と成る、朕が不徳萬姓何の辜かある、憂心悠々として將に何を以てか寄らせん、左右京及び五畿内今年の調を出すこと無かれ、災を被ふる尤も甚しくして自存する能はざるものは有司

量て賑恤を加へ、其の居務を安んじ、恩恵を班たらしめて朕が意に稱へよ、**「文德實錄」**。

按、人民或は坐して魚となりとは、洪水に溺れて魚の如くなるを云ふ、廬宅乍ら浦川となるとは、洪水に宅地も大河の如くなるを云ふ、何を以てか寄らせんとは、人民を治むる重寄に堪へざる事にて、天皇の謙辭なり。

清和天皇貞觀元年卯(一五一九)

「武藏國去秋水湧し、下野國大に風ふき、陸奥國洪水あり、出羽國霜雹あり、加賀國水旱し、出雲國秋寒かりしを以て、並に之を賑給す、同五年下總國葛飾印幡相馬埴生、猿島五郡の百姓の調庸を復すること二年、是より先き頻りに水害を憂ふればなり、**「清和紀」**。

諸國に賑給す

同十一年巳(一五二九)の詔に曰く、

「聞く陸奥國の境地地震尤も甚し、或は海水累に溢れて患を爲し、或は城宇頽壓して殃を致す、百姓何の辜ありてか斯の禍毒に罹る、憮然として愧懼れ、責め深く朕に在り、今使者を遣はして就て思照を布かしむ、使と國使と民夷を論せず、勤めて自ら臨撫せよ云々、**「全上」**。

使を遣はし災民を救恤す

不動穀の利を
定めて非常に
備ふ

不動倉の開見

風水の損音楽
を停止す

宇多天皇寛平三年^亥(一四五二)大政官符す、
「開用せし不動穀の遺を動用に加へず、後年に委み填しむべき事、右は民部省の
解を得るに備はく、主税寮の解に不動穀は、遠年の儲、非常の備にて尋常の時、輒
く用ゐるべからず云々、(類聚三代格)。
同九年^巳(一四五七)大政官符す、

「不動の倉を開見すべき事、右は山城國の解を得るに曰はく、案内の檢するに太
政官去る寛平七年五畿七道の諸國に下す符に備はく、交替式に國司交替の時、
不動物に依て煩ひ多し、今より以後彼の鈎は官に進つれ、但し其の倉を修理す
べきこと及び雨損あらんことを疑はば、臨時に鈎を請ひとあり云々、(全上)。
村上天皇天曆元年^丁(一六〇七)。

「七月諸節會に音楽を停止す、風水の損に依てなり、(日本紀略)。
同十年^丙(一六一六)七月の詔に曰はく、

「儉は徳の本なり、明王能く致す、惠は仁の源なり、聖主必ず施す、朕寡薄を以て該
て洪基を守り、黄屋に居て而して約なり、而るに化は春風にあらず、澤は時雨に

苦旱久しく甘
雨降らず天皇
自ら服御常膳
を減省せらる

諸國異損節會
を停止す

日旋動色を變
ず天皇自ら服
御常膳を減じ
らる

天皇慈仁寒夜
御衣を脱す

請雨經の修法

殘なり、慎日の月空しく積り、有年の年違ひ難し、況んや頃者甘澍降らず、苦旱久
しく盛んなり、(中略)其れ。朕が服御の者竝に常膳等重て省減すべし。云々、(本
朝文粹)。

圓融天皇天祿三年^申(一六三二)

「九月諸國異損に依て節會を停止す、(日本紀略)。

同貞元々年^子(一六三六)

「六月、日旋動數々色を變ず、詔して服御常膳を減じ、諸國天祿三年以前の逋負を
蠲除し、天下の徭の半を免す、(同上)。

一條天皇寛弘八年^辛(一六七二)

「六月、天皇崩す、天皇慈仁を心と爲し、常に民庶を憫み、寒夜曾て御衣を脱す、上東
門院異みて問ふ、天皇の曰く、夫方、今天寒し、天下の人民其の堪へざる者あら
ん、朕豈に獨り重襲するに忍びんや、(古事談、續古事談)。

白河天皇永保二年^壬(一七四二)

「七月神泉苑に於て阿闍梨範俊をして請雨經の法を修せしむ、去る四月以還雨

澤降り難く、苗稼枯旱の患あり、仍て始めて修せらるゝなり、〔扶桑略記、百鍊抄〕

堀河天皇嘉承元年丙(一七六六)

天皇玉食を減じ親ら雨を祈る

七月炎旱日を涉り、天下殆ど焦爛せんと欲す、天皇乃ち玄冕を傾け、玉食を減じ、穀聖を盡し、宸衷を動かし、祈雨の御祈を行はる、〔續本朝文粹〕

按、玄冕を傾くとは、天皇の玄衣を著し、冠を被り乍ら低頭したまふを云ふ、玄冕は周の天子の服制なるを、天皇に用ひたるのみ、周の天子の如く、天皇に黒衣を著せ申すにはあらず、玉食は美食と云ふに同じ。

鳥羽天皇元永元年戊(一七七八)

御廩を開きて貧窮を賑はす

八月近日京中饑死するものあり、白河上皇御廩を開き、貧窮を賑はし、賜ふ、〔百鍊抄〕

崇徳天皇保延元年卯(一七九五)

天下飢饉米を窮民に賑はす

鳥羽上皇法勝寺に於て米一千斛を以て飢饉貧賤の者を賑はす、又播磨國の別進の米三千石を以て東西京の貧窮を賑はす、天下飢饉に依てなり、〔百鍊抄、中右記〕

同年七月

勸文を進つらしむ

「天下の飢饉疾疫の事を諸道に仰せて勸文を進つらしむ、〔百鍊抄〕

按、勸文とは、何事にてても道理の詳明ならざるを書乘に據て證明し、辯明したる文を云ふ、勸は校勘の義なり。

近衛天皇久壽元年甲(一八一四)

八國の租を半減す

「去年稼穡登らざるを以て、美作、備前、備中、備後、紀伊、淡路、阿波、土佐、八國の租の半を免す、〔台紀〕

その後、朝廷驕奢を極め、逸樂を事とし、政治に荒み、又地方の利害を顧みるとなく、農民は唯従來の舊法を墨守する耳、況や期末に至り、世衰へ兵亂相繼ぎ、侵掠の禍屢々なるに及びては、畏怖の間に苟息を旨として世を送りしかば、地方の生産力を減却し、遂に殆んど見る影もなくなり行けり。

此時代は奢風侈俗の世とて、其習として日常生活も亦自ら驕奢を競ふ、されど食物調理の術は、なほ後世の如く贅澤ならず、一般の主食物は米にして、米を搗ち精けて用ふる事を知るは遙かに昔よりの事ながら、野人賤民は猶ほ未だ玄米、又は雜穀を用ひたり、京洛の上流社會は當時に至り白米を〔按、按ずるにこの白米は、倭名の事にして、現今の半搗米、或は下白米の如きものならん。〕常食とし、一日二食なりしが如し、〔延喜式〕に西市に糠廩

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (平安朝)

期末、農業衰退の因

平安朝時代の主食物は米にして、貴顯は白米を一日二回に常食とするも、野人賤民は猶ほ未だ玄米又は雜穀を用ひたり、〔今を距る千〇八年前頃の延喜年間、京師に始めて糠廩あり〕

『拙堂讀札筆記』に云ふ、

「世俗先祖を祭るに美味珍膳を用ふ、今按ずるに非なり、故實に、榎の穂、一夜酒を以てまつる、土器を用ふるは柳筥を用ふ、柳の枝を孤こ捻ねにてあみたるものなり、春日の御社にては神の黒木を並べ藤かつらにてあみて几ことし、供物を柏葉にもるなり、古へ膳をかしわてと云、器をひらでといふはこれによりてなるべし、かけまくもかしこき、

伊勢の宮朝夕の御膳供物、蒸飯、水、四盛、御鹽、蛸熨斗、飯は三杵半のしらげ、酒は一夜酒、飯を水にひたしたるものなり、諸物みな蒸して用ひ煮ることなし、有原村の工師の物忌作り進る土器を用ふ、御箸檜を以てつくる、毎日兩度御膳殿に於て高几の上をそなへ奉る、釜は土釜なり、鐵釜を用ふる事なし、瓷器を用ひず華美の器なし、凡宮殿瓦を忌み茅ぶきを用ひ給ふ、皆驕を抑へ奢をいましめ萬世に質朴を示し給ふをしへなり、」

當時代の食器には、椀盤、窪坏、高坏等あり、陶器或は漆器あり、饗應の時紙を攤たゑ、其上に食物を並べ、箸の外に匕を用ふる事、泰西の風に似たり。

神事に古俗遺
朝伊勢の御膳に
飯は三杵半の
續げ米なりと

當時代の食器
食事の有様

『船艦訓』に云ふ、

「式正の饗膳に土器、白木膳を用るは上古の風俗にて清淨を貴びて且質素にして、金銀の筥にてダミ丹青を以て彩色をするは古代の本定に違ひ奢りなり、また彩色の具はみな膠水を用るゆゑ清淨ならず、彩色は見る目も潔からず、土器は淺き物にて食物多く入らぬ故、高盛にするなり、飯もさいも高盛なり、甲立とも饗立とも云て白紙を三角に切て土器のはたに付るは、盛りたるもの、こぼれ落べきを防ぐ意なり、後代には金銀の紙を表にして、さまざまくりかたいのめなごすかしひだを取りなごして付る、これまた奢りて清淨ならず古儀に背けり、白紙は清し、是のみに限らず、後代奢侈に依て古人の本意に違ひ古實を失ふこと多し、」

『小車錦』百五十五條に云ふ、

「古代は食盤(今云ふ膳の事)皆白木にて、食物は皆土器に盛る、是一度用ひて後は、捨て用ひず、清淨を貴ぶ也、土器は淺き物にて食物多く入らぬ物故、飯も釘も皆高盛にする也、祝儀の式正には今も用之也、

饗膳は清淨を
貴びて土器白
木を用ゆ

當時は飯を食
するに椀に高
盛にせり

此時代は饜奢の世なるも賞すべき滋味の食物に至ては遠く近世に及ばず

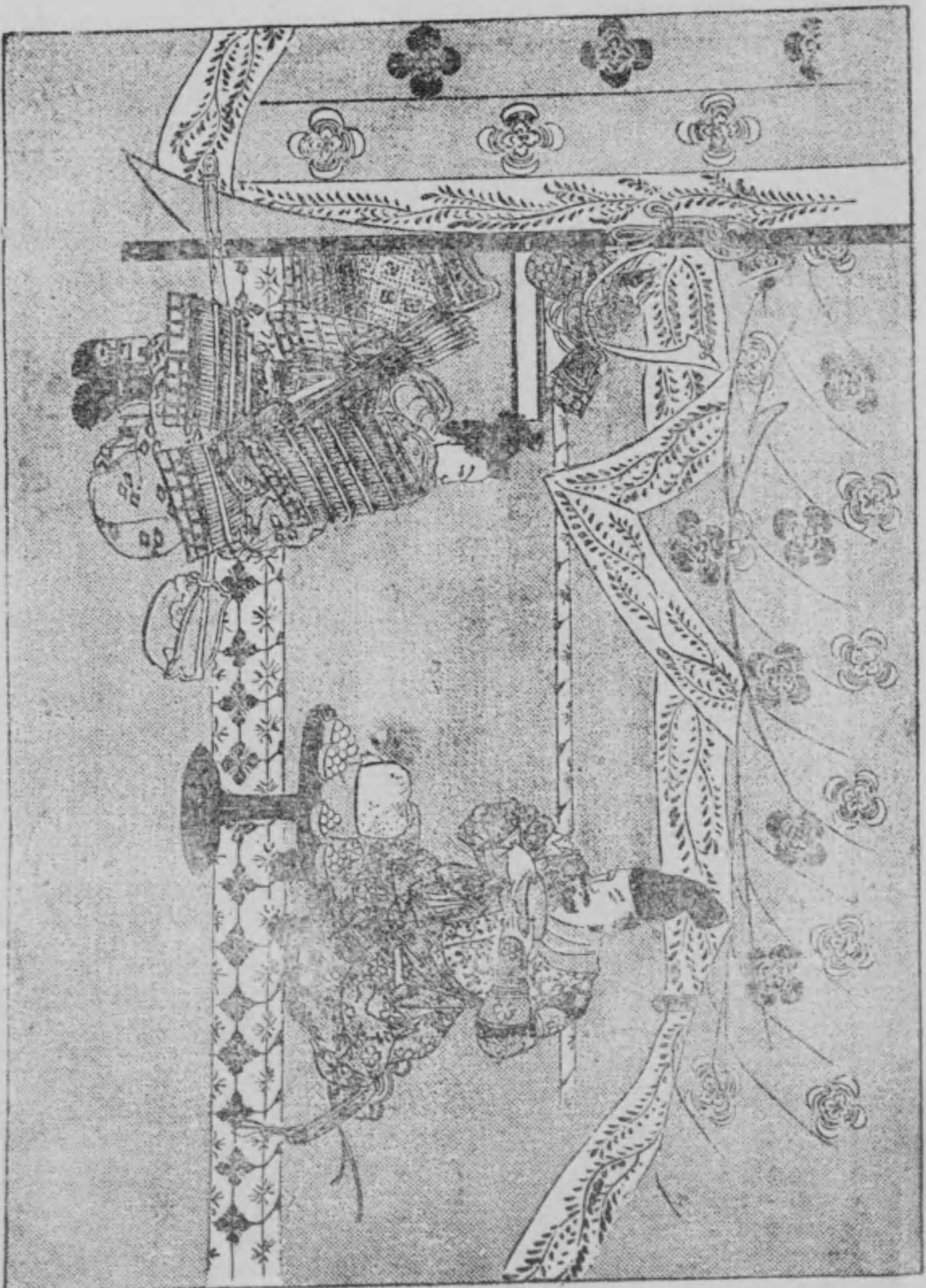
平安朝時代の科學

金關方成る

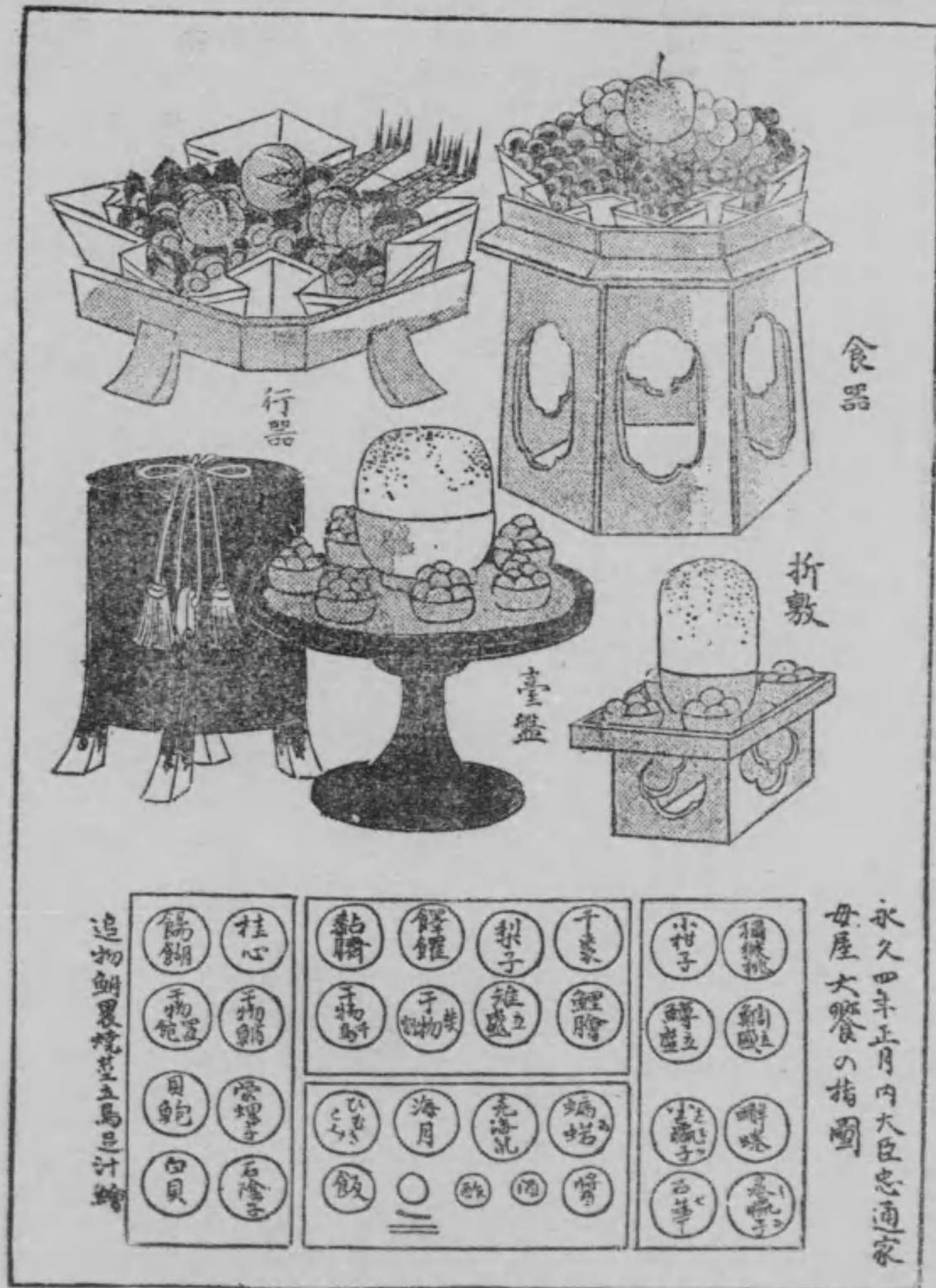
拘忌迷信の俗

今世塗椀は深くして飯多く納るゆる、高盛にするに不及事なり、古は朝夕の飯、高盛なるを食せるなり、奥州後の三年合戦の繪に義家朝臣陣營にて高盛を食せらるゝ體あり(以下の挿圖は、知友、故藤岡文學博士著の「日本風俗史」に據る)而して華族清家が饜奢を競ふ大饗宴に至りては、山海諸種の珍味を誇りたり、然れども調理の術未だ開けざる爲め、滋味の賞すべきものは、近世中流以下に用ふるものよりも少し、若し藤原道長、平清盛をして、現今普通にある魚、肴、糖菓を味はしめば、舌を鼓つて、いかに驚歎すべきぞや。

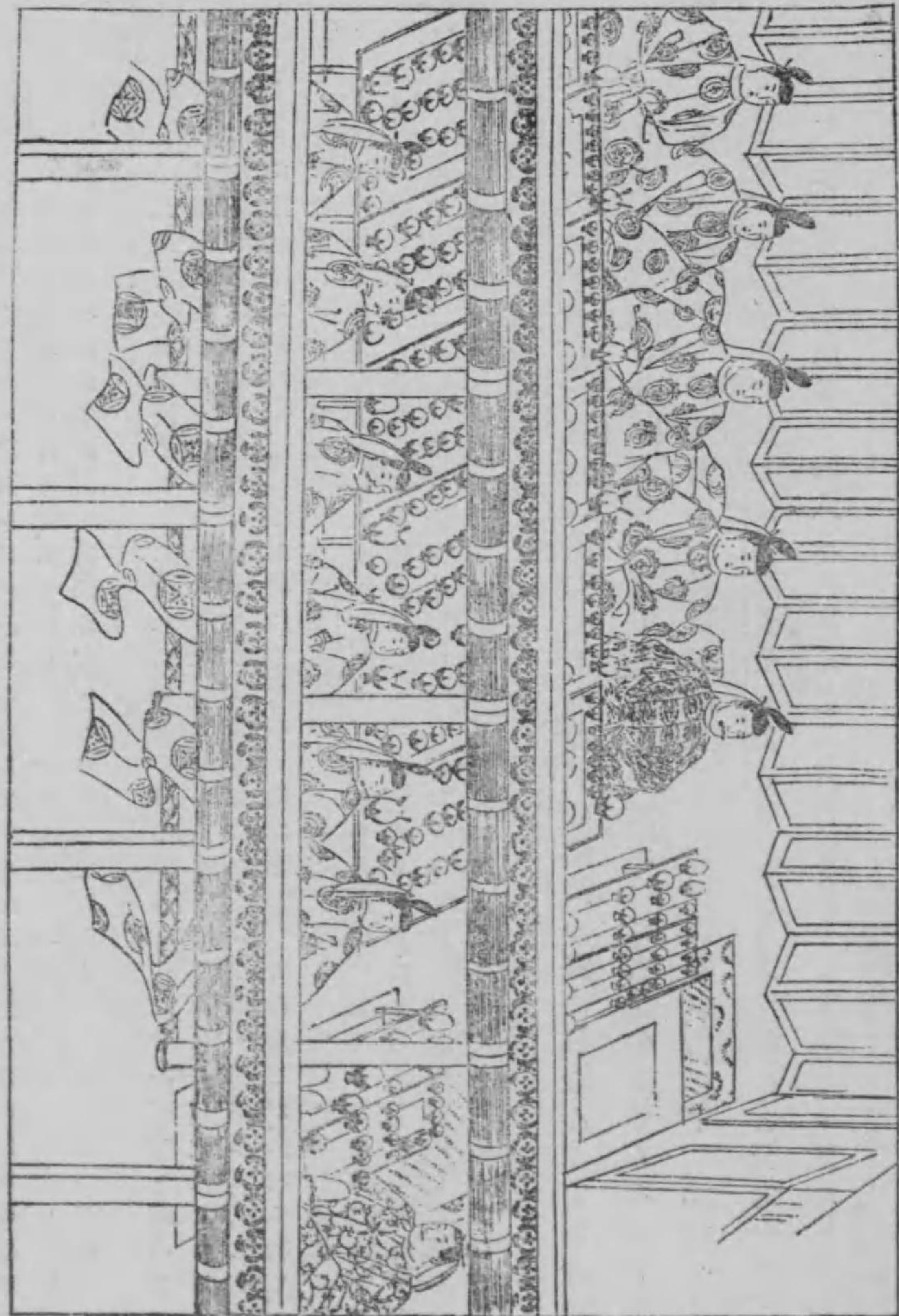
蓋し此期初に在ては、學問其極點に達し、勸學田を大學寮に移し、學科を増加し、文學を獎勵し、弘文(和氣廣世)、學館(福皇后)、勸學(藤原冬嗣)、文章(菅原清公)、淳和(恒良親王)、非學(在原行平)等の諸院、相踵ぎて起り、文教都々として進歩し、四道の博士輩出し、菅原道真、小野篁、菅原文時、在原業平、紀貫之、大江匡房等、又間秀には清少納言、紫式部、和泉式部等、詩歌に、書道に、著書に、共に後世の模範をなし、菅原學嗣は「金關方」を上れり、(佚して世に傳らず)既にして敬神崇佛を國政の大綱となせし結果、殊に佛教は隆昌に、天下靡然として之に向ひ、一面に貴紳の意氣を銷沈して、柔弱の風を馴致するに共に、他の一面には僧侶の驕横放恣を招き、朝に拘忌の儀繁く、民に禁厭の俗多く、釋教の心醉、陰陽道の沈溺は、迦葉、佛牛と現して、關寺に造營を助け、朝家鼠となりて、叡山に仇を復し、羅生門に鬼住みて、美女を拐ひ、河原院に靈現はれて、帝に謁し、疾鬼病、覽臥床に出入し、生靈亡、驚怨念に報い、天狗妖精の怪物、怪變化の妖、一般に信ぜられて、至尊の御體も僧侶巫祝の調



(經國校學高等第一卷) 將武の代時期末朝安平 食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (平安朝)



平安時代の食器



平安時代の食器

病牀に醫師往
かす僧巫來る

病者な忌み原
野に棄て、顯
みざる浮薄の
俗

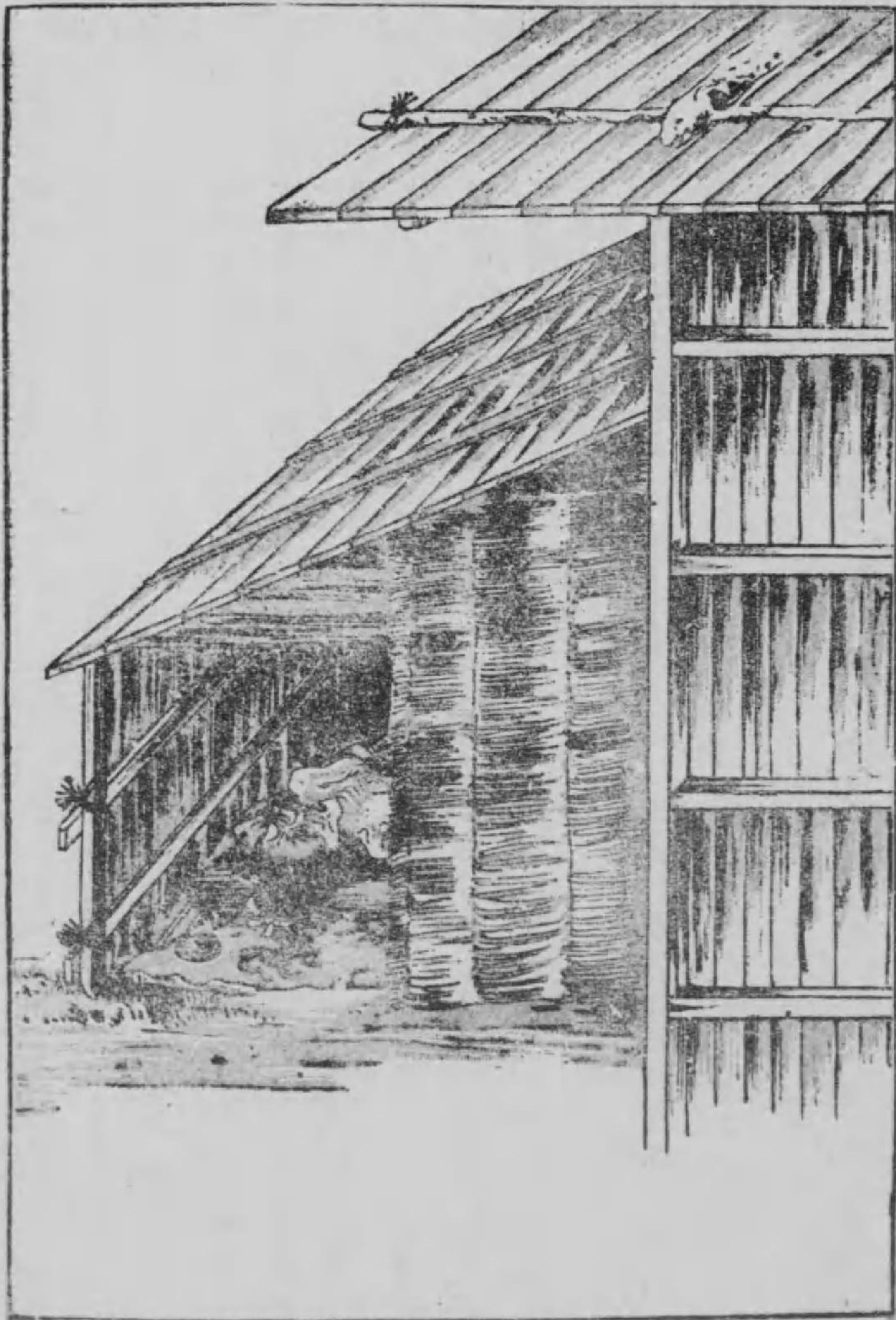
平安朝時代の
醫學

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (平安朝)

伏祈禱により玉へば、民間には北辰を拜し、蛟神を祭り、人柱、人身御供等の犠牲を献ず。而して貴賤に拘はらず、疾病晩産に臨みても、醫師を招聘すること稀れに、僧侶巫祝の徒のみを呼び集め、祈禱、厭禳を行はしめ、その功德によりて物の怪を退除せんものと願ひたり。

又疾病を忌み避くる風も、之れに浮薄の情を加へては病者を棄て、顧みざる至に、屢禁令あるも止むとばかりき、奴婢などを遇するに平常は甚だ眷愛したるも、一旦重病をうけて治すべくも見えぬ時は、雜物を貯蔵する小屋へ運び出し、甚しきは山野に擔ぎ捨るもあり。或る時山城に貧夫あり、兄に寄食してありしが、大病に罹りしかば、兄我家にては死なせじとて、家より逐出たしぬ。親しきものを選みて行きしに、其處にも止めず詮方なく之に従ひたる者共は病者を鳥部野に棄て置き、逃げ去しとかや。去は信濃なる姨捨山に叔母を捨しと云ふ俚語も、眞事にてありしかと思ひやらるる也。又或寺の鐘樓に乞食法師の倒れ死し居たるを、寺僧は村人を催はし、其屍を棄てよと云へるに、祭日近きに何かは身を穢すべきとて、皆之を否み、やがて一月餘が程屍を埋めず、鐘をも擔がざりしと云ふ。

斯の如き社會の風潮に際しても、我醫學は前期の將に執らんとする方向に進歩し、前期醫學の専ら漢方によりしを、平城天皇は古傳の失するを嘆き玉ひ、命を國造、縣主等の古族、諸國の神社佛閣又は民間の舊家名族に下し、其古へより傳はりたる藥法を徵集し、出雲廣貞、安部眞直等をして、大同類聚方百卷を撰ばしめたり。大同三年(戊子一四六八、西曆八〇八)五月功成りて奏進せり、同時に「大同醫式」



病者な傍路に棄てたる

今より一千百
五年前大同類
聚方成る

大同類聚方の
「古比介也民」
に「阿之乃
介」とは脚氣
病のことなり

古書に見え
る脚氣の異名

を發布し、本朝の分量に背き、猥りに異邦の法を用ゆる事を許さず、若し背かば死罪に處すと令せり。又異邦の醫書を以て、本方の先に書す可らずとなし、之に據りて治療せしめ、上世の遺方再び復活せしが、後間もなく、嵯峨天皇の唐法を講せしめ、殊に遣唐留學生の歸朝して、盛んに唐醫方を唱道せしより、大同の方傳はらで、古方遂に滅びき。現今其逸編として「大同類聚方」の世に傳はるものあり。或は後世の偽撰なりと云も、中に「古比介也民」に「阿之乃介」といふものあり。所謂脚氣病の事ならんと云ひ治法數方載せられたれども皆桂枝、枳實、商陸、葶藶、當歸、石膏、大戟、生姜、南星、竹葉、蘿蔔子、木瓜、蘇子、防己等の漢藥を用てあれば、是れ舊本の殘缺誤脱の餘にして全本に非らず。後人の漢方に據て擬作したる者なり。唯往時の醫學の一斑を省見するに過ぎる而已。

古への脚氣の異名には種々あり、古書に見えたる者を舉れば左の如し、

- 脚病日本書紀 續日本紀 宇津保物語
- 脚氣日本後紀
- 古比介也民大同類聚方 安之介也民同 須禰利病同

阿之乃介和名抄 膝枕草紙 ヲ五體身分集

河内全節曰はく、

「古比介也民は「腰氣病」安之介也民は「脚氣病」須禰利病は「肝脛病」阿之乃介は「脚氣」膝ヲは「膝ヲスラヒ」の畧語也。」

脚氣の文字の其の内容如何に拘はらず、我邦の史録に見えたるは、平城天皇大同三年(一四六八)十月八日(西暦八八〇年)十二月藤原緒嗣の上奏文中にあるを初めとす。

「日本後紀」(内大臣藤原冬嗣の著にして本朝の正史なり、延暦十一年壬申(一四四五)に云く、平城天皇大同三年十二月藤原朝臣緒嗣(中書臣、生平未幾、眼精稍暗、復患脚氣、發動無期、此病歲積云々) 河内全節の「脚氣沿革考」に云ふ、

「日本見在書目録」(寛平九年丁巳(一五五七、四曆八九七)に「脚氣論」(固體)とあり、日本見在書目録中、此書の三冊脱せり。何れのも、晋唐の脚氣論なるべし。新唐書「藝文志」に「脚氣論」三卷、李暄、嚴南、脚氣論、一卷、蘇荃、徐元等編、脚氣論、一卷とある中の脚氣論ならん歟。」

脚氣なる文字の史録に見えたる始め

大同三年は明
治壬子より逆
算して一千百
五年前なり

一千〇十六年
前の書目にも
脚氣の病名あり

又菅原道真公が筑紫謫居中窮乏困憊の状を叙せられし詩の一にて「夜雨」と題するものに脚氣あしのかてふ文字あり其詩に、

「春夜漏非長、	春雨氣應暖、	自然多愁者、	時令如乖狼、
心寒雨又寒、	不眠夜不短、	失膏槁我骨、	添淚澁吾眼、
脚氣與瘡癢、	垂陰身遍滿、	不啻取諸身、	屋漏無蓋版、
架上濕衣裳、	篋中損書簡、	况復厨兒訴、	竈頭爨煙斷、
農夫喜有餘、	遷客甚煩懣、	煩懣結胸腸、	起飲茶一椀、
飲了未消磨、	燒石温胃管、	此治途無驗、	強傾酒半盞、
且念瑠璃光、	念々投丹款、	天道之運人、	不一其平坦、

又道真公の詩に、

依病閑居聊述所懷奉寄大學士

含情海上久蹉跎。猶恨虛勞動宿痼。脚あし灸無堪州府去。頭瘡不放故人過。嘶兒悶見魚生釜。門客笑歸雀觸羅。身未衰微心且健。醫治有驗復如何。とありて脚あしに灸すること見ゆ此頃脚病には灸治をなせしなり。

道真公は今より一千年前延喜三年癸亥(四曆九〇三)薨せり

脚病とは脚氣のこゝにて「阿之乃介」「かくびやう」と云ふも又然り

あしのか、かくびやう、の載籍

是より以前は、歴史上に脚氣なる字面の使用しあるを見ず斯る場合に、一に之を

「脚病」と云ひしなり即ち延長の頃(一五八三)源順が撰みたる「倭名類聚抄」には、

「脚病」(醫家書有脚氣論脚氣)の記載あり。

當時代の言葉正しき草子物語の類には、「阿之乃介」(落窪物語第三卷源氏物語卷、枕草紙夕霧卷、天祿歌合等)「かくびやう」(宇津保物語卷、源氏物語卷、源氏物語卷、天祿歌合等)とありて「かくびやう」とは脚病の音訓にして、我邦脚氣の俗名なりと。

「落窪物語」第三卷けふだにとむらひに物せんと思ひつれども脚あしの氣あしのかおこりて、さうぞくする事のくるしければなん云云

「源氏物語」夕霧卷。心ちのいみじうなやましきかな、やかてなをらぬさまにもなりはいとめやすかりぬべくこそ、あしあしのかのけあしのかのほりたる心ちすと、をしくたさせ賜ふ物をいとくるしうさまへにおぼすには、けぞあかける云云

「宇津保物語」嵯峨院卷。ひごろはみだれあしあしのかのけあしのかにや侍らん、さらにふみたて侍らず

「枕草紙」夕霧卷。曰病はむねのけあしあしのかのけ云云

『天祿歌合』今は草のいほりに、難波のうみのあしのけにのみ、わつらひてこもりはべれば云云

『字津保物語』藏開下卷、大將のぬしはなはたかしこし、れいわつらひ侍りかくびやうのわづらひとなん云云、國讓上卷、いざかかるところにてかくびやういたはらんと給ひて、をかしき鞠のかけりかなと興ありとて鞠あそばす云云
『源氏物語』若菜下卷、はるの比より例もわづらひ侍るみだりかくびやうといふもの所せくおこりわづらひ侍りて云云

又 圓融天皇の永觀二年(二六四四西曆九八四)十一月に丹波康賴が撰述したる『醫心方』(我邦に現存する醫書の最古のものにして稀世の)第八卷「手足の病の條」に『病源候論』『千金方』等隋及唐初の百餘家の方書を招撫し、脚氣の證候等を論ずること甚だ詳細を窮め、其治方として杉、松、柳、梓等の樹皮、若くは葉を煎じ、脚を浸持するの法を記載せるものあり。

奈須恒徳の『本朝醫談』(一卷、文政五年壬午(二四八三)に云ふ)

『脚氣に杉の洗薬は、蘇敬に初り、丹溪も用ひき、證によりて効なき事もあるべし、

永觀二年は明治三十一年より九百三十八年前なり
醫心方

七百五十年前頃も脚氣に杉湯の浸持方あり

『續詞花集』(二十卷あり、二條天皇の勅を以て藤原清輔が)大齋院御足なやませ給ふ杉の湯にてゆでさせ給ふべき由申ければ、ゆでさせ給へど驗しも見ざりければ、齋院相宰

足引の病もやます見ゆる哉しるしの杉と誰かいひけん
大齋院返し

しるしありとさへにし方はきく物を我このみいのやまぬなるべし』と

後朱雀天皇の長久年間(四十一)及後冷泉天皇の永承の頃(四十二)にも脚病(脚氣の行はれしにや)『春記』(参議藤原資房の著にして長曆二年成實(一六九八)に曰く、『長久元年庚辰(一七〇〇)六月六日、中依仰遣召侍醫忠明、是爲見御足中脚病也、以柳湯可令洗給』又曰く、

『永承七年(一七一二)五月五日、伯耆前司良經息前兵衛佐仲房昨日死去せり、朝間煩脚病、又無他病、昨景頓死』
此の頃、脚病は今日の如く夏秋の際に流行し、昨景頓死とあるは或は脚氣衝心なるなからんや。

今を距る八百七十三年前及八百六十二年、前も脚氣ありしと見ゆ
仲房の頓死は脚氣衝心なりしならん

永保元年は今
より八百三十
三年前に當れ

八百三十九年
より八百年前
は百三十年前
より八百年前
は百三十年前
より八百年前

仁安二年は明
治二十六年は
百四十六年
に全盛時代
の全盛時代
を白米を
食せしむる
論なり此
論なり此
論なり此

食米と脚氣病との歴史上の觀察 (平安朝)

一五〇

其後 白河天皇の永保元年(辛酉一七四一) (四曆一〇) 丹波雅忠(高麗王妃の病ありし時、匡房が雙魚、猶難逢、風池之浪、扁鵲得)が撰びたる「醫略抄」は我邦の實驗上の治療方劑を列擧したる醫書なるに、其内に脚氣灸事といふ一門ありて脚氣の方を載せざるを以て觀れば、白河天皇より 鳥羽天皇の御代に至る間は、奥羽に兵亂あり、又南都、叡山の僧徒闕下を騷擾する等、國家多事の爲め、亦た花月に嘯くものなく、贅澤なる、白米を口にするものも少し、偶然なるか脚氣病の行はるゝ事此頃稀れになりしなり、但し稍々降りて 六條天皇の太后の脚氣を病玉ひしことば「玉葉」(月輪關白藤原兼實の著にして、長寛二年甲申(一)に見えたり。曰く、八二四以後四十年間の記録なり。寫本六十八册)に見えたり。曰く、
「仁安二年(一八二七)西曆一一六七)十月 六條帝太后病脚氣腫丹波憲基治之愈」
我邦從來の學者は唱道して曰く、
「脚氣病は、元正及 聖武天皇の御代より始まりて、三條及 後一條天皇の御代迄、三百年の間出沒して流行し、殊に 醍醐天皇より 一條天皇の御代迄、凡八、九拾年の間世に多く流行せし如し」と。
然れども、上記せる 平城天皇の大同三年以前の記録中に、二三散見する「脚病」を

史蹟に脚病と
あるを悉く脚
氣と見做すな
得ず

平安時代には
脚氣病ありし
見ならんとの
卑

以て、直ちに之を脚氣病となすは、早計に失するものにして、是れは脚の病一般を指示するに過ぎざるものならん。
但し延長の頃撰述せし「倭名類聚抄」に脚氣病の記載あり。(前文)又 醍醐天皇より 花山天皇の天下至治の御代の間は、疾病と云へば妖精の怪物怪の妖と信じ、加持祈禱をなし、醫藥を用ひざりし世に、脚病を文章の飾詞とし、また當時五賢女(紫式部、清少納言、赤染右衛門、和泉式部、伊勢大輔)か、病の多かる中に抽んで、脚病を辭藻に上ぼし。「春記」に夏李の流行と、頓死、衝心、歎の記載あるを見れば、該御代には脚の疾多くして、脚氣も之に混同し、流行せしを推知し得べき歟。尙「醫心方」及「見在書目錄」の確實なる記述に依り、此時脚氣病の行はれしことを證明するに足らん。(隋及唐初世の症徴は大體に於て現時吾人が脚氣と名つくる症と酷た相似たり)然し同書は隋唐醫書の粹を抜きたるのみに止まるものなるが故に、單に之を以て脚氣病の存否を證する能はざる也。去れど「醫心方」に脚氣の治方となしたる杉湯、柳湯等を用ひたること、當時の記録(上記)にあるを見れば、「醫心方」に記載したる脚氣病と同一症のありし事疑ひなきに似たり。按るに平安朝時代の奢風侈俗は、日常の生活に及ぼして、縉紳のものは白米を

食米と脚氣病との歴史上の觀察 (平安朝)

一五一

質朴儉約する
世に於ては
難く用ふ
は穀を以て
無時を以て
病なく
俗の常食
米を以て
常食と
なり
なり
なり

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (源平及鎌倉) 一五二
常食とするに至れるを以て、上流社會には多少脚氣病に罹りしものありしなる可し、未開の上古期儉約なる鎌倉時代、戦亂ある南北朝時代、質素なる徳川初世には脚氣病の流行無く、或は少し、後世の元祿といひ、寶曆と云ひ、化政と云ひ、御代太平に米價廉く奢侈の風吹靡く時代は、食米も精に白を加へ、脚氣病も従つて跋扈せし事實を考ふれば、予は平安時代に脚氣の流行を絶對に否認するを得ざる也、質朴なる世にて、玄米又雜穀を用ひし時は脚氣病なく、奢侈の餘、白米を常食となす時代に同病の流行せしは、史蹟上争ふ可らざるに似たり、仍て白米と脚氣病との關係は、深き注意を以て研究を要せざる可らざる事と信す。

第五期 武強質實源平及鎌倉時代

自後白河天皇保元元年(紀元一千七百十六年) 至後醍醐天皇元弘三年(同 一千九百九十三年)

當時代に於ける歴史上概見

平安の王朝時代泰平の昌運日久しく、京洛の人士、文華の煥發に酔ひ、精神は朝に宴を待つ。花月の夢温かなる間に、諸方の土豪は、領土を世襲し、民心を攪り、食を蓄へ、兵を養ひ、剛健質朴の俗、實力實權を握れり。而して京洛華奢柔弱の類風は、滔々として軍閥の制壞れ、徵兵の法廢れ、莊園天下に還

保元、平治の亂

平家滅亡

源義經東より來り、花洛は戦亂の巷となり、或馬關外に嘶き、治承の春の花盛り短く、源永の秋の月、恨みは長く、西海に沈みて、二十餘年の榮華は、一朝の夢と果敢なく、月四天に落て、東方白み、源賴朝、新府を鎌倉に翹めたり。

くして租法亂れ、盜賊起りて、民困弊し、其衰運は終に争亂の萌となれり。保元々々年(一八一六)の夏なりき、金鼓一聲、京人の眠を驚破し、戰塵鴨東の天に漲りて、源平二家の武士、劍戟をふるひ、矢石を飛ばして、輦轂の下に相當れば、さなきだに王綱弛みし、花洛は愈々荒に荒らされ、幾もなく、又たもや平治の争亂となり、長袖を舞はしめし、當年哥舞の場は、劍戟を飛ばす、修羅の雷と變じぬ。平相國の威權赫々として、世は再び靜穩に歸せしも、治承の大火、養和の饑饉、源三位の謀反に、生民の困苦譬るにものなく、福原の遷都により、平安は、門前草深くして、庭上露滋き、雉免の栖となり、かばり、紫關の野邊さまが、ふさ嘆かれぬ、次て都は舊京に復せしも、忽地にして、源義仲北より入り、源義經東より來り、花洛は戦亂の巷となり、或馬關外に嘶き、治承の春の花盛り短く、源永の秋の月、恨みは長く、西海に沈みて、二十餘年の榮華は、一朝の夢と果敢なく、月四天に落て、東方白み、源賴朝、新府を鎌倉に翹めたり。

「方丈記」に云ふ、
「壽永元年壬寅(一八四二)去年より諸國飢渴す。或は春夏旱し、或は秋冬大風大水ありて、五穀悉くみのらず、春耕し夏植ふる營のみありて、秋刈り冬收むる業無し。是によりて、民或は地を捨て、塙を出て、或は家を忘れて、山に住む、京師の滋潤せんことは、萬事共に其源は諸國にありしに、近年上京する者なれば、貨財を捨つるが如くすれども、買ふものは、金を軽くして、粟を重くす。然れば、常に酒肉に飽きし人も、是に至て食糲き、笠を戴き、足を曳きて、家ごに乞ある、踏頭に飢死する者、其數を知らず。之を葬むる者無れば、臭氣天に滿ち、死骸の相を變ずる状は、目もあてられず。樵夫は力つきて、薪を刈ること能はず。たのむかた無き人は、家を毀ちて、市に出で、是を賣るに、一人が持ち出でたる價ひ一日の命を支ふる能はざれば、父子あるものは、定れる事にて、親先だちて死す、又母死して、臥せるをも知らずして、幼なき子の其乳房を吸てふせるもあり、略中何

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (源平及鎌倉)

鎌倉時代には
旅に纏を食
せしと見ゆ

鎌倉時代の武
士道

源家滅ぶ

元寇

北條氏滅亡

食米と脚氣病に係る歴史上の觀察 (源平及鎌倉)

ぞいはんや諸國七道をや云々
京師の衰頽に引かへて、鎌倉は幕政の開始と共に政治的中心となり。海内の右族朝宗の地となり、光行か
「春にあへる鶯の聲は、好客堂上の花に鳴つり、朝をおくる龍蹄は、参會門前の市に啼く。」
と記せし、嚴乎たる一部府と變りて、こゝに東四文野のさかひをかふるに至れり。蓋し西の京は衰へたりといへど、尙至尊の都城なれば、鎌倉との交通頻繁にして、驛路の法を定め、早馬渡船の規を設け、海道上下往來の便大に開けたり。されど、なほ油單、替皮、雨衣を準備し、蟲の垂衣を被り、櫛を喰ひ、水を飲みて原頭の草枕、露宿りて、野武士、野盜に旅魂を驚かされしものも、屢ありきと云ふ。
鎌倉の時世は緊肅を旨とせしが故に、人々剛壯勇偉の氣を存して失はず。その尙武の風を根柢として道義の定型をつくり出し、柔弱を慚ぢ失敗を惡み、廉恥を守り、名義を尙び恩義を推し、然諾を重んじ、屈辱を以て卑怯未練となし、死を視る歸するが如く、所謂武士道を完成せり。
斯く實實武強なる武士道は、卓然として整ひ、鎌倉時代の人心を堅め、社會の組織一に範を此に取りしかば、上下君臣の分毫も亂れず。源家の正嫡僅かに三世にして斷絶せしも、北條氏陪臣を以て國命を執り、益々儉素にして民心を收攬し、こゝに實實なる一編の鎌倉時世相を抽き出しけり。去れば、文永弘安の外難起るや、相模太郎が一呼の下舉國一致その討攘に盡瘁し、神人顯幽の力を共にして、不世出の豪傑忽必烈をして、噫然として鋭鋒を挫かしめぬ。禍福成敗は綯へる繩の如く、玄海洋頭潮わくころ外難は熾きたれども、戦後の經營に國用足らずして、徳政の惡政と、高時の昏蒙とにより、四方怨讟の聲漸く高く、正慶の夏、杜鵑血に啼く鎌倉山に、北條九代の榮華の夢は、東勝寺

商業の發達

沽價の準率

農業の進歩

當時代農事を
勸課獎勵せら
れしこと

田植唱歌

一片の漚に歸し去りぬ。

この鎌倉時代は、王朝の末、上下の紀綱弛廢したる世の比にあらずして、産業漸を以て隆昌の運に向ひ、鎌倉は、新に市域を更正し、穀町、魚町などを定め、各業を七座に分ち、見世棚に物品を陳列して客を招き、浦々には、數百艘の船どもつなをくきり、借上と稱して錢を貸し替、錢とて爲替を組み、問丸と稱して輸出せる貨物を賣捌く等、さまざまの便法あり。

茲に湊まれる貨物は、雷に海内の所産のみならずして、海外の珍にまで及べり。沽價の準率は、後鳥羽天皇の建久四年(一八五三)宣旨を以て、米一石の價一貫文とせり。かく商業の發達する間に、農業も亦着々進歩し、天下の通負を免じ、荒蕪の地を墾き、水利を通じて改善の途に向ひ、北條氏も代々農事を鼓舞して、田圃益々増加せり。

此時代に農事を勸課獎勵せられしことは左に抄せる古記録に依て見るべし。
後鳥羽天皇文治四年(紀元一八四八)六月
「大姫公の山際ヤマノキの前栽に於て田を植ゑらる、美女等これを植ゑ、皆唱歌す、又壯士

食米と脚氣病に係る歴史上の觀察 (源平及鎌倉)

の中に能藝ある輩らを召し、笛鼓の曲を奏せしむ」(東鑑)

按、大姫公は頼朝の女なり、前載には樹木の植込みを云ふ、

同文治五年酉(二八四九)二月、

「安房上總等の國々多く荒野あり、而して庶民耕作せざる間、更に公私の益なし、頼朝仍て浪人を招き、之を開發せしめ、乃貢に備ふべきの旨、其の所の地頭等に命せり」(東鑑)

同年十一月

「葛西三郎清重留りて陸奥に在り、其の國の所務を掌るべき命あるが故なり、彼の國は今年稼穡不熟の愁へあるの上、多勢數日逗留するの間、氏戸殆ど安堵し難し、頼朝これを聞て清重に命じて平泉の邊殊に秘計を廻らし、窮民を救はしむ、仍て巖井伊澤柄差以上三郡は山北の方より農料を遣はすべし、和賀部貫兩郡の分は秋田郡より種子等を下し行なはるべきなり、近日に沙汰あるべしと雖へども、當時深雪の煩ひあるべきに依り、明春三月中に施行すべし、且つ兼日に土民等に相觸るべし」と(東鑑)

浪人を招き開墾せしむ

農料を遣はし窮民を救ふ

新田開作

土御門天皇正治元年(一八五九)

按、山北、奥州の山付きの地を山道といふ、其の北部を山北と云ふ、兼日は前以て云ふが如し、

「頼家の命する所に從て兵庫頭廣元これを奉行し、東國の地頭に仰せ行はしむる趣は、近年兵亂打つべき庶民手足を措くに所無し、之に因て農桑の營みに怠り、田畠多く荒蕪に及べり、今既に天下太平の時に至り、百姓安堵の地に栖宅す、今に於ては要求便宜の所に新田を開作すべし、凡そ荒地不作の所と稱し、年貢正税を減少せしめしかど、向後は許さず具に沙汰を遂ぐ可し」と(東鑑北條九代記)

荒野開發

同承元元年(一八六六)三月、

「實朝より武藏國の荒野等開發の事を地頭等に相觸るべきの旨を命ず、廣元これを奉行す」(東鑑)

同上

後堀河天皇寛喜二年(一八九〇)正月、

「泰時公文所に於て武藏國太田庄の内の荒野を新開すべき沙汰あり、尾藤左近道然これを奉行す」(東鑑)

四條天皇延應元年_己(一八八九)二月

〔賴經武藏國小机郷鳥山等の荒野に水田開發の事を大夫尉泰綱に命ず〕_{東鑑北條記}

水田開發
當時代に於て
定められし田
制

又當時田制を定められしことは左に抄する古記録に依て見るべし。

加納田

後白河天皇保元元年_丙(一八一六)九月頭辨範家勅を奉りて定むる條に曰はく、

公田

〔諸國司に下知して社寺院宮諸家莊園本免の外、加納餘田并に庄民の濫行を停止せしむべき事、右は件の庄園等に仰す、或は官省の符を載せ或は勅免の地と爲すものは、四至坪付券契等分明なり、而るに世は澆季になり人は貪婪を好み、

名田

加納と號し、出作と稱し、本免の外に公田を押領し暗に率法を減じ官物を對捍し、蠶食の漸狼戾の基なり、兼て亦在廳官人國司が百姓を以て庄官に補し、寄人に定め恣に名田を募り、課役を遁避す、郡縣の滅亡し、乃貢の擁怠すること職として此に由る、庄園相共に加納を注し出し、濫行を停止し國務に従がはしめん云々〕_(入車記)

按、加納とは加納田を云ふ、社寺院宮諸家の莊園の本免の外に其の近傍の田を取り加

守護地頭を置
き常賦の外兵
糧を課す

へたるを加納と云ふなり、公田とは公儀の田を云ふ、寄人とは庄屋の寄人を云ふ、庄屋に於て一庄の事の成敗を議する者なり、名田とは領知する者の名を以てその田地の名とするなり、

後鳥羽天皇文治元年_己(一八四五)

〔源賴朝奏し請うて、守護地頭を諸國に置き其土地を管す、東海東山北陸三道を除くの外、公田私邑を問はず、常賦の外毎段米五升を課し、以て兵糧に充つ〕_{玉海}

東鑑、源平盛衰記。

同文治五年_己(一八四九)十月

間田

賴朝出羽國の地檢を遂ぐべきの由し留守所に仰せらる、進發の後ち地頭等愁へ申して云はく、地檢の間だ間田を顛すべきの旨留守張行するの由しと、仍て今日件の事を停止すべき趣書を遣はされて、云はく、當園檢注の間所々の地頭の間田を倒さるべきの由し尤も驚く所なり、出羽陸奥に於ては夷の地たるに依て度々の新制にも除かれ訖ぬ、故に今尙偏に古風を守り、更に新儀なし、然れば件の間田等何ぞ停廢せられんや、公田の外に間田あらば年來の如くにて相違あるべからざるの旨鎌倉殿の仰せに依て前因幡守廣元より出羽の留守所

に執達す」(東鑑)。

按、留守所は國守に任せざる間、屬官等が事を執り行ふ、國府を云ふ、間田とは後世所謂見捨地の如き田を云ふ、故に年貢を收めざるなり。

「賴朝尋て天下諸國をして田文を造進せしむ、後又屢々此舉あり、田文即ち民部田籍遺法(令集)是に至て亦覇府の掌る所と爲る。」(大日本史食貨志)

田文を造進せしむ

同、建久年間(一八五五頃)
「記録所出舉の錢貨米を以て價利する法を議定す、米一斛を以て錢一貫文に抵る、其利弘仁二十年の格に依る、此に至て勅して私出舉利一倍に過ぎ、舉錢利半倍に踰るを禁す。」(大日本史食貨志)。

土御門天皇正治元年未(一八五九)十一月、

「武藏國の田文を整へらる、是れ故將軍の御時總檢を遂げらるゝの後、未だ田文の沙汰に及ばざりしに、是に於て成就す」(東鑑、北條九代記)

出舉の錢貨米を以て價利する法

同元久元年甲(一八六四)四月、

「實朝より駿河、武藏、越後等の國々重て内檢を遂ぐべきに依り、使者を下し遣は

内檢

内檢を中止す

同年同月、

「駿河以下三國內檢の事は先日治定すと雖へども、重て其の沙汰ありて延引す、是去年撫民の計あるに依て限り有る乃貢猶ほ員數を減せり、今年其の節を遂ぐれば民戸定て休んじ難からん、然れば善政を行はれざるが如し、因て内檢は暫く中止せよ」と(東鑑)。

按、内檢とは内々の地檢を云ふ、地檢の下見シタミの意なり、

田文の目錄

同承元四年庚(一八七〇)三月、

「實朝武藏國の田文を造り、國務の條々更にこれを定む、當國は故右大將家の初め一圖に朝恩として國務せしむる所なり、仍て建久七年國檢を遂げらるゝと雖へども、未だ目錄の沙汰に及ばざりき」(東鑑)。

按、目錄とは田文の目錄を云ふ、

順德天皇建曆元年辛(一八七二)十二月、

「實朝より明春駿河、武藏、越後等の國々の大田文を作り整ふべきの由しを命す」

大田文

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (源平及鎌倉)

(東鑑)

後堀河天皇元仁元年^{甲申}(一八八四)

「泰時日本全國の大田元を造りて以て庄と郷とを分つ」(太平記)。

後深草天皇寶治元年^{丁未}(一九〇七)十月、

「不堪田の奏あり、左大臣已下參入す」(百鍊抄)。

同年十一月、

「畿内諸國の守護地頭等所務の事に就き散亂の子細有るの風聞に依て、鎌倉に於て其の沙汰有て六波羅に達す、云はく諸國の守護地頭等内檢を遂げ過分の所當を責め取り、土民百姓を安堵せしめ難き事は、國司領家の目錄に就て沙汰すべきの旨、守護地頭に相觸る可し」(東鑑)。

按、目錄とは此には國司の領家の帳を云ふ、

同二年^{戊申}(一九〇八)七月、

「不堪田を定む、左大臣以下參入す」(百鍊抄)。

又當代の歷朝が民食(米)を主んじ、神祇を祭奉せられしことは、左に抄する古記録

諸國の守護地頭過分の所當を責め取るを以て目錄に抄すべしと云なり

當時神祇を祭奉せしことの古記録

臨時奉幣料

に依て見るべし。

後白河天皇保元元年^{丙子}十一月、

「諸社祭並に臨時奉幣料は見物を以て進濟すべきの由諸國に仰せらる」(百鍊抄)。

六條天皇仁安元年^{戊丙}(一八二五)

「七月、雨を丹生、貴布禰に祈る。同年九月、晴を丹生、貴布禰に祈る」(顯慶王紀)。

高倉天皇嘉應元年^{丑己}(一八二九)

「六月、雨を丹生、貴布禰に祈る。同年九月、雨水あり、晴を丹生、貴布禰に祈る」(兵範記)。

記。

順德天皇建曆元年^{未辛}六月、

「丹生、貴布禰に雨を祈り、又五龍祭を行はる」(三長記、業資王紀、百鍊抄)。

按、五龍祭は雨乞の祭なり、

同二年^{壬申}(一八七二)三月詔して曰く、

「諸社の祭祀神事等を如法に勤行す可き事、抑々吾が朝の彝範は神を敬ふを先とす、萬機の繁務も祭を慎むに過ぐるは無し、是を以て邦を治め民を安んずる

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (源平及鎌倉)

皇朝の彝範は敬神を以て先と爲す

五龍祭

雨又晴を祈る

雨又晴を祈る

謹愼して祭奉
れを懈緩する勿
れ

國家の煩費を
禁ず

に皆幽冥に憑る、恒例臨時の兩祭宜く禮儀を嚴にすべし、而るに有司怠慢して職掌を調へず、諸國拒捍して本條を忘るゝが如し、只乖忤のみに非ず、且つ是神禁を狎黷す、事の陵夷せる責むるに餘あり、早く祭式を守て催行せしむべし、中に就て新年祭、已下四度の祭の幣物は、上設の備ありと雖へども、諸國諸社奉送の實無きが如し、建久二年の符旨に任せて遵行せしむべし、兼て又新年穀以下伊勢奉幣分所の納物を國或は近年季充ちて猶所混を致し、或は當日刻日限り、纒に以て進濟す、然る間儀式空しく夜景に入り奉遣殆ど曉更に及ぶ、自分以後専ら謹愼をなし、永く懈緩すること勿かれ、〔建曆二年新制廿一箇條〕

按、上設の備とは、神祇官にて幣を案上に奠て祭る神を云ふ、之を案上官幣と云ふ、伊勢奉幣分所とは、伊勢兩宮へ奉る幣を率分する所を云ふ、所混を致しとは、前季後季の別なきを云ふ。

同年同月詔して曰はく、

「京畿諸社の祭の供奉人が裝束已下過差を停止すべき事、抑々邊鄙の民、下愚の輩或は綾羅錦繡を裁ち、或は金銀珠玉を飭る、是神事の嚴重に似ると雖へども、偏に國家の煩費を爲す、永く禁制に従て違濫すべからず、〔建曆二年新制廿一箇條〕。

月來の炎早雨
を祈る

七瀬の祓

世間飢饉の原
因に就ての風
聞

炎早に快雨あ
り、大除日を行
はる

後堀河天皇貞應元年壬午(一八八二)六月、

「月來炎早三十餘日に及べるを以て、鶴岡の供僧等雨を祈る、其の第三日に至て甘雨あり、法驗揭焉たりと萬民感歎す」〔東鑑〕。

同元仁元年甲申(一八八四)六月、

「炎早旬を涉る、雨を祈る爲め七瀬の祓を行ふ、其の後甘雨降る」〔東鑑、百鍊抄〕。

同寛喜三年辛卯(一八九一)四月、

「諸社祭の時職にあらざるの輩、武勇を好み磔を飛し、次で刃傷殺害の條固く制止を加へらるべきなり、而して此の事を禁遏せしむるに依て世間飢饉の由京中の雜人風聞すと、秦時在京の時、殊に制を加ふと雖へども、全く以て其の儀なし、是れ則ち武勇を好むの輩事を左右に寄せて構へ申す故、甚だ信用するに足らず、但し磔を飛すの制の限りに非ず、武藝に至ては停止すべし」〔式目新編追加〕。

四條天皇天福元年癸巳(一八九三)六月、

「炎早の患へ都鄙頻りに聞ゆ、因て雨を神泉苑に請ふ事九日、其の翌日雲忽ち起

り雨快降し、貴賤感歎せり、禳災の爲めに成功の輩ら悉く相任せらるべきの沙汰ありて、大除目を行はる、任人三百人に及ぶ、世以て目を驚かす〔百鍊抄〕。

按、除目は官に任するを云ふ、此に大除目とあるは、任する人三百人の多きに及ぶ故に云ふなり。

炎旱に雨を祈る

後嵯峨天皇寛元二年辰甲(一九〇四)六月、

晴を祈る

「炎旱によりて雨を祈る事を鶴岡の供僧等に命ず、出羽の前司之を奉行す」〔東鑑〕。

止雨の奉幣使

後深草天皇建長二年戊(一九一〇)六月、
伊勢以下十社に奉幣して晴を祈る〔關屋關白記、百鍊抄〕。

風伯の祭

「大風雨あり、民家多く破損す、依て止雨の奉幣使を八社に派遣せらる」〔百鍊抄〕。

雨を祈る

「雨降る、凡そ此間風雨月を涉るに因て風災を禳ひ、西收豊稔を祈るが爲めに、風伯の祭を奉仕す可きの旨陰陽道に命ず」〔東鑑〕。

同四年壬(一九一三)七月、
「鎌倉近國旱魃し、青苗悉く黄ばみ枯れ、民庶之を憂ふ、依て雨を鶴岡に祈る、其の

炎旱水天供を
始めらる

後程なく降雨す〔東鑑〕。

同五年癸(一九一三)五月、

「炎旱す、御所に依て水天供を始めらる、丹生貴布禰に奉幣して雨を祈る」〔百鍊抄〕。

按、水天供とは雨乞の祭なり、

同年七月

「幕府鎌倉に於て制す、興行すべき諸社幣物不法の事、抑々聖を以て重を承け、神を敬するを本と爲す、明を資け、□國を繼ぐ、世を治するを先と爲す、而るに祈年月次、神今食に諸社の祭幣神物等を作る、年を追て不法の聞え有り、偏に是有司擁怠を存し、而して職掌を備へず、宰吏専ら難溢し、而して式條を忘るゝが如し、縦ひ本數にあらずと雖も、建久二年の符旨を守り、慥に遵行せしめよ、祈年穀以下伊勢の幣は所納物を率分し、年季を延べて國々等に充てよ、猶對捍を致し、當日晩陰纔に以て進濟す、茲に因て陳役の營み、夜景に入て派遣の儀は、半更を送る、神事の陸夷すること職として斯れに因る、自今以後、専ら如在を存して殊に謹慎を致せ」〔式目新編追加〕。

祈年穀以下の
幣は國々に充
つ

豐積を祈りて
風祭を行ふ

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (源平及鎌倉)

同正嘉元年丁(一九一七)七月

「前濱の鳥居の邊に於て寛喜の例に任せ風伯祭を行はる。是れ天下豊稔の祈禱なり」(東鑑)。

飢疫あり廿二
社に奉幣す

同正元元年未(一九一九)四月

「飢饉疾病に依て臨時に廿二社に奉幣使を派遣せらる」(百鍊抄)。

龜山天皇弘長元年辛(一九二一)

「幕府鎌倉に於て奉行頭人評定す。祭は豊年に奢らず凶年に儉にせず。是定れる禮典なり。近年は神事の體古法にそむき過差を好み世の費を省みず神慮更に測り難し。向後恒例の祭祀古法を守りて怠るべからず。次に社頭は先規に任せ少破の時に修理を加へよ。大破に及ばば言上せよ。時に隨ひて沙汰あるべし云々」(北條九代記)。

祭は豊年に奢
らず凶年に儉
にせず

當時百姓を賑
濟せられしこ
この古記録

又當時百姓を愛撫し之を賑濟せられしことは左に抄せる古記録に依て見るべし。
高倉天皇治承二年戊(一一八三)八勅に曰はく、

法に非ずして
利を食り又奴
婢賣與を禁ず

「諸國調庸貢進期あり而今所司言を公用に託し濟物を催責す。一歲の中一任所當を徴す。國の衰弊實に此に由る。宜しく諸國をして速に停止に従はしむべし。出舉私物格制殊に重し。況んや法に非ず利を貪るに於てをや。多年を経ると雖も利一倍に過ぐるを得ず。神人惡僧國郡を横行し田地を侵畧する者あり。宜しく諸國をして其身を禁進せしむべし。諸國百姓公田を以て私地と稱し。神人惡僧に寄與するは先符禁する所。宜しく制遏を重んずべし。奴婢を勾引して勢家に賣與す。其罪尤も重し。今聞京畿多く此類あり。宜しく所司をして速に捉搦を加へしむべし」(玉生官務古文書、大日本史食貨志)。

安徳天皇壽永元年寅(一一八四)二

「此歲荒饉民多く死亡す。朝廷賑給する能はず。議して京師の富戸をして財を割き以て窮民を救ふ。時諸道多く平氏に叛き兵革繼ぎ興り糧食不給。至る所貢賦を奪ひ民財を掠む。右大臣藤原兼實の奏に「國は民を以て本と爲す。本搖すれば則ち國危し。方今凶歉相踵ぎ加るに兵役を以てす。疲瘵の民に課し。芻糧の供を責め。又累りに土木を興し。東大興福の二寺を修造す。百姓怨苦。天譴荐に臻る。宜

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (源平及鎌倉)

しく徳政を行ひ以て天意を回すべし云々、『玉海、大日本史食貨志』。

同四年(一八四五)

源頼朝の仁慈

『源頼朝兩賊を討滅し干戈永く斂る、宜しく速に諸國司をして微物を停止せしめ、以て民弊を拯ふべし』。(玉海)『頼朝乃上疏して精簡宰吏に諸國を安撫し、流民業に復する者には、務めて矜恤を加へんことを請ふ』。(東鑑、源平盛衰記)。

後鳥羽天皇文治二年(一八四六)六月。

相模國の宗なる百姓に鑿牙を給ふ

『今年國力凋弊し、人民殆んど東作の業に泥む、頼朝憐愍の餘り三浦介中村庄司等に仰せて相模の國の宗なる百姓等に鑿牙を給ふ、人別に一斗なり』。(東鑑)。
按、泥むとは滯の義にして勤めざるを云ふ、鑿牙とは上白米を云ふ。(第一章春米沿革の條參照)

徴兵糧米を停む

『民戸疲弊勅して徴兵糧米を停む』。(東鑑、大日本史食貨志)

同文治五年(一八四九)

源頼朝陸奥、出羽の民を賑濟す

『頼朝乃ち奏請し、自ら將として陸奥を伐ちて之を平げ、出羽を并定す、諸郡の券契、田畝の廣狹、定置の地頭、政事一に秀衡の舊規に遵ひ、賑給、勸農、撫恤甚だ至る

云々、『東鑑、大日本史食貨志』。

土御門天皇建仁元年(一八五一)

大風洪水の爲め風流の戯を戒む

『大風洪水ありて禾穀を損傷す、北條泰時私に中野能成に謂て曰はく、蹴鞠風流の戯れは將軍之を好むは宜べなり、然り而して時に用捨すべし、方今災變荐りに臻り、民に菜色有り、宜く司天博士を引て咎徴の由る所を問ひ、恐懼戒愼して以て天意に答ふべし、而るに之を恤まず、日に戯場に在りて狎客と周旋す、甚だ宜しき所に非らず、建久中故將軍百日を限りて海濱に遊ばんと欲せしかど、司天變を告るに因て遽に止む、將軍既に重任を荷ひ、舉動愼まざる可けんや、足下方さに親信せらる、盍ぞ問を承け、諫めて止めざるを能成之を白す、頼家報せず、會々伊豆の北條大に飢乏、泰時往て之を視んとして將に發せんとす、僧觀靜來り告て曰はく、將軍先日語を聞き、父祖を踏えて言ひ易すきを愼る、今我公の爲めに計るに病と稱して暫く北條に避けよ、則ち旬日を過ぎずして解くることを得んと、泰時曰はく、敢て諫を納るゝに非ず、愚衷を近習に述るのみ、如し吾を罪せんと欲せば、何ぞ避不避を論せん、吾明日事有て北條に赴く、子の言に因

て而して然るに非すと、乃ち行李を出して之を示す、頼家も亦之を罪せず、(關東評定傳、將軍執權次第)

同年十月、

出舉米

「泰時北條に下向す、當時は去年損亡に依りて春來庶民等糧乏しくして盡く耕作の計を失ふの間、數十人連署の狀を捧げしかば、即ち出舉米五十石を附せり、其の返上の期は今年の秋たるの處に、去る八月大風の後、國郡大に損亡し、飢に堪へず、且つ件の米を負累するの輩は、兼て譴責を怖れ、逐電の思ひを挿むの由し聞え、是に於て泰時民の愁へを救はんが爲めに鞭を掲げて來り、彼の數十人の負人等を召し聚め、其の眼前に於て證文を焼き棄て、曰はく、今後豊稔に會すと雖へども返の沙汰せざるべしと、飯酒并に人別に一斗の米を與ふ、各々且つ喜悅し、且つ涕泣して退出す、皆手を合せて泰時の子孫繁榮を願ふ、(東鑑、北條九代記)。

同建仁三年癸亥

「實朝始めて襲職、關東諸國の租を免し、民庶を休復す、(東鑑、大日本史食貨志)。

北條泰時證文を燒棄す

富者の米を貧者に借貸す

後堀河天皇寛喜三年卯(一八九二)

「天下飢饉の時、借書を調へ、判形を加へて、富裕の者の米を借るに、泰時法を設け、來年世立ち直らば本物を借主に返すべし、利分は我れ添て返さんと定め、面々の狀を取り置き、所領持たる人には約束の本物を還させ、我が方より利分を添へ、慥に返し遣はし、貧者には皆免して、我領内の米にて慥に返せり、(太平記)。

北條泰時美濃の飢を濟ふ

「大飢、美濃最も甚し、泰時意を調恤に加へ、高城郡の賦税を免す、浮浪其地を過ぐる者には日を量りて糧を給す、留住を願ふ者は莊園に命じて安置せしむ、時朝廷唯諸國をして讀經せしめて、以て災異を禳はしむる耳、實惠の民に及ぶ者なし、故に天下益々北條氏に服せり、(東鑑、大日本史食貨志)。

四條天皇仁治三年壬(一九〇二)六月、

「執權北條泰時卒す、泰時意を民事に用ひ、飢歲に遭へば倉を發きて之を賑し、或は場を設けて流民を救ひ、大に民心を得たり、卒するに及びて都鄙貴賤どなく父母を喪へるが如し、(北條九代記、百鍊抄、保曆間記)。

後深草天皇實治元年丁(一九〇七)勅に、

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (源平及鎌倉)

北條泰時飢歲に倉を發す

穀を外國に糶
を禁す

窮民の爲め評
定す

大雨洪水泰平
の祈禱をなす

諸國損亡の爲
め宗尊親王上
洛を延引す

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (源平及鎌倉)

一七四

『西海の民穀を宋國に糶を禁す』(帝王編年記)。

同建長三年辛(一九一三)九月鎌倉に於て制す

『武藏國務條々の事并に西海諸國の守護地頭沙汰の事等評定有り、是れ皆窮民を救ふが爲めなり』(東鑑)。

同康元元年丙辰(一九一六)六月

『雨降る凡そ今年大雨洪水殆んど例年に越ゆ、寒氣時ならず、暑信ならず、禾穀定めて長せざるべし、依て鶴岡に天下泰平の祈禱を行なはる、去る寛喜二年の夏涼風冬天の如く六七兩月の間霜雪降り八月大風し翌年國土飢饉にして民間傷死せる者多し、今や時節調はず、慎ますんばある可らざるなり』(東鑑)。

同正嘉加二年戊午(一九一八)八月

『評定ありて、將軍宗尊親王上洛延引す、是諸國損亡に依て民間憂有るの故なり』(東鑑、北條記)。

同正元元年己未(一九一九)十月

『飢饉の間だ遠近佗僚の輩或は山野に入りて薯蕷野老を採り、或は江海に臨み

飢饉、地頭の
制止を停め浪
人の身命を扶
くべし

北條時宗療病
悲田院を建つ

大風の爲め上
洛を延引す

飢饉養助の事

魚鱗、海藻を求め、此の如くの業を以て活計を支ふの處、在所地頭固く禁遏せしむ、早く地頭の制止を停め、浪人の身命を扶くべし、但し事を此の制止に寄せ過分の儀あるべからず、此の旨を以て陸奥、國中に相觸れしむ』(式目新編追加)。

龜山天皇弘長二年辛酉(一九二二)

『時宗執權たるに及で、療病、悲田等の院を建んと欲す、時に僧忍性なる者あり力めて之を賛成し、院を數所に設く、桑谷療病院の若き、時宗土佐大忍莊を以て、其費に充て、二十年間存濟する所、四萬六千餘人と云ふ』(元亨釋書)。

同三年癸亥(一九二三)八月

『宗尊親王上洛の事は、大風により諸國の稼穀損亡するを以て弊民の煩ひを休めんが爲めに延引す』(東鑑)。

伏見天皇正應三年庚寅(一九五〇)

『寛喜以來飢饉養助の事、無縁の非人は成敗に及ばず、親類境界一期の間に於て進退せしめ、賣買に及ばず、又子孫相傳に及ぶべからず』(式目新編追加)。

後醍醐天皇元亨元年辛酉(一九八一)

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (源平及鎌倉)

一七五

夏大旱三
百文を以て
粟一斗を
買ふに背
けるに朝餉
を止め餓
死者を止
めらる

富裕の時米を
賣らしむ

鎌倉時代の
京洛の人民
僧侶は日三
食をする事
は猶古の武
士は猶古の
如く日二食
なりき

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (源平及鎌倉)

「夏大旱地を枯らして旬服の外百里の間空しく赤土のみありて青苗なし、餓李野に満て人地に僵る、此の年三百文を以て粟一斗を買ふ、天皇天下の飢饉を聞き給ひて曰く、朕不徳あらば天子一人を罪すべし、黎民何の辜ありてか此の災に遭ると自ら帝徳の天に背ける事を歎き朝餉の供御を止め、飢人窮民に施し給ひ、猶ほ是にて萬民の命を助くべきにあらずとて、檢非違使別當源親房に命じて當時富裕の輩らが利倍の爲めに蓄へ積る米穀を點檢せしめ、二條の町に假屋を建て檢使自ら斷じて價を定て賣らしむ、商賈共に利を得て人皆九年の蓄へ有るが如し」(太平記、公卿補任和漢合運)。

按、旬服とは畿内を云ふ。

此時代の食事は古の如く朝夕の二回にて、晝飯といふことなく晝の餐あれば、夕飯は見えざりしに、前期王朝の末乃至今期の始めより、京人は朝夕の二食の外に午時の中食をなす事も屢々ありて、日に三食の時もありき、僧侶も古は皆た朝食一度なりしに、漸次世の降ると共に、器量下りしにや、強健を以て誇る山法師も未申の刻に「非時」と名けて食ひ、夕方には坂下邊に寄合ひ「世事して食す」と云ひ

當時の常食は強飯を用ひしこと猶ほ古の如し、而して京洛の月卿雲客は白米(現今の下の白米なる)を用ふるもの有りしも、東國の武人は質素を旨とする點より且つは白米を食するは脆弱なりとて、恒に玄米を常食とせり、又一般の人民は玄米及び麥飯(此時代より凶荒に支給の蓄まなせしが)を用ひ、貧民は稗粟等の雜穀を以て飢を凌ぎつゝありき。(日本風俗史等)

て三食をなす事もありたれど、東國の武家にては猶ほ舊に由りて中食を決して食はず、二食の風を改めざりき。

清水濱臣の「遊京漫録」に永仁四年左衛門尉孝久の寫しなる、行基式目のことを記しあり曰く、

「貴賤之飯食法式、農民者以春雜穀四合、米三合爲一日之食、爲農業則增米一合、百工亦然」云々

或は曰く、是れ鎌倉時代の偽作ならん、若し之を偽作とすれば、此時代の農工の俗を知らず識らず筆にしたるものにして、庶民は米に雜穀を混じて食せしことを考據し得べし。

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (源平及鎌倉)

『無住國師』(字は一圓、相州鎌倉の人、醍醐景時の甥と云ふ、文永の初め尾)の歌に

『さらすとも愛するよしにいひなして世を渡るべき粥と麥飯』(砂石集)

ごあり、以て當期には麥飯を食せしことを知るに足るべし。またこの時代の貧民が粟飯を食せしことは畑金雞の『燭夜文庫』の『飯徳頌』に

『最明寺殿は佐野か粟めしに寒むさをふせぐ』(後篇米を照)

ごあり、又稗飯の事は『日蓮書録外』の卷にて、南條殿御返事に

『昔うゑたる世に縁覺と申す聖人を、ヒエの飯もて、供養し參らせし故と、答へさせ玉ふ云々』

ごあり、稗飯は『和名鈔』に見え、古へより明治維新前迄山野の貧民、稗飯、稗團子、稗粥を造つて食せしなり。今も尙ほ之を用ふる處なきにあらざる可し。

副食物には、生魚、鹽肴、諸種の菜汁、點心(長日の氣の屈するを慰めん爲に、食事の外參照)菓子類あれど爰に贅せず。茶は一時中絶し居り、建保年間、僧榮西宋より種子を齎し歸り、筑前に植ゑ、『喫茶養生記』(建保二年甲戌、一八七)を著はして、其徳を頌せしより、用ふるもの多くあるに至れり。酒も諸國に醸造するもの多く、鎌倉市中に

粟飯 北條時頼は康元六年(一九一六)薙髮して最明寺に退居せり。今より六百五十七年前なり。
稗飯 日蓮上人は今より六百三十九年前北條時宗時代の弘安五年壬午(一一九四)二月十三日寂す。
稗團子、稗粥、當時代の副食物 茶 酒

存する酒壺の數一萬七千以上に達ししを以ても、その盛んに使用し飲みたるを知るに足らん。(日本風俗史等)。

上にも記せし如く、京都は實力に於て痛く衰へたれども、風俗は豪奢の餘風を脱せず、宴饗旺んに行はれて山海の珍を集つめたり。之に反し、鎌倉武人の宴飲は甚だ質素の極みなりき。吉田兼好の『徒然草』に云ふ、

『平の宣時朝臣老の後昔かたりに、最明寺入道あるよの間に、よばるゝ事ありしに、やがてと申しながら、直垂のなくてとかくせしほごに、また使來りて、直垂なごのさふらはぬにや、夜なれば異様なりとも疾とありしかば、なえたる直垂うちくのまゝにて罷りたりしに、銚子に土器とり添てもて出で、この酒ひとりたうべんがさうざうしければ申しつるなり、さびしきを云ふ看こそなけれ、人はしづまりぬらん、さりぬべき物やあると、何處までも求め給へとありしかば、紙燭さして隅々を求めし程に、臺所の棚の小土器に、味噌の少しつきたるを見出で、これぞ求め得てさふらふと申し、かば事足りなんとて、心よく數献におよびて、興にいられ侍りき、その世にはかくこそ侍りしかと申されき』ごあり

宴饗は、京都、旺んにして鎌倉、質素なり

北條時頼の質素

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (源平及鎌倉)

又『日本風俗史』(文學博士藤岡作太郎、平出鏗二郎の著)に、

「北條時頼鶴岡社參の次で、足利義氏の許に、先づ使を遣はして來訪すべき由を告げしめ、さてその第を訪ひけるに、義氏時頼を饗するに、一献に熨斗鯁二献に鰻三献に搔餅(牡丹餅)にて止めぬ、義氏時に正四位下左馬頭なり。」

とあり最明寺時頼は、身執權の重職にありしも、尙ほ殘將を厨下に求めて好下物となし、對飲歡を盡し、足利義氏は、源家の名族なるに拘はらず、時頼を請して、僅かに三種の肴ありしのみ、以て鎌倉時代武家の飲食の質素なるを類推し得べし、況んや其下流に位するものに於てをや。

『北條九代記』(浪井了意の著にして十二卷あり)に云ふ

「北條其位萬民の上へ加るといへども、累代謙遜にして、くらゐは四品に逾えず、禮義を正し、窮民を撫育し、政道正しく、天下泰平也、なかつく武藏守泰時、時房共に式目五十條をさだめ、凶年にはみづから儉を守り、晝は一食にとまり、夜は燭をとばさずして、廩米をひらき、民に施したり、真に千載の壹人といふべし、其孫時頼また賢にして、こそ九代も續いたれ」



源平の時代

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (源平及鎌倉)

北條高時の驕奢

『市井雜談』に云ふ、

北條相摸入道高時驕奢を専らとし、その宴會ごとに酒九献あれば肴九種を用ふとなり、楠正成その舉動をきゝて人に語て曰く北條ひさしかるべからず、『三省錄』に云ふ、

「北條高時宴會ごとに酒九献肴も九種なりと楠正成これを聞き以爲漸久しかるべからずといふ事理齋おもふに其時節これを以て奢れりとす、古代の質朴おもひやるべし、今の代は下々の酒宴にも酒九献肴九種などは怪しとするに足らず高時は天下の執權也、その時代は松下禪尼の障子の切張、最明寺時頼の一と銚子の酒に焼味噌のさかな、青砥左衛門が十錢を尋求めたるなどより見れば、九献九種は大なる奢たるべし、楠が嘆しはこれ全く、もろこし紂王が象牙の箸を造りしを見て、箕子が宮室の美これより始らんと云しと同譚なるべし」此鎌倉時代の如き武斷政治の世には、また秀才貢進の要なく、武人は多く意を文教に留めざりしかば、學習の道一般に衰へたり。去れど京都は數百年來の修養一朝に亡ぶ可くもあらで、國民本來の一特性を發揮し、其國文は、明快なる和漢混合

鎌倉時代の學問の衰微

明快なる和漢混合文

和歌の名人

文の一新體を開き、且つ尙武の氣風に促がされて、『保元物語』、『平治物語』、『源兵盛衰記』、『十六夜日記』などを出し、和歌も頗る盛んにして、後鳥羽天皇、藤原俊成、定家爲家、將軍實朝、僧西行等各々斯道の名人と稱せらる。他は概して草莽鄙野、偏武の士のみ多かりき。

平民的宗教

醫學

鎌倉時代の醫學は宋醫方に依據せしむるに、進歩の跡著るし

宗教は摸倣の奈良朝、折衷の平安朝より、此期に至り、『淨土宗』、『眞宗』、『時宗』、『法華宗』等の平民的宗教、興隆を致し、始めて新機軸を出したり。

我が醫學も、この政治上及宗教界の革新によりて、其影響を避くるを得ず、而して支那醫學は僧侶によりて輸入せられ、宋醫方に依據したるは事實なるも、此期に於ける醫學を代表すべき『頓醫抄』(梶原性全の著にして、和漢醫傳の衛生)、『萬安方』(梶原性全の著にして、藥劑)の二書に就き、觀察するに、單に宋の醫書を抄録せしむるは非らず、我邦に於ける經驗を附加したるもの往々之れあり、故に鎌倉時代の醫學は、其内容に進歩の跡、歴然たるものあり。

宋醫學

醫學の權は、此時代も猶ほ前期の如く、醫鍼博士、典藥頭等の掌握する所にして、醫道の要職たる和氣丹波二氏の外僧侶の入宋して宋の醫術を傳ふるもの亦た

僧に名醫あり
和劑局方

頓醫抄

萬安方

脚氣に灸治

承久二年は六
百九十三
年前、北條義時
の時代なり

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (源平及鎌倉)

多し従つて僧侶にして名醫の聞えあるものも尠からず。是より宋の醫術行はれ、『和劑局方』の説海内に行はるゝに至れり。

後鳥羽天皇の代、僧運基「長生療養」を選進す。僧智玄宋に赴き醫方を傳へ歸りて法眼に叙せらる。後堀河天皇の代、僧安上醫を以て京都に招せらる。僧榮西は茶を以て源實朝の病を療し、『喫茶養生記』を撰す。後二條天皇の嘉元二年甲辰(一九六四)西暦一三〇四僧性全「梶原」頓醫抄五十卷を著す。又花園天皇の正和四年乙卯(一九七五)西暦一三一五「萬安方」六十二卷を撰述す。共に宋人の方書并に局方の方劑を列擧す。後世寶典とす。

脚氣に灸治を施すは、晋唐より始まりて、既に「醫心方」にも灸法の一門あり。當期時代に脚氣と稱する症には、専ら湯熨を以て治療を施ししものと見ゆ。

『皇國名醫傳』(淺田宗伯の著にして喜永三年辛亥(二五二一)の序あり三卷)の「和氣時成傳」に

「土御門天皇承久二年庚辰(一八八〇)西暦一二二〇夏太后病脚氣俄然悶絕、和氣時成奉灸有効

又黃門定家平素多病常乞治於時成嘗患腰痛自以燒石熨之病劇時成曰此脚氣

當時代には腰
痛をも脚氣と
目したり

建仁三年は今
を距る七十
年前にして源
實朝の時代なり

文暦元年は六
百七十九年
前にして北條
泰時の時代なり

文永八年は六
百四十二年
前にして北條
宗時の時代なり

頓醫抄は今
を距る六十九
年前(西暦千
九百四年)の
作なり

入於腎腰也、火熨者其所忌、宜浴藥湯、即處方定家用之、二三日全忘痛。」

『明月記』に

「或脚腫を患へしに、和氣正基、火針を用ひて治せしとあり(時基、時成之弟、建仁三年癸亥(一八六三)西暦一二

〇三任權醫博士尋常侍醫)

又文暦元年甲午(一八九四)西暦一二三四、四條天皇が脚氣腫及大腹の病を患

ひ、症候甚だ悪き故、諸醫灸治を勸む、和氣貞經獨り不可とす。(貞經、治承元年任權醫博士)

『二代要記』(著者の氏名傳はらず、允恭天皇より花園天皇に

「文永元年甲子(一九二四)西暦一二六四八月十七日、上皇後深草有御脚氣事數日度々及御灸。」

以上引く處を以て見れば、鎌倉時代脚氣に灸治の行はれしを知らるべく、又脚氣に杉湯等を以て浸持する治療法もありしなり。

梶原性全の『頓醫抄』三の卷「脚氣」に云ふ、

「凡そ脚氣の人は、家にもちふる所の桶杓部ならびに板しきまでも、杉の木を用ふ。又杉の葉、杉の木を常に煎じて足をゆで、并に腫たらん處をゆでよきはめて

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (源平及鎌倉)

しるしあり。『濟生方』にはゆづることを戒しめたれどもゆで、愈たる驗るし、多くみえたるもあり』

と記載せり。

又『梅園日記』に云ふ、

六百年前頃北條時宗に杉湯を用ひたり

『續門葉集』(寫本十卷、嘉元三年乙巳(一九六)雜上云大藏卿隆博藥湯の爲に、杉の葉をこひ侍りける、返事に添へ侍りける(法印公紹)

君がどふしるしとも又なりにけり杉のみたてる秋の山本

按るに藥湯のためにと有れば、これも脚氣ゆでん料にや』とあり。

また脚氣病のこと、當時代の記録往々其名目の記載しあるを見る、今その中より二三の證例を鈔出すべし。

嘉應二年(七四十四)前

『玉葉』嘉應二年、正月一日、于時攝政被候依脚氣難堪不能勤仕内辨之由云云、四日、今日不出行云云、依脚氣不快不參也、十二月二十七日、此日於仗座被行條條事、雖有催脚氣之上、咳病相加仍申其由不參。

承安元年、正月十四日、今日脚病殊増氣云云、十六日、脚氣逐日増敢不能行歩云云、

承安元年(七四十三)前、百四十四年前、皇御代なり

十八日、明日不行向尙爲遺恨、仍忽加灸治、但即悉之靈驗難叶事也、十九日、扶脚病出仕之間、自去十四日、殊増更不能起居云云、二月二十四日、定成來、問湯治之事、所勞之體尙脚氣風病令然歟、試今一兩日、可始永湯、自來月二三日之間、可浴潮湯云云。

承安二年、正月一日、於公卿休所邊暫勞脚氣云云、八日、昨日退出後、脚病更發、仍今日、不參御堂、十七日、依脚病不能供奉之由申了。

承安四年、六月三日、典藥頭定成來、問所惱申云、專非寸白所爲、大都脚病令致也、但於此病者、有一之名、不銷食病云、從服蒜外者、難得減歟、自來九日、可服云云、所申叶、愚意、但飲食不通、心神惱亂、忽難服歟、隨今兩三日之體、可左右耳云云、十一月四日、有脚氣更發之氣。

承安五年、四月七日、余依脚氣、自今日、始湯治、十三日、今日晝以後、温氣散疑、脚病所爲也、試今夜猶可企湯治歟。

安元二年、十月九日、入夜、參女院御方、御足聊腫物出來、仍召施藥院使憲基、被見之、申云、脚病所爲也、但當時聊有熱氣、仍可奉押帖云云。

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (源平及鎌倉)

安元二年(七五十六)前、百三十六年前、時に平清盛

安元三年正月二十六日、今日召寄鎮西醫師法師於賴輔朝臣家、使人問脚病風疾等之子細、申旨不詳。三月二十九日、余脚病、昨今殊以倍増、是火事之間、忘病奔波、五體四支如摧、如履、起居偏以不通了。四月十六日、召憲基問療治、寸白脚病、風痺三種之病、同時發動、仍所問也、申云、可服哥梨勒丸、又每夜可洗足云云。五月十八日、脚氣更發、不知爲術。六月四日、余依疾重、召憲基朝臣、賴基等問療治事、各有申旨、先以藥湯温可洗足、是脚氣治也、又可加少灸治云云。六月十日、午刻源中納言被來、相具筑紫醫僧字大善坊、是爲令灸予疾也、年來諸醫加種種療治、或減或増、遂今及大事云云。

建久十年は七
百三十三年前に
して源賴朝時
代なり

「明月記」建久十年三月二十一日、自今朝腰俄痛退出以後、充燒石、彌以増。三月二十二日、腰痛増、不能動身、靜閑梨來。三月二十三日、腰痛事也、昨夕止燒石、閑梨云、脚氣之腰、燒石必成増、仍止之、今曉立、問時成朝臣、以湯可拭。
嘉祿元年三月十六日、心寂房來、病者事示合、先可服牽牛子由示之、脚病不瀉、當時不可加灸云云。
嘉祿三年正月三十日、左府前夜薨之由云云、或人云、去十一日、脚病入腹、腹張、請取

嘉祿二年は六
百八十二年前
なり

文暦元年は六
百七十八年前
なり

元仁元年は六
百八十八年前
にして北條義
時時代なり

寛元三年は六
百六十七年前
にして北條經
時時代なり

建長五年は六
百五十九年前
にして北條時
賴時代なり

要上房弟子、瀉藥服之、痢下血多無力危急、又請止藥、痢止、其後無殊事、言語如例、食事雖違例、家人等稱減氣由之旨云云。

寛喜二年九月十三日、左膝更不踏立云云。九月十四日、辰時許、心寂房來云、尤異儀脚病之腫也、雖非安事、不可存一定由、加灸點云云。

文暦元年七月二十二日、金吾來、御惱、大略同御事、基成等三所許、御灸可候由、被召貞幸之間、申云、此事御脚氣惡治之上、大腹水之氣令交云云。

「吾妻鏡」元仁元年六月十三日、前奥州義時病病已及、獲麟之間云云、已薨、遂以御卒去、年六日者脚氣之上、霍亂計會云云。

寛元三年四月六日、入道從四位下行遠江守平朝臣朝時生法名西卒、年五十三、數月惱脚氣、痕病等云云。

建長五年五月二日、秋田城介義景、喘息脚氣不食等所勞計會云云、得少減之間、今日及沐浴云云。

「百鍊鈔」文暦元年七月、上皇堀御脚氣不快。右の諸書に脚氣脚病に關する記事散見するも、其症狀固より明かならず、當時宋

鎌倉時代の脚氣の症候を詳悉せざるなり
今九十八年前頃脚氣を稱せしこと引證

萬安方は五百年前北條高時時代に成る
當時には脚氣なきにあらざるも著しき流行はなし

白米を常食する者には脚氣を患ふるは難し
穀類を用ふるは俗病なる土俗は

室町時代の歴史上概見

建武中興

南北兩朝

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (源平及鎌倉)

一九〇

の醫方を主とせる我邦の醫家は、隋唐に言ふところの脚氣(現今の脚氣病)の症候を詳悉せず、他の疾病に因る水腫又は脚痛を概して以て脚氣と稱せしなるべし。
そは建保三年乙亥(一八七五西曆一三一五)京都建仁寺の開祖僧榮西が著の「喫茶養生記」に「近頃人萬病稱脚氣尤愚也可笑哉」と又「今脚痛非脚氣」とあるを以て推定すべし。

按るに右諸記録に掲載する所の脚氣なるものは脚痺、脚痛、脚腫等を漠然と總稱したるものにして、或は眞の脚氣病も有りしなるべく又中には腎臓炎又は、僂麻質斯、又は脊髄病等もありしならん歟。

されど當時の名醫たる梶原性全が其著書の「萬安方」(正和四年乙卯(一九七)に、風毒脚氣、脚氣腫、脚氣衝心、乾温脚氣等の症を記し、眞の脚氣に似たる症候を有せるもの存在せるを以て察すれば、脚氣は此の時代に存在せしは事實なるも著甚なる流行をなさざりしが如し、而して前にも記するが如く、當時代は、壽永の源平争亂及び承久の一亂後、天下泰平にして、京の縉紳は尙驕奢の餘習を脱せず、常食に白米を用ひしが故に、脚氣は此等の人々を犠牲にし、木強にして儉約なる武士、又

は質素にして、役せる人民の玄米又は雜穀を食せしものには、避易し、唯公家の柔弱なる社會に、流行せしを憶測し得べき也。

第六期 文武離亂(室町)時代

自後醍醐天皇建武元年(紀元一千九百九十四年)至正親町天皇永祿十年(同二千二百〇七年)

暗主の惡政と財政の失敗は、九世の功罪一片の狼煙に銷し、大權は皇室に歸し、建武中興の業稍成立するに及びて、天皇大いに之に安んじ、且つ親政の煩はしきに倦み、屢々宮中に僂妓優倡の徒を集めて、游宴盤樂の事あり。卿相の國を愛せざる、尸位素餐の輩は、淫樂を食り上に阿り、今日頗る昌平の現象に遇ひて以て萬世不易と信じ、紛糾錯綜せる亂後の政を斷す可くもあらず。天下の傷疾未だ癒えざるに、儼然たる不急の宮城を營み、諸國地頭を膏血を徴し、兵革の餘、尙ほ功課を起す。加之ならず、彼の萬死を冒して王に勤めたりし者は一邑をも得る能はず、彌を賣り情を繋げる公家被官の徒は、僅かに一夕の内奏を以て額りに領地を有す。是に於て功を冊し、賞を干めて集まるもの、恨を懷き、斷念して郷曲に歸れり。現象既に斯の如し、故を以て上下の思想相離懸し、朝野の關係迭に抵牾す。宗室の尊嚴、黎民を服すること能はず、詔勅の令行はれずして、萬姓既往の幕府政務を慕ふに至れり。梟雄足利高氏は源家の名族、劍を拵じて起ては、天下は忽ち二分し、皇統また南北に分れ、攻伐前後五十年、南風遂に競はずして、世は再び武家執命の昔にかへりぬ。

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (室町朝)

一九一

足利將軍の尊大

御製にて奢侈を諷刺し玉ふ

武士道の衰退

實權下移

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (室町朝)

一九二

武門弓馬の權榮と仰かれ。義滿以後、義教を経て、義政に至りて驕奢其盛りを極め、衣冠を慕ひ、武事を疎み、猿樂を賞し、茗宴を設け、質素を守らず、土木興造を盛んにす。後花園天皇傍觀するに忍びず

御製の詩を下して、諷刺し玉ふに至れり。

〔長祿寛正録〕に云ふ

「後花園天皇寛正元年庚辰(紀元二二二〇)二月、頻年旱し又風水の災あり、加ふるに兵役を以て天下凶荒し、道殣相藉す、而るに足利義政奢侈を好み、遊飲自如たり、新に華第を造り、大に土木を作し、奇樹奇石を車載す、人民は役に苦めり、天皇御製の詩を賜うて曰はく、

賤民爭採首陽薇。

處々閉鎖鎖竹扉。

詩興吟酸春二月。

滿城紅綠爲誰肥。

と義政拜吟して大に慚懼し、遽に土木を止む」

按、御製の意は、窮民は食盡て争て薇蕨を取り食らひ、民の甕の烟なく戸を閉つる者多ければ、感興の詩を吟ずるも心苦しく思ふに、義政は奢侈を好み、遊飲し新に第宅を造り庭を飾り、二月の春色に花柳盛なりと云ひて、義政の奢侈を諷刺し給ひたるなり。是に於て、將士も驕傲に走り、居服制なく競うて豪華を勉め、往々綾羅を衣とし、紅紫を被むり、鎌倉以來發揮せられし武士道の思想は一轉し、世道を正に復へす力らなく、好語は實直に先んじ、野望は成りて道理は埋もれ、上下の秩序は漸く亂れ、社會の組織全く混亂し、當時の諺に士は「和多利茂乃」を以て常の言として敢て耻ぢず。天子は將軍に威歴せられ、將軍は管領家に制せられ、管領は諸大名に凌かれ、大名はその家宰の動かす所となり、軍國の大事、天下の治務、悉く是倒行逆施、また何の違ありて道義を説き倫理を論ずるを得んや。



室町亂離の世野盜張宴圖

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (室町朝)

一九三

應仁の大亂

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (室町朝)

一九四

亂離の世

皇室の衰微

當時代の農耕

士民一揆

應仁の大亂はかゝる社會を導きて、終に濛々たる暗黒の裡に投じ去り、十一年の干戈に、齒萬の人を屠り、財を蕩し、家を焼き、高宮雲に聳え、五歩に一樓、十歩に一閣の禁裡、仙洞も、灰土と化し、萬歳を期せし花の都は、野邊の夕雲雀の上るを見て、落涙千行の地となり果てき。
其後公武共に衰弊して、奢靡の風戒めずして熈々として熈々として、悉く粗暴に趨れり。嗚呼紛紛たる一百年擾々たる六十餘州、麻の如き天下は亂離の世、雲の如き英雄は馬蹄の塵。此の亂離の世なれば、皇室の衰微は、一世は一世より甚しく、貢納の杜絶に、朝儀國典舉るに由なく。後土御門院は禪位を行んに料足なく、崩後錢萬疋を得て山陵の事を襄し、後柏原天皇は之すら得る能はず、踐祚後二十二年を経て、僅かに即位の禮を行ひ、後奈其天皇に及んでは、皇室式微其極に達し、錢穀を豪族に徴し、錢かに供御に供せり。かゝる様なれば、内裏は甚しく頽破して、普通の民屋に異ならず。垣墻破れて三條橋上より内侍所の燈光を望み見られ、また紫宸殿前、賣茶店を設くる者あり。日々の供御も絶えがらにて、御筆の式紙短冊を謝物に代へ、用度の補足をなされしとぞ。異こき事の極みならずや。

應仁以來、世亂れて四海一日も穩かならず、到る所戰巷となりて、山谷は集屯の地となり、田圃は兵馬の蹂躪に任かす、加ふるに連年凶荒うち續き、農耕上殆んど進歩の見るべきものなし。且つ農民は兵革に狎れ、武士の亂暴を拒かんと、黨を結び、隊を爲すもの所在風をなし、守護地頭の命に應せず、其朋黨を士民一揆と云ひ、却つて敗軍の將士を要撃して、武器馬具等を奪取すること往々之あるに至れり。

當時代の生業に關する古記録

無盡錢の土倉

斯く文武亂離の世なれば、生業に關する記録極めて稀れなり。今其二三を掲げんに、
後醍醐天皇延元元年丙子(一九九六)十一月、足利尊氏建武式目十七條を定む、其の一に曰はく、

「無盡錢の土倉を興行せらるべき事、無盡錢土藏に莫大の規設を宛てられ、或は打入を制せられざれば、已に斷絶し、貴賤の急用忽ちに闕如し、貧者の治計彌、治術を失ふ、早く無盡錢の土倉を興行せられなば、諸人安堵の基たるべきなり」建武式目

按、無盡錢の土倉、無盡錢とは盡きざる錢と云ふ義にして、融通する義なり、土倉は蓄を以て家業とする義にして、貧者の物を質に取りて土藏に入れ置き、其の利を取つて家業するを云ふ、今の質屋の如きものなり。

後龜山天皇元中四年丁卯(二〇四八)八月

「疾疫あり北朝 後小松天皇詔して曰はく、歴代の君或は禪瑞に感じて以て舊章を改め、或は咎徴に因て以て元號を建つ、朕冠禮を執ると雖へども、未だ耳目の聰朗を致さず、恭く寶圖を保つこと偏に股肱の輔翼に頼る、去春疫疾流行し、

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (室町朝)

一九五

大赦

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (室町朝)

一九六

老人僧尼に穀を給す

今茲長幼夭折す、夫れ至徳四年を改めて嘉應元年と爲し、天下に大赦し、今日味爽以前大辟以下罪輕重となく已發覺未發覺已結正未結正、咸く皆赦除す云々、又天下の半僧八十を復し、老人及び僧尼の年百歳以上のものに穀四斛、九十以上に三斛、八十以上に二斛、七十以上に一斛を給す、庶くは民聽を易へ、妖氣を未兆に攘ひ、王化を敷き、聖明を無疆に輝すべし〔迎陽記〕。

後柏原天皇大永元年^{辛巳}(二一八一)八月詔して曰はく、

「朕謬て眇身を以て早く洪緒を承く、堯舜の至聖を羨むと雖へども未だ大猷を治むるに足らず、更に夏殷の嘉謨を尋ね、或は淳素に歸せんと欲し、戰兢心淺からず、咎徴の愼み今に在り、兵革且昏に加はり、四海の穩やかならざるを懼る、乾家災變を示し、象星の犯し來るを見る、須らく舊年を改めて以て民聽を易へん、其の永正十八年を改めて大永元年と爲し、天下に大赦す^(略中)、又天下今年徭の半を復し、老人及び僧尼年百歳以上には穀四斛、九十以上には三斛、八十以上には二斛、七十以上には一斛を給ふ、庶くは永く干戈を戢め、以て萬國を輝し、能く妖禍を却げて更に一天を安んせん〔拾芥抄〕。

老人僧尼に穀を給ふ

恩地領の沽却を禁す

正親町天皇永祿元年^{戊午}(二二一八)武田晴信制して曰はく、

「私領の名田の外、恩地領左右なく沽却せしむるを停止せしむ、此の如き制と雖へども其事故を陳述し、年期を定め賣買せしむるを得〔信玄家法〕。

又曰はく、

「各恩地は自然、水旱の兩損有り、雖へども替地を望む可らず、其の分量に隨て奉公致す可し云々〔信玄家法、甲陽軍鑑〕。

又曰はく、

「百姓隱田有らば數十年を経と雖へども地頭の見分に任せて之を改む可し、然るに百姓陳述すること有らば對決に及び、尙ほ以て不分明ならば、實檢使を遣し之れを定む可し、若し地頭非分なる有らば過怠有る可し〔信玄家法〕。

正親町天皇永祿三年^{庚申}(二二二〇)

「是時に當りて喪亂日久しく、大内の供御殆んど竭乏し、朝廷の衰頽此に極る、海内は分裂し、豪傑競ひ興り、各々國に據り、勢を張り、其強梁の者三十餘あり、爭戰攻奪諸道殆んど虛日なし、時に毛利元就心を王室に存し、大禮の行はれざるを

隱田

水旱の爲め替地を望む可らず

毛利元就の勤王

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (室町朝)

一九七

商業不振

座賣、振賣

肆店に屋號を
用い

商人は財力を
以て武士と顔
顔す

大陸を荒せし
海外貿易船

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (室町朝)

一九八

嘆じ、請てこれを修す、天皇深くこれを嘉みし、元就を從四位下に叙し、陸奥守に任じ、菊桐徽章を賜ふ」(記事附録、萬代江鑑、國史實錄、江就記)

若し夫れ、商業に至ては、重税頻りに課せられ、徳政屢々布かれしかば、一般に振はず。京師は勿論、各地の領主は、其領内に皆市場を設け、商座(米座、油座、茶座、酒座、魚座、鹽座、紙座、布座、銅座等の類)を置きて專賣を許し、之に商税を付し、座外の商賣を「脇賣」「振賣」と稱して嚴禁したり。商人の肆店に屋號を用ふる俗も、此時既にありて、前代に比し其繁榮は假令ひ及ばずとするも、其組織は大に進歩したるものありと云ふべし。

夫れ、財貨は一種の勢力にして、商賈は之を擁して兵力を備へ、侵略を防ぎ、賦課を拒み、領主に恐れず、武人と顔顔して自ら衛利を營み、卓然として起仆の波浪中に立つに足るに至れり。南北の亂後には、浮浪の徒、海外に出て貿易と掠奪とを兼行し、西南の諸侯また之に倣ひしかば、嘉靖の變後、我が海賊船、大陸の沿海に寇し、胡蝶軍の威名、八幡丸の徽號、海洋に響き渡たり、明人をして膽冷かならしめたりき。

蓋し京都は當期室町の盛世には、一時の豪華人目を眩惑せしが、須臾にして其



室町時代の商家及往還

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (室町朝)

一九九

京師の荒涼地
方の小康

港灣の繁昌

食物調理の法
式

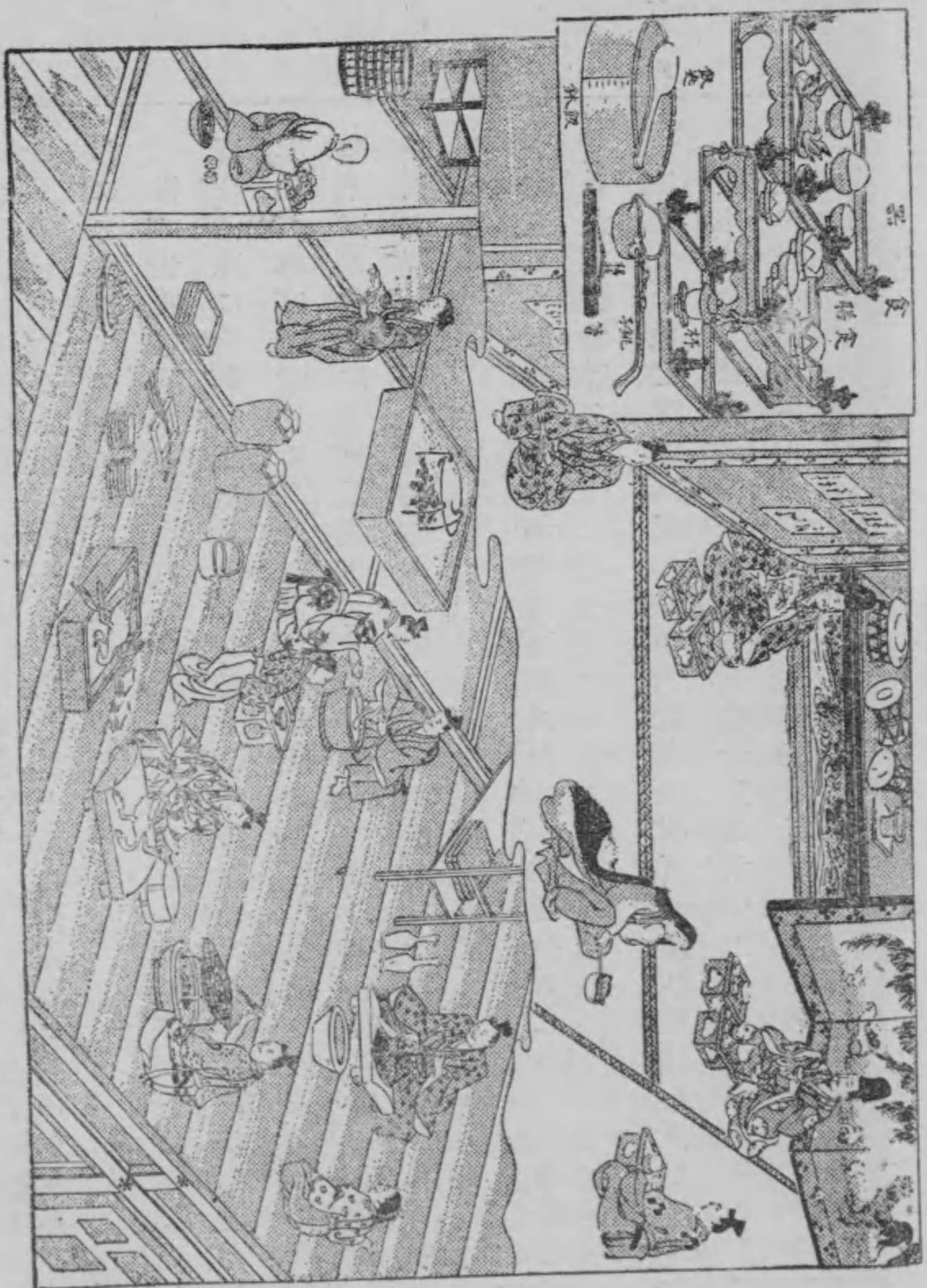
女詞

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (室町朝)

二〇〇

衰運は記すも哀れに満目の荒涼行人の涙を禁せざらしむるものあり、之に反して地方に在る大族治下の邑落は、海外貿易の起ると共に、港津の繁榮を來ししかば、其賑富は京師に勝さり、山口、博多は固より内地に在りても堺港の如きは、殆んど歐洲中世の自由市に似たる商業的發達をなし、朝鮮、支那及び西班牙、葡萄牙、和蘭、英吉利等の賈人相踵ぎて來商せしは、怪しむに足らざる也。

食物調理の方法は、義滿以後の驕奢により、室町様の特色として、一異彩を放ち、已に南北朝の頃にては、五尺の折敷に、十番の菜肴、點心、百種、五味の魚鳥飯後の旨酒、三献過して茶と云へる奢侈なりしが、三献はいつしか五献となり、更に七献となり、七五三の式を生じ、或は五五三の式を用ひ、將軍の如きは十七献を重ねることさへあり、喰ふに法あり、順序あり、飲むに式法、名目ありて、よく禮儀に通ずる者にあざれば、宴席に臨み、がたかりしといふ、また飲食の席に禮儀を重んぜし風は、婦人をして其食品を呼ぶを憚らしめて、飯を「御臺」、菜を「おきはり」、魚を「御まな」、味噌を「むし」、鹽を「しる物」、豆腐を「かべ」、索麩を「細もの」、杯呼ぶに至れり、而して料理の種類、食料の品類に至りては、前期より多しと雖も、固より山海水陸の自然



調理物食の代時町室

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (室町朝)

二〇一

獸肉を忌む

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (室町朝)

に取るを以て、古今多くの變化を見ず、唯獸肉は魚鳥肉に比して稍忌む所ありしは、後村上天皇が獸肉を厭はずめされし故に、聖運遂に開けざりしとの噂ありしにて推知すべきなり。

調味料
菓子
酒
味噌
糖味噌

當時甘味を添ふるに、始めて砂糖ありしもその量甚だ少くして尊とく多くは百合、飾殊に千歳、粟煎を用ひたり。菓子には蒸菓子あり、干菓子あり、饅頭あり、道徳興米あれば、遁世粽あり、かき餅は所謂萩の花とて後世の牡丹餅なり。酒も亦所用多く到る處に銘酒を産出せり。近世の醬油を用ふべき所には味噌を垂らして用ひ、又た糖味噌なるものあり、糠にて作れるものにして、貧人の用に供したりしもの也。

當期盛んなる時の一年間の面影は、年中行事を知るにあり、今其食物に關したる大要を擧げんに、

建武の年中行事

畏くも、後醍醐天皇親しく年中行事を撰ばせ賜ひ、正月八日より御齋會はじまり、十四日には大御齋會の内論義、十五日御粥、二月には吉日をえらびて、新年穀奉幣、五月に端午の節句ありて、最勝講行はる。六月朔日忌火の御膳まゐり、晦

民間の年中行事

現今常食となす飯即「姫飯」を用ひし始め

弘治の頃は今より三百五十六年前足利義輝の時代なり

日の夜御あか物まゐる。七月七日の夜は乞巧奠ありて、祈年穀奉幣日を撰びて行ふと、二月に同じ。九月九日に重陽の宴、十一月一日忌火の御膳あか物、六月に同じく、十二月一日忌火の御せん、十一日神今食ありき。去れど幾もなくして、武家執命の世にかへりては、朝儀は其名さへ亡びうせて、跡方もなく行きしが、民間富豪のもの行事には、正月には善哉を祝ひ、八日には若菜の漿水を啜り、上元には七穀の烹粥を食ひ、三月三日には單糊、五月五日には角黍、七夕の索麵、重陽の赤飯、玄猪には染飯を吞き、臘八には紅糟を供ふるなどの事をなしたりき。此時代に於て、在國の武人は、猶ほ朝夕の二食にして、大抵一人一回の量、玄米二合半を以て常食とす。而して兵馬倥傯の際なれば、四民とも安んじて食物を調理し食ふ暇なかりしかば、太古以來の飯にて蒸せし方法を用ふるを得ず、専ら姫飯の製に倣ひ、簡便に鍋釜にて米を炊きて用ひたり。(是を之れ後世遂に常食となし、單に飯と稱するに至れるなり。)こは弘治二二一六頃の人僧三喜廻翁の撰なる、「諸食禁好集」中に弱飯の記載あるを以て證すべし。

○白米(現今の)を食用せしことは、室町奢侈の世にても、月卿雲客の縉紳のみ、武士

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (室町朝)

堂上人のみ白米を武士は白米を常食とし軍旅には糲多し用ふるもの多し四民は雜穀を食用す

關山は正平十五年(今より一八三三年)前八十四歳にて歿す

吉田兼好は今より五十六年(北朝時代の南朝時代)の人なり

は優柔を怯ちて、尙ほ玄米を常食とし、兵馬倥傯の間を往來するに、携帶に便なりとて「糲」を用ふるもの多くありたり。既にして公武亂離の世となりては、天下麻の如く亂れ、農民も戈をとりて軍役に從事せしほどの事なれば、耕耘の道いたく衰へ米作不足してまた内地の需要を充たすこと能はず、四民の衆くは質素にして雜穀食をなしたりき。

「除睡抄」に云ふ

「禪關山和尚は道德ある故にや、天龍寺より夢窓國師妙心寺に立寄り給ふ、關山の住坊へひき入れ對談時を移しけれども、貧乏のときなればさせる饗應も意にまかさず、破れたる硯ばこよりわづかに四五錢を取出し、小僧をはせつかはして焼餅をもとめて國師をもてなし給ふとなん舊き抄物に見えたり。」

兼好頓阿との狂歌に、
「世の中しづかならざりしころ兼好のもとより頓阿法師の方へ「よねたまへ」錢もほしといふ事を沓冠りにおきて、

兼好

よも ねさめ たま 袖も へたて
か、 の かりほ もら 秋に なき
し 返し

「米はなし」錢すこしといふ事を頓阿、

よね ねたく はて なほ しばし
は ねわか はて さりに こひ
なし せこ こす たに ませ

又「波合記」に云ふ(序に曰く、波合記者、足利、新田、榮枯之大要、而尹其親王君危難、及尾三遣武家之祖先、大事載概在斯、終書長亨二年(二一四八)可知其爲古書)

「同(永享)八年正月元旦、雜煮を良王に奉る、魚なし、伊勢蛤を羹とす、御飯は半白米也、汁物は尾張大根の輪切、鱈は小鯛の干たるに、大根の削を入れて上る、此年より御流勞なし。」

此文に依りて見れば、親王に侑む可き僅少の白米も、南北朝の頃には、尾張の國にも無かりしなり、尤も當時は戰國の際なりしを以て、之を平時に比すべきにはあらざれども、其頃一般の食が玄米、又雜穀なりしは之を推知するに難からず。

「碧山日録」に云ふ、

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (室町朝)

永享八年は明治王より四百年前、利義に於て足利義教時代なり

〔寛正二年辛巳(一一二二)二月〕

是より先き僧願阿は六角長法寺の南路に於て流民の爲めに菱舎(蓋又は藁に造りたる屋)を造ること十數間(略中)先づ粟粥を煮てこれが食となす蓋し飢者が飯を喫すれば則ち死す故に粥を勸むるなり(略中)尙ほ日に死する者五六十人或は九十人に及ぶ(略中)四條橋上より上流を見れば流屍無數にして塊石の磊落たるが如く流水を壅塞す其腐臭當るべからず或は曰く正月より是の月に至て城内の死者八萬二千人なりと。

僧聖林、粥又糲を調へて飢人に與ふ

寛正二年は今年より四百五十年前也
僧願阿粟粥を煮て流民を救ふ

東福寺の僧聖林は鉢飯を頒つて飢人に與へ或は粥を烹又糲(米を以て糲の)を調へ日々飢人に食はしむ云々

〔太平記評判私要理盡無極鈔〕(和田爲則の著にして太平記の兵事を評論せし者)に云ふ

飯の品を定む耕作の人は春は雜穀四合能米三合を以て一日の食とす其業をなす時は能米一合雜穀二合を益す工亦前に同じ(略中)所領無きの四民共に二汁の外は食はず(略中)又秋は黒米の飯六合を以て一日の食とす其業あれば二合を以て中食とす冬は四合の能米を以て一日の食とす業あれば中食あり云

文明八年は明治王より四百年前なり
能米とは黒米のことなるべし

中食

永祿年間(三百年前)は百五十年前義輝時代なり

云とあり是を此頃の農工は黒米の飯及雜穀を常食とせしこと引證となす。永祿年間(二二二〇頃)に至れば米穀拂底となり畏れ多くも一天萬乘の天皇すら飢渴に及ばせられたりといへり。

〔世事百談〕(山崎美成の著にして百家説林に收めらる四卷美成は)に云ふ

永祿年中(兵亂)に天子も饑渴におよばせ給ひければ富有の商家より米を獻りて饑を凌がせ給ひし由いひ傳へたり上もなき三種の神器は禁中にありと雖も天子の飢を助け玉ふ事はなかりしなり彼時に當りては米穀は神寶よりも貴とかりしを考ふべし云々

かゝる有様なれば當時地方の細民は玄米は勿論他の五穀だに口にすることを得ず木實等を代用し以て餘生を保ちしものありしといへり。

〔宗祇諸國物語〕(井原西鶴の著にして國々の物語を宗祇の行脚に擬して構)に云ふ

伊勢より熊野へ越ゆる行程百餘里山嶮く川深しある所には山皆巖こりかたまつて一寸の土なく家屋悉く板を壁とし石を竈とすある所には四方二三里水なくて雨を頼み用水にし雪を封じて食をかしく或は一生五穀をくらはす

戦國時代の地方細民は五穀を得ず木實等を代用せるものありしと

僧宗祇は四百一十年前の利義植時代の文龜二年壬戌(一一八二)七月八日に歿せり

當時代の文學
文壇減せん
欲し猶餘光を
留めしは編徒
の力なり

當時代に於け
る醫學

この時代の醫
學は實験の方
面に發展し亦
多く碩學を出
せり

文學は、當期の初め幾多才學の士を輩出し、籠城の間に赤誠を著書に注くあり、或は征旅の路に情思を吟咏に遣るあり。晋道に新業以下の勅撰もありしが、其後天下大いに亂れては、武士は刀槍を執るに急にして、文筆を弄すべき暇なく、倫理上の教育はさておき、習育の點に於ても全く地に落ちて、唯劍光裡に鮮血の花を散らすを見るのみ。其の文學儒道の命脈、將に殆んど絶えなんさせし餘光を、黑暗裡に維持せしは、京鎌倉五山十刹の編徒が力らにして、是によりても宗教の公武亂離の世に、尙ほ依然として旺盛なりしを知る可し。

當時代は戰亂相繼ぎて、學藝地に落ちたるが故に、我醫術も亦萎靡不振はず、多くは緇流の手に歸し、其行ふ處は明の繼續せる宋醫方なりき。然れども平安朝時代に於けるが如き漢學摸倣に専らに、訓話是事とする弊習を蟬脱し、實驗親試により治術を究めんとする實際の方面に發展し、碩學なる僧侶及び醫家の、或は朝鮮に赴き、或は明に留學して、各科に就き修得し、和氣丹波兩氏の外、坂竹田、吉田、安藝、板阪を始めとし、或は女科に、或は眼科に、或は鍼灸等に、名聲を海の内外に顯揚するもの多く、其撰述せし書には、僧有隣の『福田方』(正平年間二〇二四)僧允能の『瑠璃壺』(永享三年辛亥二〇九一)、中川子公の『捧心方』(寶徳三年辛未二一四一)

當時代の著
成る有名なる
醫書

予架(僧)月湖の『全九集』(享徳元年壬申二一一二、四)及び『大徳濟陰方』(康正元年乙亥二二四一)藏す。僧生西の『五體身分集』(著作年月不詳、文政四年辛巳二二二二)細川勝元の『靈蘭集』(天文甲午二一九四、西曆一五三三、四)片岡清親殘本を集め二卷とし世に傳ふ。坂淨運の『續添鴻寶秘集』(永正五年戊辰二一六八、西)度會常光の『管蠡備急方』(著、予架藏す)等數多ありて、其力を以て、此期の醫學を開發せり。

『本朝醫考』(黒川道祐の著にして名醫の略傳を掲ぐ、寛文三三三、四、一六六、二、刊三卷)に云ふ

『足利直義夫人有病諸醫不能辨其病候、施藥院副成診視以爲懷胎也、而獻藥遂經數月、果產男子、依之爲典藥頭』と

又謠曲『土蜘蛛』に云ふ

『典藥頭より藥を賜はり只今頼正の處へ參り候』とあり

足利氏天下の實權を握り朝儀を專行す而して施藥院と典藥頭あること此の如し

而して丹波明重は和氣氏の養子となり、和氣氏始めて丹波氏の傳を併す。明重薨後して宗繼と言ふ、是れ中井氏の祖なり。後村上天皇正平十四年己亥(二〇一九、西曆一三

施藥院、典藥頭

中井の祖

産科専門醫の
初め

我醫、明の封
候なる
坂典醫の祖
原にして法眼
法印に叙せら
る

盛方院
遇仙方、新持
方

我醫學を海外
に發揚す
癩疽八穴灸法
神應經
金瘡醫
我國に於て始
めて醫書を刊
行す
醫書大全

五九の頃安藝守定女科を以て、幕府に擧がる。是れ産科専門醫の初めとす。同正平廿四年己酉(二〇二九)西暦一三六九、竹田昌慶明に航し、名醫金龜に従ひ、大に得る所あり。明太祖の後の難産を治し、安國公に封せらる。正平中、足利義隆將軍たるとき、僧士佛坂氏、勇醫を好くす。上池院の號を賜ふ。則ち坂典醫の祖なり。「貞丈雜記」に、此人、醫者剃髮の初めならんか、と云へり。然るに後、小松天皇の御代、僧慧阿、法印に叙せらる。後世醫師の髮を剃り、法眼、法印に叙せらるゝもの、こゝに起原せりとの説あり。『親元日記』(足利義政の侍者なり)の寛正六年乙酉(一一二五)西暦一四六五、七月十九日の條に、大内義弘伊豫にありて病に罹る。官醫坂宗徳を遣す。とあり。後花園天皇寶徳元年己巳(一一〇八)西暦一四四九、坂淨秀(慧勇の孫)に盛方院の號を賜ふ。淨秀の孫淨運は、柏原天皇の明應中、明に行き、歸朝の後、遇仙方、『新持方』を著せり。同帝嘉吉四年(甲子)二一〇四、西暦一四四四、正月、中原師富記(寫本一卷)に、禁裏、御不儀、癩に針の事あり。後土御門天皇の文明五年癸巳(一一三三)西暦一四七三、僧真心は、高山義統の命に、朝食鮮に赴き、和丹二氏、曾て用ふる所の「癩疽八穴灸法」及び「神應經」を彼に傳へたり。文明五年(同上)五月、細川勝元歿す。政務の餘暇、醫術を嗜み、靈蘭方を著す。此時代戰爭絶えず、金瘡を研究する武士多し。又零落して民間にて金瘡を本とし、醫をなすものあり。金瘡醫と云ふ。後奈良天皇の享祿元年戊子(一一八八)西暦一五二八、阿佐井宗瑞、醫書大全を刊す。是れ我國醫書刊行の初めなり。宗瑞は和泉の人。永正、大永中、中條帶刀、吉益半笑齋と共に女

李朱醫學派の
開祖田代三喜

意庵又日華子
啞科

女科書刊行の
初め
醫學中興の祖
曲直瀬道三
金元醫學の勃
興

當時代に於け
る脚氣病
權大僧部北島
玄惠は今より
五百年前より
前なる正平五
年六月歿せり
(西暦一三五〇)

科を以て名を得たり。

天文六年丁酉(一一九七)西暦一五三七、我邦李朱醫學派の開祖として、世に古河の三喜と稱する、田代三喜歿せり。同八年己亥(一一九九)西暦一五三九、吉田宗桂、僧策彦と共に明に遊び、十三年甲辰(一二〇四)西暦一五四四、再び行き、明主世宗の病を治す。明人某診治神察あるを以て、意庵と呼ぶ。又日華子と云。天文中、金持重弘は鍼灸術を以て大に名を明に現はし。淨田の民間家重は啞科を以て京都に顯はる。同十五年丙午(一二〇六)西暦一五四六、南條宗鑑、撰集婦人方三卷を著す。是れ我邦に於ける、女科書刊行の初めなり。此頃、曲直瀬道三、京都にありて、大に李朱醫方を唱道し、後進を勤勵す。後人稱して醫學中興の祖とす。前期以來、世醫皆宋の醫方を修めしが、是に至りて、金元の醫學物興せしなり。(即ち十六世紀の始め、後奈良天皇の天文十四年乙巳(一二〇五)にして、西暦紀元一千五百四十五年に當るなり)

脚氣病のことは此時代に於ても其名目諸家の記録に見えたり。即ち 後醍醐天皇の御代に北島玄惠の作なる「庭訓往來」に、

「針治湯治術治養之達者殊更大切候、此邊候輩者脚氣上氣頭風」

とあり又 土御門天皇の御代に一條兼良の著なる「尺素往來」に、

「中風脚氣療養之法、莫勝於溫泉矣」

とありて脚氣に鑛泉の効あることを述べられたり。又聖護院道興准后の「回國雜記」(文明十八年丙午(二一四六、西曆一四八八)に云ふ、

「商人はいかで立らん膝折の

市に脚氣を得るそありける」

其他醫書にも脚氣病の條項見ゆ。後花園天皇の寶徳三年(辛未二一一一、西曆一四五二)に中川子公の撰せし「捧心方」の脚氣脈の條に曰く、

「黄帝時名爲厥兩漢之間緩風齊之後殆謂之脚氣其脈浮而強者起於風濡而弱者起於濕洪而數者起於熱遲而濇者起於寒左右關上俱弦而緊者爲筋脚氣此證多兼蟲或脈浮緊」

又僧月湖の「全九集」(我邦人にして支那に滞在したる僧月湖の著にして明應七年戊午(二一五八、西曆一四九八)田代三喜の携へて歸りしもの享徳元年壬申(二一一二、西曆一四五二)の撰述に)に曰く

「脚氣門

脚氣之初證先脚より發る或は緩弱疼痛して立て行かんとすれば卒に倒れ兩の脛腫れ或は膝枯れ細く悸ぎれし小腹のあたり不仁し筋ひきつり食を見て

關白一條兼良は四百年前(西曆一三二二)に薨
三年(西曆一三二二)に薨
四年(西曆一三二二)に薨
文明十八年(西曆一四八八)に薨
今より四百年前なり
寶徳三年(西曆一四五二)に薨
今より四百年前なり

室町季世時代(今より四百年前)に
行はれし脚氣
説

は吐逆し、食の香を惡む也、男は腎虛に依て生じ、婦人は血海の虛に依て得たり、薬を用ふことは男女同じ。

四季之分別

自汗出彼方此方にありし脚氣は風也、脈浮にして弦なり、汗なく筋ひきさくが如く痛むは寒也、脈遲にして濇也、脚氣の痛む所腫ておもきは濕也、脈濡にして弱也、煩渴して手足ねばり熱するは暑熱也、脈も洪にして數也。

脚氣之治例

脚氣を治するには、少しづつ通じ下すべし、楊大受が云、脚氣は是れ壅疾也、皆必疏下すべし、但し多不可下損胃氣故也。

丹溪が云、下焦に濕有て腫痛には龍膽防己を君とし、甘艸、黃栢を佐とすべし。熱あらば、黃芩、黃蓮、

肥たる人の氣虚して、下焦腫痛には、白朮、天南星、滑石、茯苓、瘦て色黒き人、下焦腫痛むには、桃仁、紅花、牛膝、黃栢、檳榔、當歸、小便澀る者には、牛膝、

脚氣の種別

脚氣の治例

大便實するには、桃仁、

大に熱し、或は時に冷熱せば、石膏、

痰ある者には、竹瀝、姜汁、

脚氣、胸につき、升り、苦は、四物湯に、黄蘗を加て用よ、又湧泉の穴に、附子を粉にし、

つばにてねやし付て、其上に、艾炙をすべし、是は逆上する熱を、引もらさん爲也、

脚氣之禁

活人書に云、凡脚氣に、補藥を服し、及び湯にて洗ふ事を、忌む、始め不見知、他病と

なして治して、腹に入、胸に上り攻る時は、大事也、最可慎」となり

又 後柏原天皇永正五年(戊辰二一六八、西曆一五〇八)に、法印淨運が輯したる「續

添鴻寶秘要抄」の脚氣門に曰く、

「凡脚氣の證は、傷寒に相似たり、發熱、惡寒、身痰、頭痛、手足痛、大便秘し、嘔逆す、但始

め、足痺、疹、行步難、或足腫、少腹不仁、舉體轉筋、食則吐す、是傷寒と異也、」

而して諸家の説に據れば、脚氣に杉湯等を以て、浸酔する治療は、此頃まで行はれ

しにや。

脚氣の禁

永正五年は、今より四百年前、義輝時代也

脚氣に杉湯の浸酔法

僧生西の「五體自分集」に

「蓮柳煎じて茹せよ」

とあり、或説に曰く、此諸書に、掲載せられたる脚氣とは、隋唐醫書に、擧げたる現今の如き脚氣病と、其症を異にし、脚弱、或は脚痺、若くは脚痛を、總稱せしものなるべしと。

このことは、當時に在りても、已に一二識者の、着目する所となれり、建保三年(西曆

一一一五年)に、僧榮西が著したる「喫茶養生記」に

「脚氣、此病發於夕之食、飽滿入夜、而飽酒色爲厄、午後不飽食、爲治方、是又服桑粥、桑

湯、高良姜、茶、奇特養生妙治也、新渡醫書云、患脚氣、晨飽食、午後勿飽食、等云云、長齋

人無脚氣、是謂也、近頃人、萬病稱脚氣、尤愚也、可笑哉、呼病名而不識病治、爲奇云云、

又曰、諸病、號脚氣、而不知所治、最下便、中今脚痛、非脚氣、是又冷氣也、」

此の如く、敘述して、當時の人が、脚氣と名づくるものは、脚痛に外ならずとし、又、病を呼びて、脚氣とするは、非なりとせり、是に由て、之を觀るに、當時、脚氣と稱せられたるは、概ね、脚痛、又は、脚痺の類にして、他の疾病の一證候を、指ししに、過ぎざり

建保三年は、明治壬子より六百年前なり

戦國の時
は妻
子離散
飢寒の
難あり

生別

飯の菜に生味
増あるも過分
なり飲料の水
もなき事あり

黒米飯と味噌
と鹽との味
かき立て汁

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (室町朝)

二二八

「燈前漫録」に云ふ

古しへ戦國の時、將士共に千辛萬苦して、晝夜片時も安き心なし、父母兄弟、妻子、諸親類みな散々に離散するのみならず、其親戚故舊を初め、劔難横道つねの事にて、貴人高位の人も、飲食衣服飢寒を凌ぐ迄也、やゝもすれば飢寒の難あり、況して諸士は云も更なり云々。

先づ軍勢催促ありて首途する時は、生て二度歸らぬ別なれば、老たる父母、妻子の歎き思遣るも、堪がたかるべし、胸の内いかにばかりなるべきや、一步も踏出すより、今を限りの名残りともなれば、心強く跡をかへり見もせず、扱おし行く道は、險難切所共いはず、今や敵寄せ來るか、此森彼山蔭に敵の伏勢やあると安き心もなし、晝の飯は、腰に付たる飯斗りに、生ま味噌の菜にても有はよき分なり、道の邊りに引敷て喰終れば、湯茶は云に及ばず、水をだに飲めぬ事も多かるべし云々。

扱また水汲み、米炊し、ぐ事も、それ／＼の器物無ければ、黒米飯に、味噌と鹽とを入れて、かき立て汁となし、之を食して、飢を助ぐるのみ也、夫も時によりては、一

戰場離儀の状

日二日食せざる事多し、生、ま、米、を、其、ま、食、ふ、事、も、あ、る、べ、し、兵、糧、に、詰、ま、り、て、は、人、の、肉、牛、馬、の、肉、木、の、實、か、や、の、實、草、木、の、若、葉、を、食、し、又、水、に、渴、し、毎、日、々、山、川、切、所、險、難、數、里、の、道、を、越、て、草、臥、れ、勞、れ、て、も、湯、を、遣、う、て、草、臥、を、直、す、と、云、事、も、無、く、夜、中、と、て、も、夜、込、み、夜、打、の、氣、遣、ひ、に、て、甲、冑、を、枕、と、し、す、こ、し、ま、ご、ろ、む、斗、り、也、夜、具、と、て、も、無、け、れ、ば、寒、き、時、も、堪、難、く、夏、は、蚊、に、責、ら、れ、幾、夜、も、險、た、を、合、さ、ぬ、勝、ち、也、冬、は、寒、さ、に、又、堪、が、た、く、凍、え、明、か、し、未、だ、ま、ご、ろ、む、と、も、な、き、に、本、陣、よ、り、一、二、三、番、の、具、を、吹、立、つ、れ、ば、諸、手、一、同、に、起、立、ち、て、飯、炊、し、ぎ、着、具、を、固、め、出、立、つ、は、ま、た、昨、日、の、如、く、險、難、切、所、を、も、嫌、は、ず、數、里、を、押、行、き、ま、た、翌、日、も、暮、る、夜、も、右、の、如、く、也、云、々、と。

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (室町朝)

二二九

中編

第七期 偃武文恬(織田徳川)時代

自正親町天皇永祿十一年(紀元二千二百二十八年)至今上天皇慶應三年(同二千五百二十七年)

上に記しし如く、太古より室町時代に至る間の民情の推移に就て觀察するに、奢侈の世、白米を常食とせるものは脚氣病に罹り質素時代、玄米又は雜穀を用ひし時は、同病殆んど絶無なりき。其食米と脚氣病との關係は此偃武文恬時代に於ても亦然らざるを得ず。之を考證せんとするには、先づ當時代の教學及び醫學の大要を叙して脚氣病理説の由て出づる根本を明かにし、又農耕米産額、歳の豊凶と米價の高低米商等の一斑を摘記して食米の由來を知悉し置かざるべからざるなり。

當時代の教學及醫學

當時代に於ける教學及醫學の概要

應仁以來戰國の世となり、文學湮滅し、士民専ら武を修め、干戈の間に生息し、閭中の子

漢學 五山の僧侶文學を掌る

京學 南學 江四學

山崎學

堀川學又古學 儒者書を著し釋奠を行ふ

女と雖も尚武の風儀あり。されば筆を執り書を閱するものは、唯僧徒ありしのみ。菅原大江の二氏も、竟に衰へて、五山の僧侶のみ文事に與かり、外國の通信に至るまで、皆之に委ねたり。然るに徳川氏、武を以て事を創し、文を以て成を守らんと欲し、意を學術に致し、慶長、偃武の後、文學士を招き、編纂を論ぜず之を禮重せり。是を以て、海内駁々として文教興れり。初め家康、道徳政治の基を建んじ、藤原(藤原)高直を聘し、古今の成敗、政治の得失を問へり。其門に、林羅山、那波活所等出て、古來の學風を一變して、程朱の宋學は忽ち一世を風靡せり。羅山、博洽にして家康の顧問となり、奕世大學頭として、天下儒林の宗となれり。惟高に先たち、大内家の亡臣、南村梅軒、土佐に流寓し、帷を垂れ學を講じ、谷時中之に學び、更に野中兼山、小倉三省等を出だし、朱學を奉じ、篤學實行を旨とせり。世羅山一派の學を稱して、京學といひ、又南村の一流を南學といへり。寛永年間、江西に中江藤樹ありて、王陽明が致知の學を唱へ、躬行實踐を先にし、文辭を後にす。四民其徳に服し、人稱して、近江聖人云へり。此一派を江西學とす。藤樹の門に、熊澤蕃山あり、池田侯に仕へて、經濟の功あり。日本に歸化し、水戸の藩に屬せし、明人朱之瑜もまた洛國の學を以て、弟子を教授したり。正保年間、山崎闇齋あり。野中兼山、小倉三省に從ひて、程朱を學び、後自ら看破する所ありて、一派の學風を起し、又神道に及ぶ、所謂山崎學是れ也。寛文年間、伊藤仁齋あり。大に程朱の説を排斥し、専ら漢魏の傳注を主張す。學風爲めに亦分岐せり。世人之を堀川學、又古學といへり。(古方醫學も此期に興れり)元禄年間、林鳳岡特命により髪を蓄へ、其餘の儒官皆髮を止めたり。五年二月釋奠を孔子の廟に行ふ、是に於て諸藩彬彬として學に就く風を生ぜり。

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (續・豊・徳川の二)

木門の學

素行の聖教要
録軒の教訓書

古文辭學

李王の修辭說

折衷學

考證說

五鬼

天和元年、木下順庵、聘せられて幕府の儒官となれり。其門下に、新井白石、室鳩巢の碩士あり。正徳中、殷んに實學を起し、政治經濟を究む。是に於て木門の學は林家と拮抗するに至れり。
時に、梁田岐巖、貝原益軒、山鹿素行等東西相踵ぎて起れり。素行は、宋學の理氣心性の説を疑ひ、聖教要録を著はして程朱の非を辯じたり。益軒も、洛閩の説を守りながら、太極本無極の説を疑ひぬ。而して彼が通俗卑近の教訓書は、民間其益を受くるもの多く、冥々裡に偉大の功を立てたりき。
享保年間、荻生徂徠、古文辭學を江戸に唱へ、専ら復古の學を力め、其意に謂へらく、「道は禮樂刑政にあり、これを學ぶは天下を経綸するにあり、一身の德行を修むるは、宋儒の末技のみ」と。
されば、自ら才を尊び徳を輕んずる傾きありて、門人には放蕩無賴の子弟多かりき。徂徠豪邁にして博聞強記才識比なく、最も經濟に長ぜり。後ち李王の説を信じて修辭說を唱ふ、其派大に盛んなりしかば、木下の諸門、及び玉井持軒、中井駿庵等、東西拮抗して各々之と抗せり。

天明中、後藤芝山、柴野栗山等、師弟共に性理の學弊を矯正するに努め、安永の頃に至り、井上金峨自ら一家の説を爲し、折衷學と稱して徂徠の修辭說を排斥せり。江戸の文學之が爲に影響を蒙る所多く、此時醫學に於ても折衷(考證)派興り、望月鹿門、山田龜南、多紀桂山等之を主張せり。其門人、井上聞齋、龜田鳴齋、山本北山、原狂齋等、古注疏を奉じて始めて考證說を唱へ、徂徠及其門人、太宰春臺、服部南廓等の李王修辭說を駁せり。是に於て江戸の文教復た一變し、修辭家竟に抗する能はざるに至れり。時に世山本北山、龜田鳴齋、市河鳴鶴、豐嶋豐州、塚田大峯を目して五鬼と稱せり。又北山の門人、蒲生君平、典章制度の廢れるを起し、同太田錦城は、常に折衷學を修め、共に寛政以降其名一世に鳴

異學の禁令

古學の四大家

皇國學又和學

史學家
考證家
有職家
萬葉家
律令家

荷田春滿の卓見

享保以降凡そ四十年間、林氏の程朱を辭駁する者接踵して起り、學者黨を樹て、論難攻撃を擅にし、篤學の風失せて摘非發醜の弊見るに耐へず。是に於て寛政の改革に異學の禁令あり。爾來世人又大に宋學を崇び、江戸の學風是に於て一定せり。
寛政四年九月、徳川家齊、科目を湯島昌平校に設け、麾下の士を試み、及第者に衣服金錢を賜ふ。同十年の頃、皆川淇園、巖垣龍溪、村瀬榜亭、佐野山陰の輩、其名京師に震ふ。之を古學の四大家と云ふ。文學の振起此時を以て極盛と爲す。其後民間にはなほ古學、古文辭學を學ぶものあり。雖も、登任を願ふものは、皆程朱洛閩の學を奉ずるに至れり。

此時代に於ける漢學の梗概、大抵此の如し。
漢學即ち支那の儒學に對し、皇朝典故の學を、皇國學又和學と稱す。蓋し此稱は近古に起りしものにて、古は紀傳博士の肄業たりしなり。徳川氏撥亂復武の後、林羅山が文教を掌ざりしに至り、其學科中始て和學科の日あり。熊澤蕃山、室鳩巢、太宰春臺、新井白石等相踵ぎて輩出し、漢學の傍ら經濟に志し、策て和學を考證せり。其後安積澹泊、栗山潜峯の徒、史學家を以て自ら任じ、伴信友、小山田與清、黒川春村等は考證家と名けられ、壺井義知、多田義徳、山田以文等の如きを、有職家とし、僧梨沖、加茂眞淵等を萬葉家とし、荷田在藻、村田春海等は律令家と稱せられたり。

是より先元祿中、荷田春滿は時流を抜ける卓見を公にして曰く、
『近世國學數派に分れ、又神代の蹤を談する者の中、佛說を混じたる兩部神道の徒は勿論、白川、吉田二家の「惟一」と稱するも、山崎闇齋、出口延雅等の漢意を交へたるも、皆其本旨にあらず。又國史律令衰没して、歌學は伎藝となり、秘傳口訣等の家説起りて、國語の粹を失へること慨すべし。』
こ、彼は其復古を企て、専ら斯學を京師に唱へつ。國學の隆起せしは、實に春滿の力に依

國學の大成

神道

心學

寺子屋

宗教

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (織・豊・徳川の二)

二二四

るなり。其姪在滿の門人に、加茂眞淵ありて、深く古典を窮め、我國體を説きて名分を明かにし、その門人にして醫師なりし木居宜長は、益々師説を發揚し、遂に國學を大成したり。

宣長の門人に、亦醫師にして、平田篤胤なるものあり、神道を主張し、敬神愛國の志氣を鼓舞し、皇室尊奉の風、是れより愈々旺盛となれり。

漢學及和學は、其説多少の文字ある中流以上の者に非ざれば解する能はずして、普く俚耳に入りて野人を教ふること難し。是に於てか、一般社會の爲に、心學なる者起れり。又一般幼童の爲めには、寺子屋ありて、普通教育の普及を謀れり。蓋し心學は、神儒佛の三教を融和して、一種理解し易き道話を説き聽かすものにして、天明の頃、京都の石田勘平を始めとし、門人手島堵庵、堵庵の弟子中澤道二等出づるに至り、盛んに世に行はれたり。

又寺子屋は、村間の兒童が教育を享る處にして、戰國以來文字を知るものは、多く僧侶にあるを以て、治平の世となるに及びても、就て學びしにより此稱あり。後には、浪士生計の爲にする者多く、明治維新後までも之あるを見たり。予は幼時、これか教育を受けたるもの、而して師弟の關係に至りては、禮讓嚴正なる間に、恩情相纏絆する美風ありて、德育涵養の點に於ては、或は現今の小學校に優る者あるが如し。

また宗教界の趨勢を瞥見するに、本期の初め非常なる勢を以て、海内を變動せしは、天主教なり。然るに、豊臣氏一たび之を禁じ、次て江戸幕府、いよゝゝ其禁を嚴にせし結果、遂に天草の一揆となり、流血伏屍の慘劇を演ぜしが、亂後幕府は、津々浦々の制札、戸籍の調査、寺受證文等、種々なる手段により、此期中葉以降、殆んど其宗族の跡を絶つを得たりき。

佛教

當時代の醫學

是が爲め圓らずも、非常の幸運を得たるは、佛教にして、天主教を禁する一手段として、天下の人民を佛教の信徒とし、殆んど國教の如くなりしを以て、各宗隆昌を競ひ、寺院の數は、實に明治年間に比すれば數倍する者なりき。

かくて一寺一院皆檀越あり、僧侶はそれが喜捨にて衣食するが故に、勇往邁進の心は更になく、偷安苟息の日多く、葷肉を喰ひ、飲酒に荒び、校童を寵し、娼婦に戯むれ、甚安を善へ、勳化、奉加、開帳などによりて、金錢の集積を力め、久しき因襲俗をなし、佛教は唯夫れ形骸空式に陥るに至れり。

次に此期の醫學(本道即)の梗概を述べんに、前期に行はれたる、金の李東垣及元の朱丹溪の醫方は、後陽成天皇の朝に至り、曲直瀬道三(名は正盛、或專正、慶一、漢、暹、正親天皇號を)の表準遵奉により更に大に發達し、道三の名聲朝野に振ひ、技術一羣竹院と賜ふ)の世を風靡し、海内奉じて師表と爲せり。(一、漢は文祿三年甲子(二、二五三)其子曲直瀬玄湖(名は正紹)は道三を襲名し、學舎を開き子弟を涵養教導し、蔚然として醫門の霸宗たり。玄湖と時を同うし、故道三の門に、秦宗巴、施樂院、全宗、曲直瀬、正琳、同正純等の諸家あり。また玄湖の門下には、岡本玄治、山脇玄心、野間玄琢、井上玄徹、井關玄悅等あり。中に別に一家を成せるものを長澤道壽(柳庵、又丹陽坊、寶樂山)古林見宜(名は正温、初道茶、桂庵、壽)とす。茲に至て和氣、丹波以下五典藥諸家の主張せる和劑(仙房は別號也、播磨の人)とす。茲に至て和氣、丹波以下五典藥諸家の主張せる和劑

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (織・豊・徳川)

二二五

局方大成等の説、遂に衰廢して、金元の醫學盛んに行はる。之を、李朱醫方(後世)と云ふ。此時儒學に於ては、専ら朱子學を唱へたり。

後西院天皇の明曆寛文の間(紀元二二三五—二二七二)、饗庭東庵(京都人)、林市之進(名は敬經、尾張の人)あり、金の劉完素か唱ふる所の五運大氣の説を奉じ、又本朝古制の醫式

に基き、素問、靈樞、難經、藏府、經絡、配當等を以て病を論せり。東庵の門人、味岡三伯、師説を敷衍して、其學大に行はれたり。三伯の門に、井原道閔、淺井周伯、小川朔庵、岡本

一抱等輩出し、朔庵の門に、堀元厚あり、就中岡本一抱(通稱は爲竹、徳齋と號す)は、諸書の諺解を作りて、世蒙を啓き、益々劉氏の學たる運氣五行の説、臟腑經絡配當の論を主張せしかば、遂に所謂李朱醫學は大成するに至れり。是を劉醫方(後世家)と謂ふ。

靈元天皇の延寶、天和の間(二二三三—二二四三)、名護屋玄醫(字は國甫、字富庵、同漢と號す、京都の人)出て、世醫が時運の變を知らず、李朱の醫方を墨守し、温補濫用の民命を戕害するを罵詈し、始めて明の喻嘉言が傷寒尙論、醫門法律等に依り、自ら一流

を立て、後ち古へに浜り、張仲景の方法を主張し、以て後進を誘導す。其門に、芳村恂、益飯田棟隆等ありて、其説を布教し、共に名ありと雖も、未だ全く金元醫學の陋習

を蟬脱せしむること能はず。然るに後藤良山(名は遺字は有成、俗稱左、一耶一に養庵と號す)崛起し、宋明醫流の運氣、臟腑、經絡の説を空論なりと排斥し、専ら張仲景の内經及び傷寒論を師宗とし、實詣によりて一家の言を立て、一氣留滯の説を唱へ、其子椿庵、孫慕庵、相踵て其説を推廣し、門人香川太仲、山村重高、市瀬穆等、能く師説を紹述せしかば、遂に古醫方の説は、天下を風靡するに至れり。伊藤仁齋の古學の興りしも、此時なりき。

又元祿中(二二三五—二二九〇頃)復古の學を唱へし儒伊藤仁齋の門に、并河天民あり、傷寒、金匱を以て法則とし之を主張し、松原慶輔、清水慶長等、其門に出て、師説を奉じ、共に儒にして醫を兼ねたり。後ち香川修徳(字は太仲、修庵と號す、播磨姫路の人)に至り、儒醫一本の説を立て、復古醫説は、山脇東洋、永富獨嘯庵、北山友松等により、更に推衍擴充せら

れたり。抑も仲景方の世に盛んに行はる、實に此時を始めとす。

櫻町天皇の寛保、延享の頃(二四〇一—二四〇七)より、桃園天皇寶曆年間(二四一七—二四二五)に至り、吉益東洞(名は爲則、字は公言、通稱周助、安藝廣島の人)出て、自ら一家を立て、從來の醫弊を

挽め、後世を誘導せり。當時古方家を以て自ら任ずるものも、猶ほ因循姑息の術多

吉益流又一毒家

きを慨き、斷然其弊を一掃せんとし、法則を扁鵲に取り、治方を仲景に求め、「萬病一毒、藥亦毒、毒を以て毒を攻む、毒去て、體佳なり」と説けり、其說雄渾斬新にして、二千年來未だ嘗て人の言はざる奇警矯激なりければ、一世の耳目を聳動し、天下の醫家、翕然として附和雷同し、海内此學を奉せざるもの所在有らざるなきに到り、遂に吉益流(毒家)の一流派を成せり、其高足に中西深齋(在京)、岑少翁(在江村)、井椿壽(在肥前)、田中愿仲(在播磨)、山邊文伯(在中津)、桃井桃庵(在東奥)等、俊傑の士多く、東西相呼應し、皆能く師説を紹述したり、而して此間に立ち、反對説を唱へ、前者を駁撃批難せし、後藤慕庵、望月鹿門、畑黄山、淺井圖南、吉村遍宜、龜井南溟等の碩學にして、有力なる諸家ありしも、克く天下に瀾蔓する彼の「一毒説」の大勢を變ずるの力なかりしが、既にして「一毒説」は、難梗武斷、茫乎として據る所少く、徒らに人をして畏懼せしむるものとし、反對者をして、

「此の如き醫家の手に死するよりは、寧ろ溝壑に轉じて死するに如かず」と迄言はしむるに至れり。

氣血水派又南涯家

折衷派又考證派

然るに、後桃園天皇の安永中(二四三、五、四)、東洞の子、南涯(諱は猶字は修、夫諱齋と號す)は、父の萬病一毒説を修飾刪正し、人身の榮養する所以は、氣、血、水の循環已まざるにありと做し、其順逆虚實を辨し、凡百の疾病はこの氣、血、水の滞りに歸せざるものなきを明かにし、此學を奉ずるもの上國に、中川修亭、長州に、賀屋恭庵、江戸に、小川雄齋等あり、是を世氣、血、水、又南涯家と稱せり、茲に於て曩に享保(二二七、六、四)より延享(一七四、七)に至るまで、香月牛山の如き見識ある醫家(家世)の劉張、李、朱の學を修め、因循姑息の術を奉ずる衆くの徒、翻然として、「一毒及び氣、血、水の説」を遵奉し、爲に海内の醫風を一變せり。

如斯古方家は見證のみを據とし、攻撃以外治方あることを知らず、只條規に拘泥し、其說偏僻なるを免かれず、故に識見あるものは更に中庸の説を取らんと、折衷派、又考證派と稱するもの、此趨勢に乗じて興れり。(此時儒學に於ても折衷考證派と稱するもの興り、金峨、錦城、北山、鴻齋等之を主張す)

此折衷の説を首唱せしものは、望月鹿門(名は君彦、三英と號す、幕府の典醫師也)にして、嗣ぎて主張せしものは、淺井圖南、山田圖南、和田東廓、福井楓亭、多紀藍溪、多紀桂山也、多紀桂山

(名は元簡字康夫、通稱は、孝格天皇の寛政中(二四五〇頃西)に出で、夙に一毒氣、血水
安長別に懽意と號す)は、説の爲め、古經の要妙を能く講究するもの絶無となりて、巨害を醸し、後生を誤ま
るべきを慨し、勤めて之を匡正せんと欲し、素問、靈樞より漢唐以下の醫經を折衷
し、衆説を條陳し、精義を斟酌し、専ら實行確説を採用せり。故に、我邦、古來、醫經々方
茲に至りて始めて、其歸趣、率由する所を知るを得たり。其子元堅亦父祖の學を繼
ぎ、此道を擴張す。海内其學を奉せざる者なし。

是より先明和二年(癸巳二四三三)元簡(桂山)の祖父元孝(玉)「躋壽館」を神田佐久
間町に創建し、醫學講習の道を擴めたり。子元德(藍溪)遺志を繼ぎ、更に之を開拓し、
その規模を大にせり。寛政二年旨に依り國學となり、仍て元德を以て教諭となし、
子孫をして世々其學務を總べしむ。元德の子元簡(山)元簡の子元胤(庭)元胤の
子元信(元堅)の子元珍(相尋)ぎて其職を繼ぎ、益々海内の醫士を薰陶せり。古へより
我邦漢醫方の集成、實行は、此時を以て盛大の極と爲す。されば多紀氏の如きは江
戸の醫權を握りて、一代の巨匠となり、天下の醫家をして師宗と仰かしむるに至
れり。

多紀氏の醫術

西醫學

蘭化先生

解體新書成る

漢蘭折衷派

多紀元簡と時を同うして、豊前中津に、前野良澤(名は燕、字を子悦と)あり、西洋外
科術を講究せんと欲し、歐文に通せざれば、其書を解する能はずとなし。時に青木
昆陽能く和蘭語に通ずるを以て、往て之に従ひ、日々研究怠らず、又長崎に到り、益
々其學を究め、既にして思を殫し、精を研き、内外醫方より、天文、輿地、算數に至るま
で、蘊底を極めざるなし。世呼んで蘭化先生と云へり。桂川月池、杉田玄白、中川淳庵、
石川玄常等、皆良澤を中其とし、日に洋學を講究し、安永三年(甲午二三三三)「解體新
書」の刻成り世に公にせらるゝや、世人始めて蘭書解譯の必須なるを知り、且つ其
所説の精微なるに驚き、天下の俊髦争ひ起て、其學を講習するに至れり。
就中奥州に建部清庵あり、京都に小石玄俊あり、「解體新書」を見て大に發憤し、
且つ蘭醫方の採取すべきを絶叫せり。

これより後、大槻磐水、宇田川槐園、同棟齋、杉田元伯、稻村三伯等相踵て、彬々輩
出し、人身内景の學より、内科疾病の治法、藥劑の主能、製鍊、格物究理の學に至るま
で、一として備はらざるなきに至り、遂に漢洋醫術兩々並びて世に行はれたり。
茲に漢蘭折衷派なるものあり、其祖とすべきを山脇東洋(名は尚、字は玄飛、又
子樹、初め、杉山と號し)

脚氣病は山脇東洋、望月三英の爲め開明せらる

洋方内班及奥詰醫師

後ち東洋(改)とす。東洋は、寶曆甲戌の年(二四一七五四)屍を解剖し其眞を觀て、舊説の妄を辨じ、藏志を著はし先物實試の説を唱道し、其子東門西洋の説に基きて刺絡を實施し、門人永富獨嘯庵は和蘭の醫方を論じて之を稱揚し、荻野元凱出て和蘭の醫方を採用し、刺絡を施し、死屍を解き、小石玄俊は獨嘯庵の門に出て、蘭方に轉じ、橋南齋三谷笙州、小出龍等は、解剖に據り其説を立て、中神琴溪が古方家にして蘭方を採用する等、漢、蘭、折衷派は益々其勢ひを倍加したり。
安政五年(戊午二五一一八)七月幕府洋醫、戸塚靜海、伊藤玄朴を拔擢し、内班醫師とし、伊藤貫齋、竹内玄同を擧げて、奥詰醫師とし、遂に進んで四氏を執匙と爲す。茲に於て嘉永二年(二五〇九四)三月洋醫の内科を禁せし令を廢し、更に當時萬國の處置を探訪するの間、醫術も亦西洋を兼學すべしと令し、洋醫は始めて幕府に採用せられ、漢醫と相頡頏するに至れり。

文久元年(辛酉二五二一)蘭醫、ホードインを「精得館」の教員と爲せり。是より先幕府は松本良順を長崎に遣はし、蘭の海軍々醫、ボンベを聘して其地に病院を設け、大に生徒を集めて教養せしが、後其中より伊東玄伯、林研海を擢て、和蘭に留學せ

開成所

當時代の農耕、米産額、豊凶と米價、米商

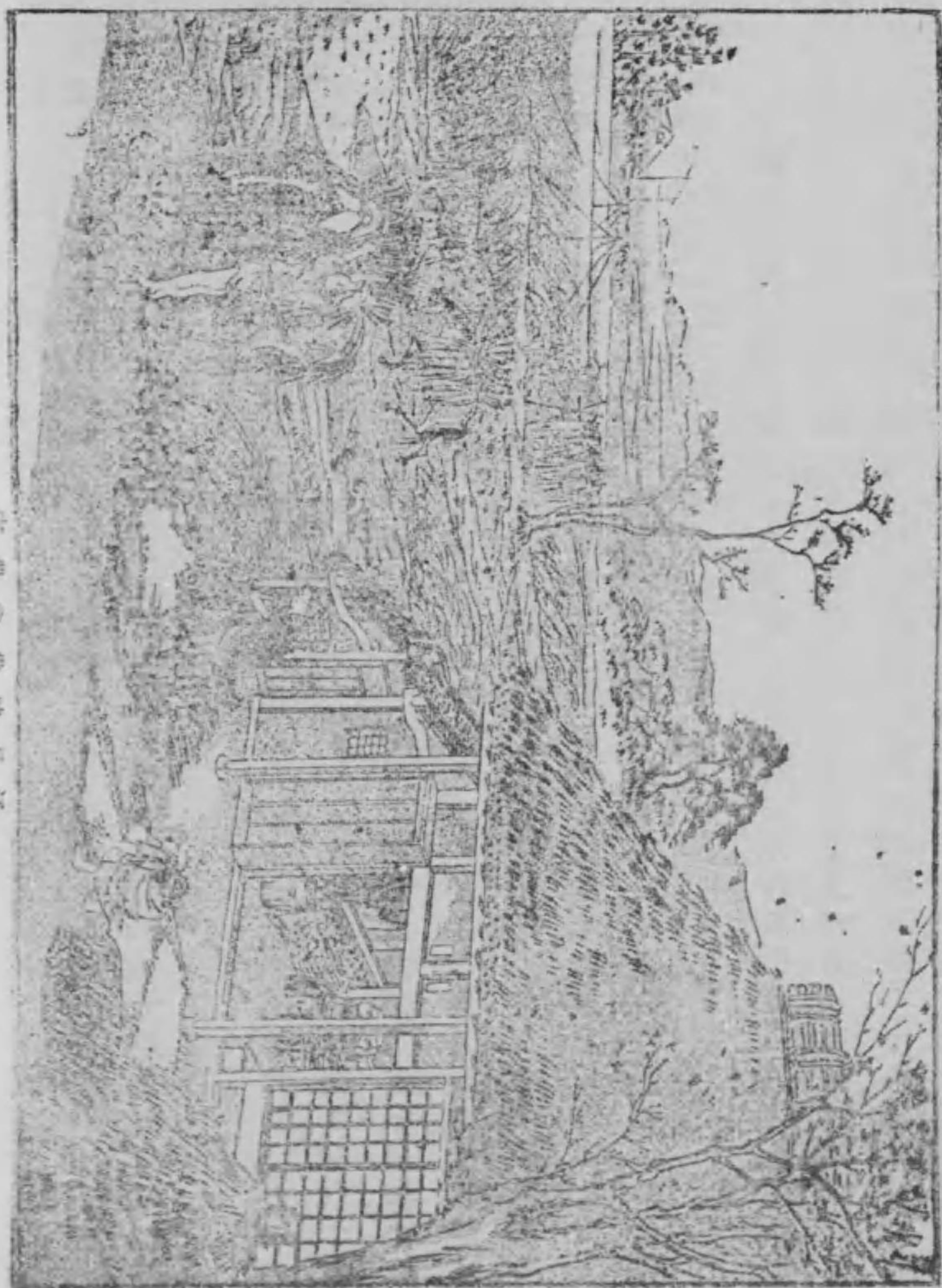
三季張紙

賢明なる諸侯

しめたり。是れ、西洋教師を聘し、及び留學生を派遣せし、嚆矢なり。
文久三年(癸亥二五五四)「番書調所」を改めて「開成所」と稱す。爾來西洋の學術漸く隆盛となれり。

當時代に於ける農耕、米産額、歲の豊凶と米價の高低、米商等に就ての一斑。豊臣氏より以來、諸國の田租は石高となりて、武家の收入、此に在るを以て、徳川旗本家人の俸祿は春夏冬の三季に分ちて下附す、而して其額悉皆を米にて給與する事あり、又幾分を代金にて給與する事あり、其價格毎季同しからず、百俵即ち三十五石に付金若干兩と定め、貼紙を以て之を示す事あり、之を三季張紙直段と稱す。斯の如くなるが故に、徳川幕府は農事に心を用ひ、水利を興し、堤防を築き、土地境界を正し、地味を按して種蒔培養を勵し、貯畜の法を奨め、救荒の食品を教へて凶荒に備へ、開墾の業を學ばしめて空地なからしめたり。

諸藩に於ても、備前侯池田光政、會津侯保科正之、加賀侯前田綱紀、土佐侯山内忠豊、米澤侯上杉治憲、白川侯松平定信等の治蹟は、史上に著し、田畝の割合は、上方筋の國々は、古來斯業の開けたれば、概ね田三分の二、畑三分の一の比例なり。關八州



豊の風景

田畝の割合

は田少く畑多れど、伊豆、甲斐、出羽、奥州を加ふれば、大抵田畑相半す。田は上、中、下、々の四級に分ちて、大抵上田一反の稔、稻三石とし、二割の耗を去りて二石四斗なりとす。

上古の田地は、九百八十八年前の延長元年には、百三萬五千三百五十六町餘なりしも、三百五十八年前の天文二十二年には、百七十二萬七千八百六十六町餘に増加し、二百〇九年前の元祿十五年には、二百七十九萬六千五百四十三町餘となり、更に七十七年前の天保五年には、三百三十一萬八千五百六十八町餘歩となりたり。

全國田地の増加

明治十四年には、四百四十八萬六千〇四十二町歩餘となり、明治四十二年には、更に増て五百二十六萬二千八百六十七町歩餘となり、之に臺灣、朝鮮を加へて、僅に七百萬町に達せり、其米産額また少くも、七千萬石に上り、價七億乃至十億圓以上ならん。

全國人口の増加

之に準らへ人口を歴史的に通算せしに、千三百年前の推古天皇の朝には、四百九十八萬八千八百餘人なりしが、千六十年前の聖武朝(真奈)には、八百六十三萬千七百餘人に増加し、百八十年前の享保(時代)頃には、二千六百九十二萬餘人に達せ

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (續、豊、徳川)

人口に對し米穀の消費高

り。
明治五年には、三千三百一十一萬八千五百五十九人となり、
明治廿五年には、四千八百九十九萬九千九百四十人となり、
明治四十年には、四千九百七十六萬なり、
現今に至り、樺太の南半、臺灣及び朝鮮の九百九十一萬八千五百六十六人を加ふれば、
總計正に六千二百萬以上なるや必せり。
是を以て觀るに日本全國に於ける田地並に人口の増加は豈に驚くべきものに
あらずや、國運の漸進推して知るべき也、倍、人口一人に付一ヶ年の米穀消費高は
如何、明治十二年國債局に於て郡村と市街とに區分して、米穀の消費高を調べた
るものを見るに、

「郡村の食費は、年の豊凶に據て消長をなすものなり。今豊年多費するものに就
て概算するに當り、各地に於て麥、稷、粟、其他の雜穀を併用するの慣習を參酌し、
米穀の消費を増減し、其中上食のものと下食のものを區別し、男女老幼の人
員各其量を分別し、哺乳兒は概量を以て之を省き、府縣の區域に由て其概量を
積算せしに、或は消費の適當ならざるを覺ゆるが故に、更に子細に考察するに、
一人別に積算せるを以て適當を得ざりしなり。是に於て更に右の積算を根據

日本に於ける
一戸の人員平均額

日本全國郡村
の戸數及食料

とし、一國毎に、一戸の人員の平均額を求めしに、一戸の人員五人九分餘に當る
あり、三人六分餘に當るあり、乃其多寡に應じ、毎日の炊爨額を定め、戸數を以て
算出せし額即ち之を平均するときは左の如し、

郡村の戸數

六、二二四六七二戸

内

農戶

五、五八五、二四一

雜戶

六、三九、四三一

郡村の食料

二、二五六〇、八一六石

内

農戶の食料

二、〇二四三、二五六

雜戶の食料

二、三一一七、五六〇

一戸平均

三、六二四、四強石

一人平均

〇、七六一、三強

市街の食費は、東京は明治十一年一月一日の現人員に依り、其他は各府縣を巡

日本全国市街の戸数

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (織、豊、徳川)

二三八

歴せし者の手記、又は十年文部省年報書に掲げたる、各市街の戸数表等を參酌し、舊大名の城下、陣屋及宿驛等、可及的算入せしものにして、總戸數、一百四萬千二百七十二戸の食費を積算せしものなり。此戸數は全國總戸數の内より假定の農戸數を引去りし、殘額、一百六十八萬七百三戸の、六分一厘九毛強に居り、則ち市街に住する華士族、神官、僧侶、商賈、雜種の人員と假定し、其殘餘の三分強、即ち六十三萬九千四百三十一戸は、郡村に住する華士族等の人員と見做すものなり。

市街の食料

市街の戸數
市街の食料

一〇四一、二七二戸
五六一〇、六七一石

内

一戸平均
一人平均

五石三八八二強
一、二一八四強

日本全国の一ヶ年の米穀消費高 (明治十一年)

以上兩項、即市街及郡村の食料に供する米の消費高は、二千八百十七萬千四百八十七石なりとす

「米相場考」に云ふ、

「今一人前、一日の食料、三合」とするとき、消費米二千八百十七萬千四百八十七石にて、一箇年に二千五百七十二萬七千三百八十五人を支ふるを得べし。即ち米食者は、明治十二年に於ける人口の七割二分を占むるものなり。今此食料米に酒造米を加ふるときは、明治十二年の消費米は三千百萬石となり、之を總人口にて除せば、

人口一人に對する消費米の割合は、八斗七升九合餘となる。

然るに明治十二年より、同二十三年迄十二年間に於て、人口一人に對する米の收穫高の割合は、平均八斗九升五合なり。

其差(消費米と米收穫高)僅かに一升五合に過ぎざるを以て、平作の年は殆んど剩餘する處なく、收穫米の全額を消費するの計算なり。

我國の米食者は、人口の七割内外を占むるものと假定し、彼の麥食者を、二割となし、他雜穀食者を、一割となすを適當とす

去れば、平作の年は殆んど米穀を海外に輸出する能はざるが如しと雖も、麥

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (織、豊、徳川)

二三九

人口一人に對する一ヶ年の消費米の割合は、八斗七升九合餘なり
人口一人に對する一ヶ年の米收穫高は、八斗九升五合なり
人口に對し、食料の割合は、七割内外に在り
食料の割合は、七割内外に在り
食料の割合は、七割内外に在り
食料の割合は、七割内外に在り

麥作の豊凶如何に米價に及ぼすに影響を及ぼすなり

人口年々増加し收穫米之に比せざるにきば米價は將來騰貴すべき理なり

作の豊凶如何に由ては、一概に論ず可らざるものあり、何となれば、麥作豊穰なるときは、多少米穀を輸出するも、米價に變動を及ぼすことなかるべく、之に反して、麥作凶歉なるときは、外國に米穀の供給を仰がざる可らざるに至る。明治二十二年に於ける米作の人口一人に對する割合は、十五年の米作と殆んど同一なるに、十六七年の米價は、平均五圓内外にして、二十三年には平均八圓以上に騰貴し、巨額の外國米を輸入したる爲め、漸く其騰貴を拒くを得たり、是二十三年の米價騰貴は、麥作の不稔之が一大原因たらすべしとあらす。

斯く麥作の景況に依て米價に變動を及ぼすべしと雖も、大體の上より觀察するときは、米穀の收穫にして、人口一人に付平均八斗九升内外に當る場合即ち平作の年は、需用供給平均を得て、米價も變動せざるの姿なりと云はざる可らず、是に由て之を觀れば、我國の米食者は、人口の七割内外を占むるもの、今日に於て米穀平作なる以上は、不足を告ぐるの患ひなしと雖も、年々増殖する人民も、右の割合に隨ひ其七割内外は米食するものとすれば、既に述べたる如く、毎年の新開地より生すべき收穫米は、年々増加する人口の五割二分を養ふに足らざるの割合なるを以て、増加人口の二割内外を養ふ丈の食料米は、不足する計算なり。此不足

たる素より少額なりと雖も、年數を重ねるに至らば、頗る巨額となるべきを以て、事情の變せざる限りは、米價は將來騰貴するの傾向ありと斷言するを憚らざるなり。

又工科大学長渡邊博士が談話の一節に曰く

蟲の喰ふ米と麥が七百萬石(損害毎年一億萬圓)

「蟲の喰ふ米と麥が七百萬石(損害毎年一億萬圓) 米の一個年の實收額は平均約五千萬石としてある。而して秋の收穫時から翌年の春までの間に、その半分即ち約二千五百萬石の米は、國民が食つて仕舞ふとしても、五六月の頃にはまだ其の残り二千五百萬石の米は、農家の倉庫等に貯藏してある譯である。然るに夫れ等の貯藏米は、梅雨の季節に當り空氣中の濕氣と温度とが漸次騰まるに従つて、豫て撒き附けてあつたところの穀蛾、象、穀盜等の害蟲の卵が漸次孵化して、應て幼蟲となり、次に蛹となり、終に成蟲となる。其の間に幼蟲が米を食ひ、荒す事實に夥しいもので、被害の少き時で五分減、多い時は一割以上の減少を見る事がある。

古在農學博士は、平均六分六厘減と言つて居られるが、二千五百萬石の六分六

害蟲が米を食
ひ荒すこと一
ヶ年百六十萬
石にして其被
害額二千五百
萬圓なりと
夢の一ヶ年の
蟲害は百三十
二萬石にして
其被害額千上
五十萬圓に上
る

耕地の米苗が
一ヶ年の蟲害
に約四百萬石
に於て其被害
額六千萬圓な
り日本に於て毎
年米の蟲害
は約一億萬圓
なりと

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (織、豊、徳川)

厘即ち百六十五萬石米價を一石十五圓としても其の被害額は實に二千五百萬圓といふ驚くべき金額に達してゐる。次に麥の方は何うであるかと言ふに、年産額約二千萬石之れが不幸にも梅雨前に收穫される事とて全部蟲害を受けてゐる。今之れを米と同じく六分六厘として計算すると百三十二萬石一石の價を八圓と見積つて其の被害金額約千五百萬圓に上つてゐる。即ち三千五百萬圓の米と麥とが毎年蟲に喰はれて仕舞ふといふ實に情けない事實を示してゐるのである。

併し是れは倉庫に貯藏してある米や麥に就ての調査であるが、未だ米にならなない前即ち耕地の苗が蟲害を蒙つて爲めに米の減收を見る其の額は更に驚くべきもので、農科大學に於ける調査の結果に見るに、最も蟲害の多い年で七百萬石、尠ない年でも三百萬石内外の減收としてある。今平均四百萬石として一石の價十五圓として實に六千萬圓といふ巨額に達してゐる。故に前に述べた三千五六百萬圓を加算する時は約一億萬圓になる。實際この大金が毎年害蟲の爲めに滅茶々々にされてゐるのである。而かも一方では、毎年三千萬

外國米の年々
の輸入額は三
千萬圓以上な
り農商務省最近
の調査

一ヶ年一人の
得べき米穀の
食料額

圓以上の外國米を輸入してゐるといふ始末誠に憫れな次第と謂はざるを得ないではないか云々。

右の意見は之を一説として農商務省最近の調査に依れば、内地國民の食料に供せらるゝ米穀の數量は年々の産額に輸入額を加へ、之より輸出高各種酒類原料種子料菓子原料工業用料其他の消費額を控除したる殘額にして、之を總人口に配當する時は、一ヶ年一人の得べき食料額は、その最も多かりしは、三十七年に於て一石一斗二升九合に當り、次は三十一年に於て一石七升九合に當り、その最も少きは十七年に於て六斗二合に相當せりといふ。今三十年以降の總計を示せば左の如し。

年次	食料	人口一人當	年次	食料	人口一人當
三〇	三〇、八〇三、一九六石	〇石七二一	三七	五三、二九六、二三一石	一石一二九
三一	四七、二三四、〇四四石	一石〇七九	三八	三九、二六六、四九八石	〇石八二四
三二	三五、二二九、九九一石	〇石七九六	三九	四四、七〇四、四四二石	〇石九二八
三三	三八、〇六四、七七二石	〇石八四九	四〇	四七、四七〇、〇五三石	〇石九二七
三四	四三、〇六〇、〇七九石	〇石九四八	四一	四九、四九〇、六〇四石	〇石九九八
三五	三四、一三九、四三六石	〇石七四二	四二	四九、四〇二、七九一石	未詳
三六	四七、五一四、三二七石	一石〇一七			

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (織、豊、徳川)

明治四十一年、
四十二年、
四十三年に於ける
一人の消費高
米の消費高

現在我米作收
の平均高
外國米の輸入
高

食米と脚氣病との關係歴史上の觀察 (磯、豊、徳川)

二四四

又た同農商務省の調査に依れば明治四十一年、四十二年、四十三年の三ヶ年間に於ける日本内地の米消費額は、三ヶ年平均左の如くにして、人口五千二百八萬三千百九十人に對して、一ヶ年一人の消費高は一石一升九合なりと云へり。

内地生産高	五二、一三六、二九二石	輸出高	三四二、四一三
輸入高	一、三九五、〇九六	臺灣へ移出高	三四、〇〇九
臺灣より移入高	八九七、七七九	朝鮮へ移出高	二、一三四
朝鮮より移入高	二二、八二六	再輸出高	六五四
再輸入高	一三九	消費高	五三、〇五九、一二七

而して今後の人口増加と米穀の收穫に關し當局者の調査せる所に依れば、我人口は毎年四十萬乃至五十萬の率を以て増殖するに對し、米の消費如何を考察するに現在の我米作收、平均は四千九百萬石乃至五千萬石にして、外國米の輸入は二百萬石乃至三百萬石の間にあり、一人に對する一ヶ年の消費高を平均一石とすれば、今日の人口年々の増加率により三十年後に七千萬人に達するも、米作の改良並に新に開墾すべき土地を併せ米作の收穫を六千萬石乃至六千五百萬石に増加すべき見込にして、之に加ふるに臺灣朝鮮の米作は今日以上大に發達增收の見込確然たれば、我領土内に於て我人口に供給すべき米は茲三十年間は

我國に於て一
ヶ年米の消費
高の二毛作

我國に於て人
口増殖するも
當分米穀の不
足を告ぐるが
如きことなき
理由

左程に不足を告ぐるの恐れなく、殊に食料として米に次ぐ麥の消費高は、現在一ヶ年二千萬石に達するも、二毛作を以て麥作をなす地方は尙至つて少數なれば、若しも二毛作を奨励するに於ては、麥の收穫は今日の三倍にも上るべく、人口増殖の爲め當分米穀の甚しき不足を告ぐるが如き事なく、一方海外移民奨励の策を講ずるに於ては、年々増加し行く人口は、此方面にて又幾分を減少し得べしとなり。

左に參考として慶長以降慶應間に於ける歳の豊凶と米價高低の一斑を掲ぐべし。

歳の豊凶と米價の高低

年	號	金種	米	石代	記	事
慶長十七年	同	慶長銀	安直	十四匁九分三厘	金壹兩銀四十三匁	
寛永十年	同	同	高直	廿八匁ヨリ三十匁	正月二日諸國大地震	
同 十四年	同	同	高直	五十二三匁	鳴原の亂あり	
同 十七年	同	同	安直	三十匁	無事	
同 十九年	同	同	高直	六十匁	前年、今年諸國大飢饉	

食米と脚氣病との關係歴史上の觀察 (磯、豊、徳川)

二四五

萬治元年	同	安直	四十八匁	無事
同三年	同	高直	七十匁以上	米穀不熟
同九年	同	安直	三十八匁	無事
同十二年	同	高直	六十四匁	昨年大旱、今年米穀不熟
同十五年	同	高直	七十四匁	諸國洪水、米穀不熟
同二十年	同	安直	三十七匁	無事
元禄元年	同	高直	七十八匁	昨年の不熟と儲錢潤澤の爲め米價貴し
同四年	同	安直	四十一匁	九州凶作なるも他は無事
同九年	元禄銀	高直	百五匁	連年諸國不熟
同十二年	同	安直	四十一匁	無事
同十六年	同	高直	百十七匁	畿内、東海、南海大地震
同二十年	同	安直	五十八匁	諸國七八分の出来
享保元年	同	高直	百廿六匁一分	六分半の出来、諸物價高し
同四年	慶長銀	高直	七十匁	前年凶作
同八年	同	安直	三十三匁	無事
天明元年	文字銀	高直	八十七匁八分	諸國米穀不熟
同四年	同	高直	百三十四匁	前年の凶歉により米價貴し
同七年	同	高直	百八十七匁	天下飢饉
同十一年	同	高直	九十六匁	米穀不熟の國多し
同十四年	同	安直	五十八匁	諸國豊稔
同十八年	同	高直	六十五匁	上方筋凶作
同二十二年	同	安直	五十九匁	無事
同二十六年	同	高直	六十匁	
同三十年	同	安直	六十七匁二分	
同三十四年	同	高直	八十五匁	
同三十八年	同	安直	百四十一匁八分	
同四十二年	同	高直	百三十一匁五分	
同四十六年	同	安直	八十匁五分	
同五十年	同	高直	百三十一匁五分	
同五十四年	同	安直	二百三匁	
同五十八年	同	高直	百四十四匁五分	
同六十二年	同	安直	三百二十五匁	
同六十六年	同	高直	二百八十一匁	
同七十年	同	安直	一貫三百匁	

昨年洪水、今年奥州筋出水
米作豊熟
上作
諸國豊作
昨年の大風雨にて騰貴
前年の凶作にて非常に騰貴す
無事豊年
亞米利加船渡來の爲め高し
前年豊作
前年氣候不順
追々氣配下る
昨年の凶作にて引續き高し
諸國豊作なるも攘夷の爲め高し
無事
常野騒擾
長州事件により騰貴

同五年	同	高直	八十二匁	(同)	昨年洪水、今年奥州筋出水
同十年	同	安直	六十匁前後	(同)	米作豊熟
同十五年	同	安直	五十二匁	(同)	上作
同二十年	同	安直	七十一匁	(同)	諸國豊作
同二十五年	同	高直	百四十五匁	(同)	昨年の大風雨にて騰貴
同三十年	同	高直	二百十六匁	(同)	前年の凶作にて非常に騰貴す
同三十五年	同	安直	六十匁	(同)	無事豊年
同四十年	同	高直	百七匁二分	(同)	亞米利加船渡來の爲め高し
同四十五年	同	安直	八十五匁	(同)	前年豊作
同五十年	同	高直	百四十一匁八分	(同)	前年氣候不順
同五十五年	同	安直	八十匁五分	(同)	追々氣配下る
同六十年	同	高直	百三十一匁五分	(同)	昨年の凶作にて引續き高し
同六十五年	同	安直	二百三匁	(同)	諸國豊作なるも攘夷の爲め高し
同七十年	同	高直	百四十四匁五分	(同)	無事
同七十五年	同	安直	三百二十五匁	(同)	常野騒擾
同八十年	同	高直	二百八十一匁	(同)	長州事件により騰貴
同八十五年	同	安直	一貫三百匁	(同)	

又舊幕時代の江戸に於ける町數戸數及人口の調査は『吹塵録』に據るに、

正徳三年(紀元二三七三癸巳改)
一江戸町九百三十三

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (織、豊、徳川)

食米と脚病氣とに係る歴史上の觀察 (續、豊、徳川)

内 六百七十四町、奉行支配
 享保七年(二三八二)壬寅三月改
 一町數、千六百七十二町
 一家數、十二萬八千五百七十五軒
 一人數、五十二萬六千二百一十一人
 内 男三十二萬五千七百一十一人
 女二十萬五千五百一十一人
 外に
 ○沙門三萬六千九十六人 ○修驗者六千十五人
 ○社人九百三人 ○盲人千人
 享保八年(二三八三)癸卯五月改
 一町數、千六百七十二町
 一戸數、十二萬八千五百五十五軒
 一人數、五十二萬六千三百七十七人
 内 男三十二萬五千八百七十七人
 女二十萬五千五百一十一人
 享保九年(二三八四)甲辰七月改
 一町數、千六百七十二町
 一人數、五十三萬七千五百三十一人
 外
 ○沙門二萬三千九十九人 ○修驗者四千二百七十五人 ○比丘尼五千八百三十六人
 ○社人九百三人 ○大神樂、荒神、拂神子共、六千七百二十三人

新吉原八千六百七十九人
 内 男二千九百十八人
 女千八百五十四人
 遊女、小女共、三千九百七十七人
 享保十年(二三八五)乙巳九月改
 一町數、千六百七十二町 ○戸數缺
 一人數、五十三萬七千五百三十一人
 内 男三十二萬五千四百二十三人
 女二十一萬五千零八十八人
 享保十一年(二三八六)丙午改
 一人數、四十七萬九千九百八十八人
 享保十七年(二三九二)壬子改
 一人數、五十三萬三千五百十八人
 享保十六年(二三九一)辛亥年江戸人數改
 一町數、千六百七十二町
 但表通り家持十二萬八千六百軒
 一人別、五十二萬五千七百一人
 内 男三十二萬五千九十九人
 女二十二萬五千九十九人
 外に
 ○出家、二萬六千五百五人 ○山伏、三千七十五人 ○彌宜、九百人
 新吉原
 内 男二千九百六十八人
 女八千九百九十八人

食米と脚病氣とに係る歴史上の觀察 (續、豊、徳川)

元文二年(二三九七)丁巳江戸町人別改
 一町數千六百七十二町
 但表通家持十二萬八千五百七十軒
 一人別、五十二萬六千二百十二人
 内男三十萬五千七十二人
 内女二十二萬五千七百八人
 外
 ○出家、三萬六千九百九十五人
 ○彌宜、九百三人
 ○山伏、六百七十五人
 ○盲人、千十人
 元文三年(二三九八)戊午改
 一人別、四十五萬三千五百九十四人
 寛保三年(二四〇三)癸亥改
 一町數、千六百十八町
 一家數、十二萬八千五百七十五軒
 一人數、五十一萬五千二百二十二人
 内男三十萬一千九百九人
 内女二十一萬五千九百九人
 外
 沙門、三萬六千六百九十五人 修驗、四千七百七十七人 尼、五千八百三十一人 盲
 人、千二百八十九人 大神樂以下、六千七百二十三人 新吉原、八千六百七十九人
 延享元年(二四〇四)甲子改
 一人別、四十六萬六千六百六十四人
 延享三年(二四〇六)丙寅四月改

一人別、五十四萬四千二百七十九人
 寛延三年(二四一〇)庚午十二月改
 一人別、五十五萬九千七百八人
 寶曆六年(二四一六)丙子改
 一人別、五十五萬五千八百十八人
 寶曆十二年壬午改
 一人別、五十五萬五千五百五十八人
 明和五年(二四二八)戊午改
 一人別、五十五萬八千四百六十七人
 安永三年(二四三四)甲午改
 一人別、四十八萬二千七百四十七人
 安永九年(二四四〇)庚子改
 一人別、四十八萬九千七百八十七人
 天明六年(二四四六)丙午改
 一人別、四十五萬七千八百八十三人
 寛政三年(二四五二)辛亥改
 一町數、千六百七十八町
 一人別、五十三萬五千七百十人
 寛政四年(二四五二)壬子改
 一人別、四十八萬六千六百六十九人
 寛政十年(二四五八)戊午改
 一人別、四十九萬二千四百四十九人

内 男二十八萬九千二百八十六人
 女二十萬九千二百八十六人
 文化元年(二四六四)甲子改
 一人、四十九萬二千五百十三人
 文化七年(二四七〇)庚午改
 一人、四十九萬七千八百八十五人
 文化十三年(二四七六)丙午改
 一人、五十萬千六百六十一人
 文政五年(二四八二)壬午改
 一人、五十二萬七千九百九十三人
 文政十一年(二四八八)戊子改
 一人、五十二萬七千二百九十三人
 天保三年(二四九二)壬辰五月改
 一人、五十四萬五千六百二十三人
 内 男二十九萬七千五百三十六人
 女二十四萬八千八百七十七人
 天保五年(二四九三)甲午改
 一人、五十二萬二千七百五十四人
 天保十二年(二五〇一)辛丑五月改
 一人、五十六萬三千六百八十九人
 内 男三十五萬六千四百五十八人
 女二十五萬七千二百三十八人
 天保十三年(二五〇二)壬寅改

大百姓
 小作人
 永小作

一 組々番外共惣町數千六百七十五町
 天保十四年(二五〇三)癸卯改
 一 町數千七百十九町
 弘化二年(二五〇四)乙巳五月改
 一 人口五十五萬七千六百九十八人
 内 男二十九萬四千三百七十一人
 女二十六萬三千三百九十八人
 ◎ 附言
 右江戸町數、戶數、人口、享保十六年及び元文二年のものは勘定所より得たり、其餘は好事家の記録より取り取り併せて年次を以て之を列記す、故に書式一ならず、精粗同じからず、雖も享保以來調査の大要は左の如し
 一 町奉行支配場の町人、寺社、門前町々、共地主地、借店、借召仕當、歳迄の人數を擧げたる事
 一 他支配の町人を除きたる事
 一 能役者を除きたる事
 一 武家及び武家々來を除きたる事
 一 僧尼修驗者、社人、盲人、巫祝の類及び新吉原遊廓を員外に置たる事
 (右數條に注意し、首尾通覽せば、概略を察するに足らん)
 當時代に農にして田地を數多所有して耕作し、又は人に貸付くる者を、大百姓と云ひ、田畑を他の百姓に預け、作得を定めて作らすを、小作と唱へ、從ひてこれを耕作するものを、小作人といひ、小作に直小作、別小作、名田小作、永小作の別あり、永小

直小作

作は廿ヶ年以後に互れば、小作をかふるを得ざるもの、直小作は田畑を質入して、其地主直に小作人たるものを云ふ也。

農の禁制

而して幕府は百姓が農より轉して商人なること、田畑の永代賣買を禁じ、また所有の田一町以内のものは、之を子孫に分配する事を禁じて、貧弱の弊を防ぎたりき。

農具

農具には鋤、鍬、鎌、耙、耨、鋤、鍬、木杷、竹杷、杵、臼、碓、磨、磨、後家倒、水車等

肥料

肥料には油粕、乾鰯等あれど、人糞を主とせり。

商業

治平の世に於ては、商業の發達するは固より其所なり。江戸二百年の太平は、我邦稀れに見る所にして、その間商業は駁々として長足の進歩をなしたりき。今唯米に關する一端のみを擧げんに、

奥羽米始めて江戸に入り來る

寛文十年(三〇)河村瑞賢、幕府の命により、江戸奥羽間の海運を開きしより、奥羽米、直ちに江戸に入り來り(篇に委し)又大阪との通運は、元和五年(七九)堺の商人が二百五十五石積の一般に商品(米等)を搭載して、江戸に運送せしに始まれり。元

十組問屋

祿七年(二三)幕府は令を出して、江戸諸問屋を十組に分ちしが、米問屋も固より此中にありき。享保年間に至り、江戸、大阪に糠問屋起りしことは前章に記せり。當時米市場は諸所に立ちしが、其最も盛大なるは、大阪堂島の米市とす。(相場變遷の事(すべ))

正米市

此米市は、該時代の初め幕府が大阪の人、淀屋與右衛門に命じ、諸大名の廻漕米を糶賣せしに起り、毎朝北濱淀屋橋邊に、正米市を設けたり。元祿中堂島へ移りたり。

延米賣買

其後正銀正米の賣買のみにては繁昌せざるが故に、堅物米を設け、期日を定め、延米(定期賣買)をなししが、米商人蝟集して利を争ふこと宛から、餓鬼の如きものありき。

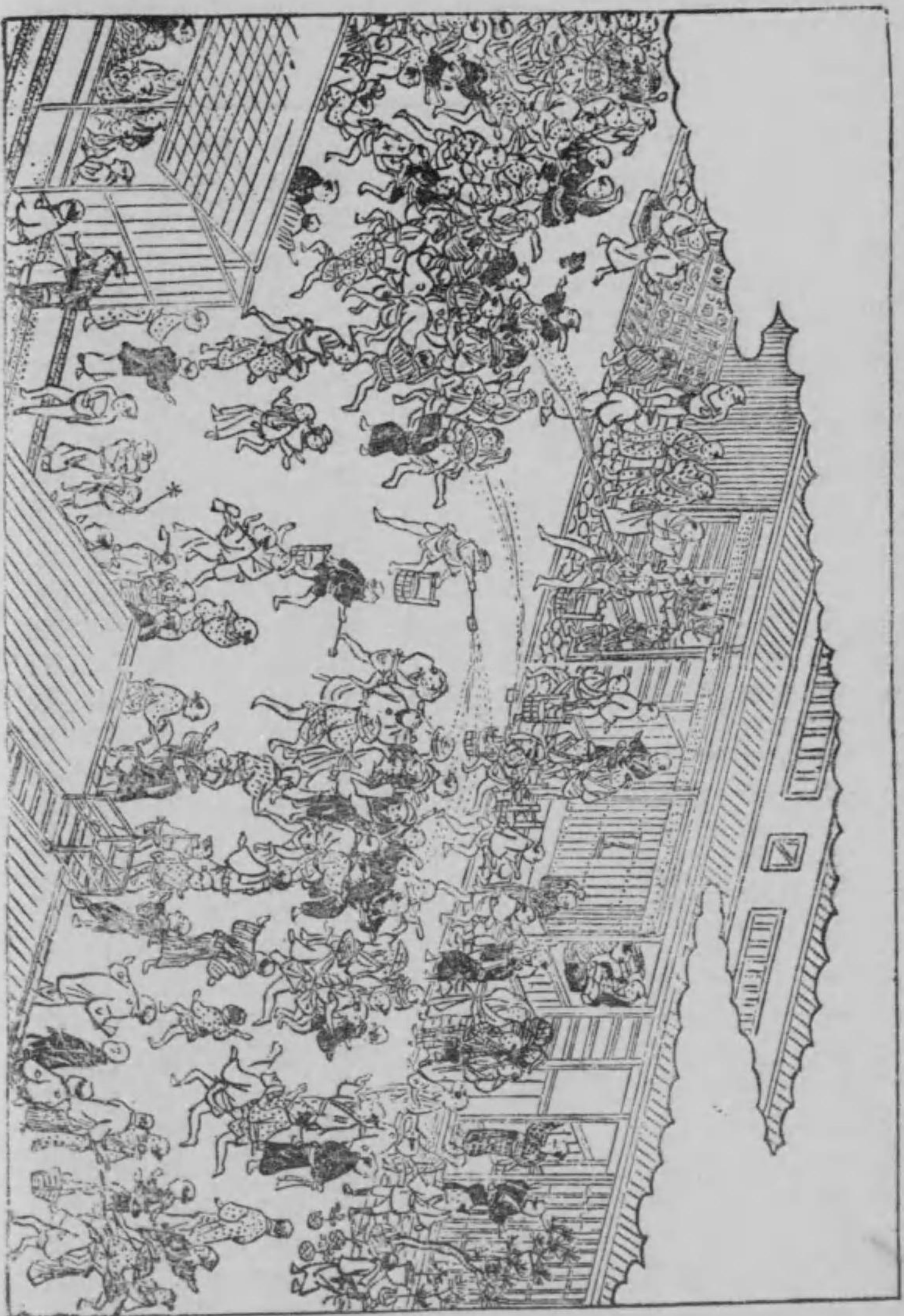
太宰春臺の詩に、

糶 賤 行

東都士民何何何。始自孟冬至季冬。
海内糶賤諸侯困。哀哉方今士與農。
郡國近歲互有年。粟米如土不直錢。

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (織、豊、徳川)

糶穀の詩



米の市場 六

詔有司議定價

貴貨賤穀由上政

號令愈出愈不行

商賈何親戚

未厚本却薄

本末厚薄兩易處

都鄙皆々不聊生

君不見農夫辛苦把鋤犁

已知樹徒費力

天下求利相聽逐

一朝不炊終日飢

冠冕君子胡然愚

郡國粟米鉅萬々

不然鉅船相載去

愚哉四國有粟可金買

君不見盈虛消息天道彰

安知今日如土米

勸君儲蓄民間粟

號令數出紛々然

因循無人察利病

黎民何以保性命

士農何仇讎

一樂一憂愁

冠履倒置皆失據

在位肉食日暇豫

秋成粟米如塗泥

來年誰復享夏畦

那知金錢不如穀

金錢寧充人口腹

皆道有錢斯有粟

何若棄之壑谷

遠向海外諸國鬻

一方無糧何所苦

年歲積儉豈有常

不為後來來者糧

用待凶年救飢荒

仲買株の起源

享保六年(二二)に至り幕府は延米賣買は不正の業なりとして之を禁せしが同
十六年(二二)大岡忠相(越前)その必要を認めて再興し廣く諸國の商人をも加へ米

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (織、豐、徳川)

のべし

旅の状況

木錢又木貨

米錢米代

江戸藩政時代の旅況

國寄を定め、仲買株を授く、これ仲買株の起源也。
 この米市には毎日帳合、延商米、仲買、虎市米、仲買等、數百人相集まりて取引に従事し、米戰の勝敗瞬間に決し、損益忽ちに表裏し、眞に公然の賭博の如き觀ありしかば、遂に眞摯なる商人社會の輕蔑する所となり、世此等の商人を「のべし」と稱せり。

今此時代是等人民の旅の状況を見るに、慶長の初め、己に便要の地に宿舎ありしと雖も、猶ほ古風の存するあり、旅人は米、或は糶及、衾、褥を携へて往來し、旅舎は唯米を糶く、薪、糶を浸す湯を給して、其家に假臥せしむるのみ、その宿泊料を稱して、木錢、又は木貨といへるは、是れ事實に於て薪柴を給したるを以てなり、後ち旅人は糧食を擔ひゆくの不便を厭ひ、米を買ひて之を調理せしむるに至れり、されば又た是が爲に、米錢、米代の稱あり(日本風俗史)

去れど諸國の交通繁く、人々驕奢に赴くに從ひて、この質朴の風は何時しか一掃せられ、宿驛に旅舎立ち並び、宿引なるものありて、宿泊を強ひ、旅舎に入れば、茶菓子座前に堆かき、浴後うち寛げば、珍饈美味、既に至り、枕席、褥一として備はら



食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (續、豊、徳川)

江戸初世時代の旅況

ざるなく、按摩、肩を揉み飯、盛り、衾に侍し、木錢、米代の稱は猶ほその名目を有せしも、糶を擔ひ歩きたし、時とは其趣き大に異なりて、宿舎の自由なるは、却つて我家に在るに勝れるに至れり。
 前に記する所により、此時代の教學、醫學の大要、農耕、米産、額、歳、の豊凶と米價の高低、米商等の一斑を知るを得たれば、次で當時の歴史を略叙

し、記録に據り、食米と脚氣病との關係に論及せんとす。

第一節 武弁殺伐なる質素簡樸の世に於ける食米と脚氣病との關係

自正親町天皇永祿十一年(紀元二二二八年)至靈元天皇延寶八年(同 二三四〇年)

當時代の歴史
上概見

足利氏滅びてより、織田信長その後を受け、四方を平定し、その領地は優に全國の半を占め、皇室の尊を復し、皇居を修治し、米を部下に貸し、其利を供御料に獻ぜり。信長は尙ほ進みて征定の偉功を奏せんとしたるに、天正十年端なくも、明智光秀の弑する所となり、茲に一頓挫を來したるが、信長の將弟、柴秀吉、織田氏の遺業を繼ぎ、東伐西征の功を積み、四民に平和を謳はしめ、城を攝津の大阪に築きて之に居り、始めて天下一統の基業を開けり。然れども未だ深く後圖を成すに及ばず、豪華榮耀、唯其一代を盛にし、世を去りぬ。秀吉薨後、其子秀頼之に次ぎしも、幼冲にして將士の向背定りなく、天下再び戦亂の困厄に遭遇せんとせしか、此時、關八州に威を振ひし徳川家康立ちて、茲に太平の基を固らせり。家康薨去後、二代三代の將軍相次ぎて、益々其治を致し、社會は平和の状態となり、民人其所を得て、文化四方に擴がるに至りぬ。

子が茲に記述せんと欲する所は、織田、豊臣二氏が天下を一統したる時より、徳川氏の延寶年代に至る間の社會の生活狀態、殊に其食米と脚氣病との關係、これ

今より三百年頃
の武士は、米食
に味を嗜み、
暖かい汁を
嗜むなり。

亂世の武士が
食米に味を
嗜むかきたて
汁なり。

なり。

抑も元龜、天正時代(四〇〇頃)は戦亂日に絶えず、武士大名は武勇を尊び、其生活は質素簡易を旨とし、玄米を食し、糠、味噌汁を飲み、戰場に馳驅したるは、記録の明に之を證する所にして、左に引用せるものを見れば、其實狀を徴するに足る也。

『落穂集』(大道寺友山の著にして、天文十一年壬寅(二二〇三)家康の生れしとき)に云ふ、
「亂世の武士の義は、治世の武士とは大に違ひ、(中略)その身、軍陣に立候ては、鹽のかきたて汁をすゝり、黒米を其儘飯に炊きたるばかりを給べならひ候を以て、世上無意安穩なる時の朝食とても、料理數奇食好み仕る義もこれなく云々。

明治壬子を距る三百三十年前時代の武士は、玄米に糠、味噌汁を添へて食したりし事知るべき也。

『古老諸談』(著者不詳、主として家康の事蹟を記し、且慶長)に云ふ、

「井伊兵部少輔直政語られし昔年、東照君甲州若王子表に始めて北條氏直と御對陣のとき、或る夜、大久保七郎右衛門忠世かたより、只今若き衆打寄り、うまさき料理の候、早々御出有べしと申越さるゝに依り、急ぎ行向へば、陣屋出座に火を

根芋の糠味噌汁を珍味なりす舌鼓して食す

井伊直政根芋の糠味噌汁は味悪しとて食せざりしを人々々々華奢なりと笑はる

戦國武士卒は三合の黒米煮をか食し死ぬるが如く命を捨つるも等しと云ふ

焼せ、自在鑊を下し、平鍋のふつゝかなるを懸けて、根芋の葉も莖も共に糠味噌にて煮たる也。座中には烏井新太郎忠政、石川長門守康道、本多彦次郎康直、岡部彌次郎長盛、大久保新十郎忠隣など、焚火を取圍み居らる。七郎右衛門尉座を開け、萬千代殿是へと請せらる。其芋汁未だ熱せざるに、手に手に椀に盛り舌打して食へり。直政へも椀に堆かく盛りて與へたるを取り、少し食ひける。殊の外味悪く、食するに堪へがたし。下に置いて居ければ、流石萬千代殿は若衆にて華奢也。とて、皆々數椀争ひ食ける。七郎右衛門云ふ、萬千代殿いかゞして食し給はぬ哉。と也。是に少し醬油を入なば好かるべしと挨拶す。皆々申様、夫は奢りなり。左様の物が今爰に有べきかと也。又七郎右衛門申は何れもよく心得られよ。此等汁の味の悪きを皆賞翫せられて、手前の士卒是をさへ食する事ならず、僅か三合の飯煮えもせぬ。黒米を食ひ、寒苦を凌ぎ、暑熱を厭はず、白刃に身を碎き、主人の爲めに命を擲て、働く事、其志切なる所、武道、義理によれり。百姓は又斯様の物を作り出し、辛苦して主君に收納し、士卒を養ひ、かやうな物も己が口に入る事ならず、妻子も飢寒に及べり。さらば大將たる人は其心ある事也。今屋形様(家康の)

次第に敵國を多く従へさせ給へば、各大名になるべき間、只今の芋汁の味を忘れず、士卒を撫で愛し、百姓を憐愍あるべし。若此味を忘れ給ひては、武道怠り、君臣の義までも薄かるべし云々と謂しを、今耳底に残つて感ずると也。と
この時代には社會の上流に居り、主要の地位を占むる武士大名にても尚ほ且つ斯の如く根芋の糠味噌汁を珍味とし、常に玄米に糠味噌汁を添へて食したりとすれば、農工商の生活状態は之を推するに難からず、況んや多年の戦亂の結果として、四民大に困窮せるをや。

香月牛山の「巻懐食鏡」(一巻、正徳六年丙申(二三七)に云ふ)

「蒸米概以蒸大豆加入十分之一和鹽水搗合經數日而後熟以爲羹民俗呼米糲味噌汁此物味甘淡鹹消食除積滯齊樂之人時々食之可也」

天正慶長の頃には、士庶は玄米を常用し、社會の上流に位を占むる縉紳と雖ども、精白米を食することは間々之あるのみにて、平常は然らざるが如し。次に引證する所は能く此間の消息を洩らすものならん。

天正年間米價高直にして、人民困窮せし事は「落穂集」の左の文にても推知し得

食米と脚氣病とに係る歴史上の觀察 (續、豊、徳川の二)

糠味噌の製法
刈川

豊臣時代の今より三百年前頃の十庶は玄米を常食とせり